

[文久元(1861)年]

- 8.16 オランダ海軍医官ポンペの建議により設立された長崎養生所、開院式挙行。
- 11.- 長崎養生所、精得館と改称。

[慶応元(1865)年]

- 8.- 長崎精得館に分析究理所付設。

[慶応2(1866)年]

- 2.- オランダ二等軍医ハラタマ来日、分析究理所教師に就任。
- 10.- 分析究理所の江戸移設決定。

[慶応3(1867)年]

- 8.- 幕府、大坂開成所設置を構想。
- 12.9 王政復古の大神令。
- - 幕府、江戸開成所内に理化学学校建設。翌年春の開講を予定。

[慶応4/明治元(1868)年]

- 1.3 鳥羽・伏見の戦い(戊辰戦争勃発)。
- 3.14 五箇条の誓文発布。
- 3.- 開成所教授並何礼之助、「仮語学所積高」作成。舎密局、医学館、語学所の3施設からなる大学校設置を計画。
- 6.- 大阪府知事後藤象二郎・参与兼外国官副知事小松帯刀、理化学学校の大坂移転を建言。
- 7.- 新政府、理化学学校を舎密局として大阪に創設することを決定。開成所御用掛の田中芳男・神田孝平・箕作麟祥・何礼之助、教師ハラタマおよび生徒数名を派遣。
- 9.8 明治と改元し一世一元の制を定める。
- 10.4 大阪城西側大手前旧城番邸跡に舎密局校舎起工。明治2年3月下旬完成。
- 10.- 大阪府、新大学校設立の布告案作成。様々な教科を対象とする総合的教育機関を構想。

[明治2(1869)年]

- 2.25 大阪府、舎密局諸事と教頭ほか諸職員を管轄。
- 3.2 舎密局、博物館への改称を大阪府に伺出。
- 3.5 大阪府、舎密局の入学許可願書(「口上書」)認可。このなかで諸身分・階級に門戸を開放。

-
- 3.16 大阪府、舎密局の入学束脩と月々の伝習料につき認可。それぞれ600疋、月100疋と規定。
 - 5.1 舎密局、開講式挙行。ハラタマ教頭が開講の趣旨を演説。大阪府知事以下諸官吏、各国領事官、教職員、生徒ら数百人が臨席。
 - 5.8 舎密局、授業開始。
 - 6.15 昌平学校が大学校となり、開成学校・医学校はその分局となる。幕府学問所の流れを汲む東京の3官立学校を統合。
 - 6.17 版籍奉還。
 - 8.- 何、洋学校創設を発議。大阪府も洋学校諸職員を任命。
 - 9.12 大阪府、洋学校開設を布告し、何の役宅に洋学校調所設置。
 - 9.22 天満川崎の旧営繕司庁跡に仮洋学校開校。
 - 9.- 仮洋学校、入学規則と寮則を大阪府に差出。入学金を500疋と規定。語学中心に普通学科を課す。
 - 10.- 何、「学校之儀ニ付建言」を大阪府と大蔵大丞山口尚芳に提出。洋学校設立の趣旨とその充実を訴える。
 - 10.- 舎密局、何の原案による「建白七ヶ条」を大阪府と大蔵大丞に提出。舎密局の大学校移管を訴える。舎密局を理化二学の高等教育機関かつ大学校への予備教育機関と位置付け。
 - 12.3 何、洋学校督務を命じられる。
 - 12.17 大学校を大学、開成学校を大学南校、医学校を大学東校と改称(第1162)。
 - 12.22 洋学校、民部省の管轄となり、兵庫県洋学校を合併して島町旧代官所跡に移転し正式発足。
 - 12.- 舎密局寄宿舎完成。

[明治3(1870)年]

- 1.- 舎密局、「支配」関係にある者からの願書提出など入学手続きに関する制限を全廃。
 - 1.- この頃舎密局、大阪化学所の名称も使用。
 - 4.3 化学所および洋学校、大学南校管轄となる。
 - 5.20 大阪理化学所、造幣寮管轄となる(第364)。
 - 5.26 大学、化学所に対し、理化学所と改称の旨達。
 - 5.- 洋学校教則制定。
 - 6.13 大学権少丞准席中島秀五郎(のち永元と改める)、洋学校出張事務取扱を命じられる。
 - 7.- 洋学校、語科に仏語追加。
 - 10.18 大阪理化学所、大学管轄下に復帰(第685)。
 - 10.24 洋学校、開成所と改称し理学校を分局として併合(第695)。
-

-
10. - 大学出仕奥山嘉一郎(のち政敬と改める)、理学校事務取扱を命じられる。
 閏10. 8 開成所、校舎不足のため、理学校と合併した新校舎の造営を要望、取り計らいを
 依頼する旨を大学に差立。12月頃には一時入学差し止め状態となる。
 12. - 理学所のハラタマ教頭、契約満了し退任。

[明治4(1871)年]

7. 8 開成所、理学所敷地内に新営した校舎にて開校。
 7. 14 廃藩置県の詔書發布(太政官350)。
 7. 18 文部省設置(太政官361)。開成所は文部省管轄となる。
 7. - 洋学校、独乙学設置の建白。
 10. - 文部省七等出仕肥田玄二郎(のち昭作と改める)、開成所校長に就任。
 11. 12 岩倉具視を特命全権大使とする遣外使節団、横浜を出発。

[明治5(1872)年]

6. 6 天皇、開成所に来学。
 8. 2 学制制定につき布告(太政官214)。
 8. 3 学制頒布(文部省布達14)。
 8. 3 文部省、開成所に対し、第四大学区第一番中学と改称すべき旨達。
 8. 17 外国人ニテ教授スル中学教則頒布(文部省番外8月17日)。修学年限、学科目、時
 間数などについて規定。
 9. 8 中学教則略頒布(文部省番外9月8日)。学科目を規定。
 10. 3 第四大学区第一番中学、理学所を受け継いだ理化学課程と変則生教授を廃止(文部
 省10月3日)。
 10. 18 第四大学区第一番中学、一旦閉校し退学させた全生徒に改めて試験を実施し、適
 格者に入学許可を与えて再開。
 11. 29 文部省七等出仕奥山政敬、第四大学区第一番中学校長に就任。
 12. 3 太陽暦を採用、この日を1873年1月1日とする。

[1873(明治6)年]

1. 10 徴兵令制定。
 3. 18 学制二編頒布(文部省30)。
 4. 10 大学区分画改正(文部省42)。第四大学区第一番中学を第三大学区第一番中学と改
 称。
 4. - 文部省、第三大学区第一番中学に対し、教則を外国語学校教則に改めるべき旨達。
 4. 23 第三大学区第一番中学を開明学校と改称(文部省54)。
 4. 28 学制二編追加頒布(文部省57)。外国語学校の学科目、修学年限について規定。通
-

- 弁養成に加え専門学校進学の子備教育のための機関として位置付け。
5. 3 外国語学校教則頒布(文部省61)。修学年限、学科目、時間数などについて詳しく規定。
- 8.29 開明学校、仏学科廃止の見込みを伺出。10月31日廃止。

[1874(明治7)年]

- 1.17 板垣退助ら、民撰議院設立建白書を左院に提出。
- 4.18 開明学校、大阪外国語学校と改称(文部省布達16)。
- 4.一 文部省、外国語学校教則改正。専門学校進学の子備教育に重点を移し、英語教授を主とする。
- 12.27 愛知・大阪・広島・長崎・新潟・宮城の各外国語学校、英語学校と改称(文部省30)。

[1875(明治8)年]

- 2.23 大阪英語学校、校名改称に伴い改正した学則を伺出。3月31日認可。
- 4.一 大阪英語学校、構内旧理化学と薬園地を内務省大阪司薬場へ引き渡し。
- 6.24 大阪英語学校、普通科卒業生を対象とした専修科設置を上申。12月24日再上申。
- 9.一 大阪英語学校、授業手伝生制度を導入。
- 10.10 文部省督学局九等出仕高橋是清、大阪英語学校長に就任。
- 10.14 文部省八等出仕高良二、大阪英語学校長に就任。
- 11.29 同志社英学校開校。
- 1912.2.14 同志社大学設立。

[1876(明治9)年]

- 2.26 日朝修好条規調印。
- 5.10 フィラデルフィア万国博覧会開会。大阪英語学校より試験問題・答点表・作文・地図・写真を出品。

[1877(明治10)年]

- 1.15 大阪英語学校、文部省に寄宿舍則を届出。
- 1.30 西南戦争勃発。
- 1.一 大阪英語学校、書籍規則(書籍貸与規則・書籍払渡規則)を制定。
- 2.5 京都―大阪―神戸間鉄道開業式挙行。
- 2.14 天皇、大阪英語学校に來校。
- 2.19 宮城・愛知・新潟・広島・長崎の英語学校廃止(文部省布達1)。
- 2.一 大阪英語学校、授業料改定。年額一等18円、二等9円、三等4.5円と規定。
- 3.一 大阪英語学校、舎生長設置。学力品行良の年長者を手当金3円で登用し、舎生長

仮定心得制定。

- 4.12 東京開成学校と東京医学校を合併、東京大学を設置(文部省布達2)。
- 4.12 東京英語学校と東京開成学校普通科を改組し、東京大学予備門を設置(文部省布達3)。
- 6.25 大阪英語学校、専修科開設を伺出。
 - 7.4 伺済となり校則改正。3学期制を導入し、数学・物理学・化学の専修科を設置することを規定。

[1878(明治11)年]

- 7.10 大阪英語学校、普通科より舎密局以来初めての卒業生を出す。
- 12.14 大阪英語学校、改めて専修科開設を上申。1879年1月23日実施認可。

[1879(明治12)年]

- 4.2 文部省、大阪英語学校に対し、大阪専門学校と改称し理学科・医学科を設置する旨達。
- 4.4 大阪英語学校、大阪専門学校と改称(文部省布達3)。
- 4.4 東京大学予備門総理服部一三、大阪専門学校総理に就任。
- 4.4 琉球藩を廃し沖縄県とする旨布告(太政官布告14)。
- 4.10 文部省、大阪専門学校に対し、本科教員は教授・助教、予科教員は訓導・助訓と称すべき旨達。
- 5.12 文部省、大阪専門学校に対し、職制及事務章程を達。
- 6.17 大阪専門学校、予科教則案伺出。6月30日一部訂正の上認可。
- 8.23 大阪専門学校、化学科医学科仮教則伺出。9月4日認可。
- 9.4 大阪専門学校規則施行。化学と医学の2専門科よりなる本科(4年)、普通科としての予科(4年)を設置。
- 9.29 学制を廃止して教育令制定(太政官布告40)。

[1880(明治13)年]

- 1.17 服部総理、この日より数度、新校地検分のため京都府伏見へ出張。
- 4.5 集会条例布告(太政官布告12)。
- 4.15 体操伝習所主幹折田彦市、大阪専門学校長に就任。
- 5.17 文部省、大阪専門学校に対し、総理を学校長と改称する旨達。この頃教授・助教以下も教諭・助教諭・雇教員などと改称。
- 6.2 文部省、大阪専門学校に対し、「理学科」を当分廃止すべき旨達。
 - 7.31 化学科廃止。
- 8.10 大阪専門学校、予科教則改正を伺出。10月21日一部訂正の上認可。

-
- 8.13 大阪専門学校、本科医学科教則改正を伺出。8月23日認可。
 - 9.一 大阪専門学校校則発行。通則において理学・医学の2専門科よりなる本科(4年)、予科(3年)の設置を規定。
 - 12.11 文部省、大阪専門学校に対し、大阪中学校と改称し医学科を廃止して中学科を設置する旨達。
 - 12.26 大阪専門学校を大阪中学校と改称(文部省布達2)。
 - 12.28 教育令改正(太政官布告59)。

[1881(明治14)年]

- 2.12 大阪中学校、文部省に大阪中学校現行学科課程を提出。邦語中学科は設置されず、英語中学予備科(1年)と英語中学科(4年)により構成。
- 6.13 大阪中学校、英語科教則伺出。英語専用の専門学校もしくは大学予備門への進学教育の場と位置付けた英語科を構想。
- 8.30 英語科存続を再び伺出。
- 7.29 中学校教則大綱公布(文部省達28)。中学校を高等普通教育機関として位置付け。
- 8.一 大阪中学校、訓導を教諭・助教諭と改称。
- 9.一 大阪中学校中学科、附属英語科を伴い発足。
- 10.11 明治十四年の政変。
- 10.12 国会開設の詔発布。
- 12.一 大阪中学校、文部省に提出した『大阪中学校年報』において、幼年生徒寄宿舎開設、体操科振起、学力差解消のため学力不足の生徒を対象とする変通授業法実施などを将来の緊急要務として提示。

[1882(明治15)年]

- 3.一 大阪中学校、幼年舎仮設。
- 7.11 文部省との数度のやりとりを経て大阪中学校規則決定。授業料は1学期1円と規定。
- 7.一 諸規則を収めた『大阪中学校一覧』印行。文部省に進達し各府県に頒布。
- 11.16 文部省、大阪中学校に対し、中学科設置以前の入学生のために附属英語科を暫時設置することを認可。

[1883(明治16)年]

- 2.一 大阪中学校、試業規則による初の学級試業実施。
 - 3.一 大阪中学校、附属英語科教則伺出。中学科設置以前の入学者以外の新入生入学を禁止し修業年限を5年と規定。
 - 7.10 大阪中学校附属英語科、卒業生を出して閉鎖。
-

- 9. 一 大阪中学校、変通授業法の廃止を伺出。
- 9. 一 大阪中学校、初の試験による入学者を出す。

[1884(明治17)年]

- 1. 26 中学校通則制定(文部省達2)。第1条に「忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等普通学科ヲ授クルヘキモノトス」と規定。
- 4. 一 折田校長、文部大輔九鬼隆一に同行し京都府伏見桃山を巡視。
- 9. 一 大阪中学校学則一部改正。総則第1条に「忠孝彝倫ノ道」を本とする旨を追加。
- 9. 一 大阪中学校、助教諭と雇教員の間に御用掛教員を新設。

[1885(明治18)年]

- 4. 10 『日出新聞』創刊。
- 6. 一 文部卿大木喬任、太政大臣三条実美に対し、大阪中学校を大阪大学部校と改称し漸次一大学とする旨伺出。
- 一 一 この頃、大阪中学校、関西大学創立次第概見を提出。大学への昇格を構想。
- 7. 13 大阪中学校を大学分校と改称(文部省告示2)。
- 7. 17 大学分校、9月発足に備え仮規則一斑を上申。
- 8. 2 折田校長、文部権大書記官久保田譲に同行し、新校地検分のため大阪府堺、京都府、兵庫県に出張。
- 9. 5 大学分校、規則を作成し伺出。
- 9. 11 大学分校、在学する元中学校生徒を予備科生に再編成し新入生を加え発足。
- 9. 18 折田校長、新校地検分のため、大阪府信太山、京都府伏見陸軍兵営、兵庫県摩耶山や西之宮などへの出張伺出。
- 11. 7 大学分校、規則を訂正の上再び伺出。
 - 12. 2 裁可。本科(理学・文学)、予備科を設置。本科にはさらに法・医・工科の設置を構想。予備科授業料を年15円と規定。
- 12. 22 太政官制を廃し内閣制度発足(太政官達69)。
- 12. 28 文部大書記官中島永元、大学分校長に就任。

[1886(明治19)年]

- 3. 2 帝国大学令公布(勅令3)。帝国大学の目的を「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ又其蘊奥ヲ攷究スル」と定め、分科大学・大学院・総長・評議会・評議員・分科大学長などに関して規定。東京大学、工部大学校を統合して帝国大学に改組。
- 4. 10 師範学校令公布(勅令13)。
- 4. 10 小学校令公布(勅令14)。

-
- 4.10 中学校令公布(勅令15)。尋常中学校・高等中学校の2段階を設置。
 - 4.29 文部省、大学分校を第三高等中学校とすることに決定(文部省報告)。
 - 4.30 高等師範学校高等中学校東京商業学校官制公布(勅令35)。
 - 7.1 高等中学校の学科と程度を規定(文部省令16)。
 - 7.28 第三高等中学校、予科仮課程を伺出。低学力者を対象とした別課(2年)を設置。
8月13日認可。
 - 9. — 第三高等中学校生徒、寄宿舎生徒組合規約を自主制定。
 - 11.21 京都府通常府会、高等中学校誘致のため地方税より10万円を文部省に寄付することに関する諮問案を討議、可決。
 - 11.30 高等中学校の設置区域決定(文部省告示3)。第三区的高等中学校設置は京都に決定。
 - 12.6 文部省、第三高等中学校に対し、設置場所を京都とする旨達。
 - 12.14 第三高等中学校、規則開申。
1887.4.14 裁可。授業料を年15円と規定。
 - 12.27 森有礼文相、京都にて新校地検分。第三高等中学校移転地を愛宕郡吉田村に決定する旨発表される。

[1887(明治20)年]

- 2.15 天皇、第三高等中学校に来学。
 - 4.22 文部省参事官折田彦市、第三高等中学校長に就任。
 - 5.13 京都府臨時府会召集。高等中学校設置費用を創設費という費目で捻出することを討議。5月14日可決。
 - 5.21 学位令公布(勅令13)。学位を博士・大博士の2種とし、文相に授与権を付与。
 - 7.6 高等中学校の学科と程度を一部改正(文部省令4)。学科を法・文系(一部)、工・理系(二部)、医(三部)に分割。
 - 8.19 高等中学校の医科を教授する所を医学部とし、第一から第五までの各高等中学校にこれを設置することとし、その位置を規定(文部省告示6)。第三高等中学校医学部は岡山に設置。
 - 9.11 第三高等中学校本科発足。授業料を本科年20円、予科年15円と規定。
 - 9.17 高等中学校医学部の学科と程度を規定(文部省令9)。
 - 10.19 高等中学校生徒定員を規定(文部省告示10)。第三高等中学校は本科予科1,150名と医学部400名で最大規模。
 - 12.26 保安条例公布(勅令67)。
 - 12.28 高等中学校予科補充生について規定(文部省告示15)。予科に欠員のあるときは当分子科補充生を入学させ、その学科および程度は尋常中学校の1・2年によるとする。
-

12. 一 高等中学校長会議で第三高等中学校への法科設置を議決。

[1888(明治21)年]

- 3.31 第三高等中学校、奈良・月ヶ瀬・笠置方面へ5泊6日の第1回修学旅行実施。
 4. 1 第三高等中学校医学部、岡山県医学校を母体として開設。
 4.22 第三高等中学校、春季大運動会挙行。
 6.25 吉田村、京都市に編入され吉田町となる。
 12. 1 第三高等中学校、法科分科創設之件を上申。1889年3月28日裁可。

[1889(明治22)年]

- 1.22 徴兵令(改正)公布(法律1)。
 2.11 大日本帝国憲法発布。
 3.22 高等中学校医学部に薬学科を附設(文部省令2)。
 7. 1 東海道線新橋－神戸間全通。
 7.15 第三高等中学校新校舎、吉田町に完成。本校・寄宿舎・事務所・物理学実験場・化学実験場・寄宿舎食堂・賄所および浴室をもって構成。
 7.29 高等中学校法学部の学科と程度を規定(文部省令5)。
 7.29 第三高等中学校に法学部設置(文部省告示11)。定員150名。
 8. 1 第三高等中学校、京都移転。
 9. 8 第三高等中学校、新寄宿舎開舎。
 9.11 第三高等中学校、京都での開校式挙行。文相・府知事その他来賓を含め359名が臨席。
 9.14 第三高等中学校、生徒取締上ノ件を議決し生徒に対して掲示。生徒呼称ノ事において校内での教職員や生徒の呼び方を規定し、制服制帽着用を定める。
 9.20 第三高等中学校、生徒服装心得方を達。
 12.27 第三高等中学校、薬学科附設之儀伺出。1890年2月5日認可。

[1890(明治23)年]

2. 6 第三高等中学校医学部に薬学科を附設し定員を100名とすることを規定(文部省告示1)。
 3.28 官立学校及図書館会計法公布(法律26)。
 3.28 官立学校及図書館会計規則公布(勅令53)。
 4. 8 第三高等中学校医学部附設薬学科、私立岡山薬学校生徒を引継ぎ授業開始。入学資格は尋常中学校3年修了以上、修学年限3年。
 4. 8 天皇、第三高等中学校に來学。榎本武揚文相が上奏文にて同校の大学昇格の見込みについて言及。

- 4.9 琵琶湖疎水開通、竣工式举行。
7. — 第三高等中学校医学部校舍、岡山に完成。
- 9.11 第三高等中学校法学部発足。入学者19名。
- 10.15 文部省直轄学校官制改正公布(勅令233)。高等中学校官制において教頭を廃止、教諭・助教諭は教授・助教授と改称。
- 10.30 教育ニ関スル勅語發布。
- 11.25 第1 帝国議會召集。
- 12.27 第三高等中学校、教育ニ関スル勅語の下付をうける。
1891. 1. 7 医学部、下付をうける。
- — 芳川顕正文相、「大学令案」を閣議に提出。地方大学の設立、高等中学校の拡張を主張。

[1891(明治24)年]

- 1.9 第三高等中学校、教育ニ関スル勅語の捧読式举行。以後毎年学年始業式に举行。
- 1.12 医学部で捧読式举行。
- 2.20 衆議院議員長谷川泰、第1 帝国議會に帝国大学新設案を提示。
- 4.22 第三高等中学校、経費削減を理由に予科補充科募集停止を上申。1892年7月廃止。
- 4.27 第三高等中学校、教職員の服制・帽制を規定。
7. — 第三高等中学校医学部病院、岡山に完成。
8. — 特命全權公使兼帝国博物館総長九鬼隆一、「京都大学条例」を起草。
- 10.22 第三高等中学校、校団行進中の敬礼式および行進途次心得方を規定。

[1892(明治25)年]

- 2.11 第三高等中学校壬辰会発足。課外活動を通じた職員・生徒の親睦組織として結成。
- 3.10 壬辰会機関紙『壬辰会雑誌』第1号発刊。
- 10.15 京都にて関西地方教育家大集会を開催(17日まで)。衆議院議員石原半右衛門、西京大学設立意見と題して演説。九鬼隆一、「京都大学設立考按」を寄送し、京都新設の大学では東洋学重視との旨を述べる。
- 11.22 文部省外国留学生規程公布(勅令102)。
- 12.24 長谷川議員ら、第4 帝国議會に「関西ニ帝国大学ヲ新設スル建議案」を提出。

[1893(明治26)年]

1. — 第三高等中学校正門竣工。
- 7.10 第三高等中学校、尋常中学校卒業生を予科第二級以上に受け入れ、予科第三級を廃止。
- 8.11 帝国大学令一部改正(勅令82)。評議会の審議条項、評議員任期改正、各分科大学

への教授会設置、講座制および名誉教授創設などについて規定。

- 9.11 帝国大学及文部省直轄諸学校雇外国人ニ関スル件公布(勅令96)。
- 9.20 第三高等学校、校内及教場内心得を規定。
- 10.31 文官任用令公布(勅令183)。
- 10.31 文官試験規則公布(勅令197)。

[1894(明治27)年]

- 4.8 京都府会議員上野弥一郎、文相に対して府会から京都大学校設立を建議することを発議。
- 4.23 高等学校校長会議開催。高等学校の再編成を論議し、5月には京都高等学校に法・工・医の3学部を設置することを決議。
- 5.11 第三高等学校、舎密局開講式が行われた明治2年5月1日を学校の創立の日とし、第1回記念式挙行。
- 6.1 第三高等学校、予科第二級の募集停止を開申。6月14日認可。
- 6.20 第三高等学校、医学部薬学科廃止の件を上申。6月30日認可。
- 6.25 高等学校令公布(勅令75)。第一から第五までの高等学校を高等学校と改称。
- 7.7 第三高等学校最後の卒業証書授与式挙行。新設の第三高等学校に大学予科・薬学科がないため、本科・予科・薬学科生徒292名は他学校へ転配されることとなり、引き続き分袂式挙行。
- 7.12 高等学校に法・医・工学部および大学予科設置(文部省令15)。第三高等学校には法・医・工学部のみ設置。
- 7.12 高等学校修学年限および入学程度を規定(文部省令16)。専門学部4年(薬学部のみ3年)、大学予科3年。入学は尋常中学校卒業程度。
- 7.17 高等学校に設置する法・医・工学部の学科目および講座を規定(文部省令17)。
- 7.21 大学予科規程制定(文部省令18)。
- 8.1 第三高等学校規則認可。授業料を年25円と規定。
- 8.1 第三高等学校、旧予科第一級を1年限り存置することを決定。大学予科の学科を課す。1895年6月30日廃止。
- 8.1 清国に宣戦布告(日清戦争)。
- 9.11 第三高等学校開校。校長による3日間の生徒延見を実施。
- 9.11 第三高等学校、学生心得・学生規約規程・級長及組長規程を制定。
- 9.- 第三高等学校、学生の制服・制帽・帽章について規定。
- 10.16 第三高等学校学生、寄宿生規則を自主制定。11月10日認可。
- 10.30 第三高等学校嶽水会発足。第三高等学校壬辰会の趣旨を踏襲。
- 12.24 第三高等学校、各学部卒業生に学士の称号を与える旨を伺出。

[1895(明治28)年]

- 1.22 第三高等学校学生、学生規約を自主制定し学校に願出、同日認可。
- 2.1 京都電気鉄道株式会社、営業開始。
- 4.1 吉田町に隣接する岡崎町にて第4回内国勸業博覧会開催(7月末まで)。
- 4.17 日清講和条約調印。
- 4.23 三国干涉。
- 5.22 第三高等学校、日清戦争凱旋祝賀式举行。
- 6.14 第三高等学校学生、法学部と工学部の襟章を自主制定し学校に願出、同日認可。
- 6.18 第三高等学校、第一・第二・第四・第五高等学校の医学部卒業生に得学士の称号授与が認可されたことをうけて、卒業生への得業士の称号授与を伺出。7月2日裁可。
- 西園寺公望文相、伊藤博文首相宛に「清国賠償金ノ一部ヲ東京及京都ノ帝国大学基本金トシテ交付セラレンコトヲ請フノ議」を執筆、京都帝国大学の設置を主張。
- 文部省、京都帝国大学創立案を数種類作成。

[1896(明治29)年]

- 1.9 京都帝国大学創立費を含む1896年度歳入歳出総予算案、第9帝国議会に提出。3月5日可決、3月14日公布。
- 3.14 京都帝国大学医科大学創立費を含む1896年度歳入歳出総予算追加案、第9帝国議会に提出。3月25日可決、3月28日公布。
- 6.4 文部省、高等学校長会議における高等学校専門学科廃止の議論をうけ、第三高等学校に対し、法律学科・土木工学科・機械工学科の募集を見合わせるべき旨通牒。
- 12.18 文相の諮詢機関として高等教育会議を設置(勅令390)。

[1897(明治30)年]

- 4.17 第三高等学校、大学予科設置(文部省令3)。
 - 4.19 第三高等学校、規則改正を伺出。大学予科について規定。修学年限を3年とし、専攻分野別に第一から第三部を設置。5月10日認可。
 - 5.1 帝国京都博物館(現京都国立博物館)開館。
 - 6.18 京都帝国大学設置に関する勅令制定(勅令209)。6月22日公布。
 - 6.22 京都帝国大学設置に伴い従来の帝国大学を東京帝国大学と改称(勅令208)。
 - 6.22 京都帝国大学官制公布(勅令211)。職員の種類や職掌を規定。
 - 6.22 帝国大学高等官官等俸給令公布(勅令212)。
 - 6.22 帝国大学舎監特別任用ノ件公布(勅令214)。
 - 6.23 京都帝国大学理工科大学を9月11日から開設する旨公布(文部省令8)。
-

-
- 6.24 京都帝国大学理工科大学講座ノ件公布(勅令219)。講座の種類とその数を規定。
 - 6.28 文部省専門学務局長木下広次、京都帝国大学総長に就任。
 - 7.14 京都帝国大学総長職務規程公布(文部省訓令)。
 - 7.20 京都帝国大学の位置を京都市上京区吉田町と決定し、7月25日から事務を開始する旨公布(文部省告示16)。
 - 8.21 「御真影」の下付をうける。
 - 8.- 第三高等学校本館の西半分・事務所を譲りうけ、京都帝国大学事務所を西階下へ移転。
 - 9.2 命令及告示式達示(達示1)。
 - 9.3 分課規程達示(達示2)。
 - 9.3 分科大学通則達示(達示3)。「学年学期休業」「入学」「在学」「休学及退学」「試問」「卒業」「聴講生」「特待学生」「授業料及用品料」「懲戒」の全10章51条。入学受験料5円、入学料2円、授業料1か月2円50銭。
 - 9.3 理工科大学土木工学科及機械工学科課程達示(達示4)。
 - 9.3 理工科大学物理学および数学教室(現・旧石油化学教室本館)竣工。
 - 9.3 第三高等学校の新校舎、京都府より寄付された吉田二本松の地に完成。正門および門衛所・本校・銃器室・生徒控所・事務所より成る。翌年各教室・寄宿舍・文庫など竣工。
 - 9.8 文部省訓令「第三高等学校の校地校舎校具を京都帝国大学へ引渡し方要綱」により、第三高等学校より校地、校舎、校具を引渡しをうける。
 - 9.11 教育ニ関スル勅語(署名入り)の下付をうける。
 - 9.11 学生24名を収容し仮寄宿舍開舎。
 - 9.11 第三高等学校大学予科発足。
 - 9.13 第1回学生宣誓式挙行。
 - 9.14 授業開始。
 - 10.11 寄宿料徴収規程達示(達示15)。
 - 10.14 府立尋常中学校(のちの府立第一中学校、現洛北高等学校)、現吉田近衛町の新校舎に移転。
 - 11.6 教育ニ関スル勅語の捧読式を挙行。
 - 11.- 山口銳之助理工科大学教授と数名の学生、運動会設立認可を木下総長に願出。

[1898(明治31)年]

-
- 3.11 奨学資金規程達示(達示3)。
 - - 3月か4月頃、運動会結成。
 - 6.14 創立記念祝日規程制定。毎年6月18日を創立記念祝日と規定。
 - 6.18 第1回創立記念式挙行。
-

-
- 6. 一 『京都帝国大学一覧』発行開始。以後1972年まで発行。
 - 7. 30 附属図書館、図書の受入れ開始。最初の受入れは東京帝国大学寄贈の『帝国大学一覧』。
 - 8. 23 第三高等学校寄宿舎を引き継ぎ寄宿舎として使用開始。
 - 12. 2 図書借受仮規則達示(達示15)。
 - 12. 10 学位令公布(勅令344)。大博士を廃し、薬・農・林・獣医学諸博士を新設。論文提出による学位請求者の可否決定機関が評議会から各分科大学教授会に移行。
 - 12. 10 博士会規則公布(勅令345)。
 - 一 一 理工科大学機械工学教室および土木工学教室本館竣工。
 - 一 一 理工科大学純正化学製造化学教室本館竣工。

[1899(明治32)年]

- 1. 7 学位令細則公布(文部省令1)。
 - 1. 12 分科大学通則一部改正(達示1)。研究生に関する規定を追加。
 - 2. 7 中学校令改正(勅令28)。尋常中学校を中学校と改称。
 - 2. 7 実業学校令公布(勅令29)。
 - 2. 8 高等女学校令公布(勅令31)。
 - 3. 18 大学院規程制定。
 - 3. 28 文官分限令公布(勅令62)。
 - 3. 28 文官懲戒令公布(勅令63)。
 - 4. 3 第1回運動大会開催。
 - 7. 4 京都帝国大学法科大学及医科大学講座ノ件公布(勅令321)。
 - 7. 4 京都帝国大学法科大学および医科大学開設(文部省令35)。
 - 7. 10 1896年度より新入生募集を停止していた第三高等学校の法学部および工学部土木工学科・機械工学科、在学生をすべて送り出し消滅。
 - 7. 24 学内に文官普通懲戒委員会設置。
 - 7. 一 附属図書館大閲覧室竣工。
 - 9. 1 医科大学規程、同学科課程達示(達示8)。
 - 9. 1 法科大学規程達示(達示9)。
 - 9. 11 医科大学附属医院看護婦見習講習科設置。
 - 9. 12 分科大学通則一部改正。研究生に関する規定を削除。
 - 10. 3 評議員選挙手続達示(達示11)。
 - 10. 一 医科大学附属医院、内科・外科の診療開始。
 - 11. 24 第1回評議会開催。
 - 11. 29 附属図書館規則、同規則執行手続制定。
 - 12. 11 医科大学附属医院規程達示(達示22)。
-

-
- 12.11 附属図書館、閲覧業務開始。
 - 12.14 法科大学学科課程達示(達示24)。
 - 12.28 評議会規程裁定。
 - 12.- 医科大学附属医院および看護婦養成所開設。
 - .- 医科大学附属医院本館竣工。

[1900(明治33)年]

- 2.4 島文次郎図書館長らの発起による関西文庫協会、発会式举行。図書館の管理や諸般の事項の講究と利用の発達を目的とし、事務所を附属図書館内に設置。
 - 4.- 日本初の図書館関係雑誌『東壁』第1号発行。
- 2.2 運動会規則制定。
- 3.10 治安警察法公布(法律36)。
- 6.1 皇太子来学。
- 6.4 京都法政学校設立。
 - 1904.9.3 京都法政大学設立。
 - 1913.12.2 立命館大学と改称。
- 6.- 近衛篤磨、「近衛文庫」1,219部2,169冊を附属図書館に寄託(第1回)。
 - 1916.7 - 769部10,606冊寄託(第2回)。
 - 1923.9.- 98,000点寄託(第3回)。
- 7.4 文部省直轄学校外国委託生ニ関スル規程制定(文部省令11)。
- 7.10 第三高等学校工学部応用化学科・採鉱冶金学科、最初の卒業生を送り出し消滅。工学部閉鎖。
- 7.14 第1回卒業証書授与式举行。優等卒業生に恩賜の銀時計を授与(1918年まで)。
- 9.15 立憲政友会発足。
- 9.24 法科大学規程改正(達示15)。国法、刑法、私法、民事訴訟法、国際法、経済の各演習科を設置し、論文の執筆を義務付け。
- 10.9 医科大学附属医院看護婦見習講習科規則達示(達示17)。
- 12.27 入学ニ関スル附則制定。
 - - 尊攘堂保存会、「維新特別資料文庫」554部2,169冊を附属図書館に寄贈。
 - - 理工科大学電気工学教室本館竣工。

[1901(明治34)年]

- 3.29 文部省外国留学生規程全部改正(勅令16)。
 - 3.30 “KYOTO IMPERIAL UNIVERSITY CALENDAR”(『京都帝国大学一覽』)発行。
 - 4.1 第一・第二・第三・第四・第五高等学校の医学部をそれぞれ千葉・仙台・岡山・
-

- 金沢・長崎の医学専門学校とし、第三高等学校法学部・工学部を廃止(文部省令8)。
6. 一 中江種造、奨学資金(中江奨学資金)寄贈。京大初の奨学資金。
9. 7 北清事変に関する北京議定書調印。
- 11.11 文部省直轄学校外国人特別入学規程公布(文部省令15)。
- 11.21 医科大学解剖学教室本館竣工。

[1902(明治35)年]

- 1.29 衛生事務心得達示(達示2)。
- 1.30 医科大学衛生生理学教室本館竣工。
- 1.30 日英同盟協約調印。
2. 7 医科大学附属医院産婆補習科規則制定。
- 3.28 臨時教員養成所官制公布(勅令100)。
5. 6 高根義人法科大学教授、木下総長に大学制度改革の意見書を送付。
- 5.22 織田万法科大学長・坪井次郎医科大学長・中沢岩太理工科大学長、創立記念式典の10月18日への変更を木下総長に上申。
- 7.14 織田万・井上密・仁保亀松・岡松参太郎・高根義人の各法科大学教授、大学運営に関する10項目の意見書を木下総長に提出。
- 8.21 医科大学解剖学教室講堂(現医学部系統解剖講義室)竣工。
9. 一 中沢理工科大学長、同大学教授4名とともに木下総長に「京都帝国大学官制改正ノ義ニ付建議」を提出。分科大学長の互選を提案。
- 10.18 京都高等工芸学校(現京都工芸繊維大学)、現西部構内にて開校。
- 一 一 法科大学講義室竣工。
- 一 一 医科大学薬物法医学教室本館竣工。

[1903(明治36)年]

- 3.25 福岡医科大学設置(勅令54)。
- 3.25 総長職権の一部を福岡医科大学長に委任(勅令55)。
- 3.26 福岡医科大学を4月1日に開設する旨公布(文部省令8)。
- 3.27 専門学校令公布(勅令61)。
- 3.31 福岡医科大学に講座設置(勅令68)。
- 4.12 尊攘堂の落成式举行。
5. 7 法科大学規程および細則・補則改正(達示18)。最短在学年数を4年から3年に短縮し、法律学科と政治学科の区別を廃止、試問の科目群を4種に区分。
5. 8 皇后来学。
- 6.10 戸水寛人東大法科大学教授ら7名、桂太郎首相に対露強硬建議書を手交。

- 6.23 附属図書館に電灯設備を設置。
- 8.3 福岡医科大学長、同大学規程および学科課程に当分京都医科大学規程および学科課程の適用を希望する旨開申。
- 9.21 谷本富(のちの文科大学教授)、木下総長に宛て「京都帝国大学文科大学の組織に関する卑見」を執筆。
- 12.5 舎監を学生監に改称し教授・助教授・書記官中より兼任とする(勅令229)。
- - 医科大学医化学教室本館竣工。
- - 医科大学病理解剖学教室本館竣工。

[1904(明治37)年]

- 1.- 文部省、学生の猶予利用による徴兵忌避に対して嚴重警告(文部省訓令1)。
- 2.10 ロシアに宣戦布告(日露戦争)。
- 2.- 運動会臨時委員会、この年の運動大会を中止、1,500円の軍事公債応募を決定。
- 5.25 大森泊豊福岡医科大学長、各医科大学の入学希望者が予定収容数に過不足をきたした場合に抽選による選択を求める「学生分配法ニ関スル意見書」を作成。
- 8.25 京都医科大学規程達示(達示7)。
- 8.25 理工科大学規程達示(達示8)。
- 9.1 通則達示(達示9)。「学年、休業」「分科大学」「大学院」「奨学資金」の全4章56条。学年暦を9月始業に変更。6月18日の創立記念祝日を4月1日の京都帝国大学祝日へ変更。受験料5円、授業料1か年35円、大学院入学検定料10円、研究料1か年35円。入学科、特待学生制度、入学時の保証人制度廃止。
- 9.- 附属図書館、利用者の書庫内検索開始。
- 11.- 千賀鶴太郎法科大学教授、「日露平和克復の条件に就き挙国一致を望む」と題し講演。
- - 京大初の紀要として理工科大学の“Memoirs of the College of Science and Engineering”を刊行。
- - 中央発電所を本部構内東隅、補助発電所を理工科大学機械工場内にそれぞれ設置。
- - 吉田山浄水場完成、構内に給水。

[1905(明治38)年]

- 4.1 京都帝国大学祝式挙行。卒業証書授与式と創立記念式典をこの日に統合。
 - 4.2 祝式の一環として、午前9時から午後4時まで一般市民に大学内各教室開放。
- 6.2 法科大学教授会、卒業論文と卒業試問をともに課す規程改正案可決。
- 6.14 織田法科大学長、卒業試問の新設などを内容とする法科大学規程改正案を木下総長に提出。

-
- 6.30 評議会、法科大学規程改正案を時期尚早、他分科大学への影響大として否決。
- 7.13 織田法科大学長、評議会における否決につき木下総長に抗議。
- 6.17 松浦鎮次郎文部大臣秘書官、木下総長に対し、千賀法科大学教授の講和に関する談話を取り上げ、時局に関する言動を慎むよう職員に注意することを勧告する電報を送付。
- 8.25 文部省、戸水東大教授に対する休職処分を発令。
- 8.31 山川健次郎東大総長、戸水休職処分手続き上の責任をとり辞表提出。
- 9.5 日露講和条約調印。日比谷で講和反対国民大会開催。
- 9.11 織田法科大学長、戸水休職を不当処分とする法科大学教授会議の意見書を木下総長に提出、久保田謨文相への伝達を依頼。
- 9.15 松浦、意見書は教授会における議決事項ではないとして木下総長に返戻。
- 9.19 織田法科大学長、教授会の議決ではないとして久保田文相に対し再び上申。
- 9.29 法科大学臨時集会開催、戸水復職の勧告書を作成。
- 10.4 文相に提出。
- 9.一 運動会委員会、天長節祝賀のために以後11月3日に運動大会を開催し、運営には学生があたることを決定。
- 10.31 木場貞長文部次官、帝国大学特別会計法案、帝国大学特別会計規則案への意見申越を木下総長に要請。
- 11.20 評議会、帝国大学特別会計法ならびに同規則案について、定額支出金が将来予算の制約要因となることへの危惧、議会による大学財政統制への警戒を表明、予備費設定の困難さを指摘し、経理委員会の機能への疑問を提起。
- 12.15 寄宿舎を12月19日より当分閉鎖する旨達示。

[1906(明治39)年]

- 1.19 寄宿舎再開の旨告示。2月5日開舎。
- 3.3 舎生総会において寄宿舎申合を決定。
- 1.29 戸水、東大教授に復職。
- 3.一 運動会規則改正。春季に水上運動大会、秋季に陸上運動大会を開催することを決定。
- 4.15 運動会、大津三保ヶ崎において第1回水上大会(競漕)開催。
- 6.5 文科大学に講座設置(勅令135)。
- 6.11 文科大学を設置し、9月11日より開設する旨公布(文部省令10)。
- 8.3 牧野伸顯文相、学位令改正案を評議会に諮詢。
-

-
- 9.13 評議会、学位授与の最終決定を評議会の権限とすることなどを内容とした修正案を議決。
 - 8.16 文科大学規程制定。
 - 8.30 福岡医科大学、分科大学評議員選挙手続の適用の可否問い合わせ。
 - 9 4 福岡医科大学からも評議員1名の互選を命じる達示。
 - - 京大初の留学生として中国人学生1名を受入れ。

[1907(明治40)年]

- 2.6 市立美術工芸学校(現京都市立芸術大学)、現吉田上阿達町の新築校舎に移転。
- 3.20 評議会、修学年限4年・卒業論文廃止・4種試問制度廃止・2学科制復活などを内容とする法科大学規程改正案を了承。
 - 5.13 法科大学規程改正(達示4)。
- 3.21 小学校令改正(勅令52)。義務教育年限を6年に延長。
- 3.25 帝国大学特別会計法公布(法律19)。
- 3.25 帝国大学特別会計規則公布(勅令53)。
- 3.25 帝国大学経理委員会規則公布(勅令54)。
- 3.30 東京帝国大学及京都帝国大学並直轄諸学校ニ於ケル奨学寄附金委任経理規程公布(文部省訓令4)。
- 3.31 木下総長および中沢前理工科大学長に京大初の名誉教授の称号を授与。
- 4.1 創立十周年祝賀式を挙行し、祝賀講演会を開催。以後毎年大学祝日に通俗講演会開催。
 - 4.2 学内一般開放実施。
- 5.23 建築部設置。
- 6.17 学生監を専任化(勅令231)。
- 6.22 東北帝国大学創設(勅令236)。
- 7.1 理工科大学教授久原躬弦、総長事務取扱を命じられる。
- 7.18 帝国大学学生監特別任用ノ件公布(勅令279)。
- 10.16 学習院御用掛岡田良平、総長に就任。
- 11.11 評議会、岡田総長の6項目の提案(課外講演・制服制帽の着用・学内の清潔保持・卒業式の執行・特待生制度の設置・寄宿舎の増設拡張)を可決。
- - 法科・文科大学教室(事務室・研究室)竣工。

[1908(明治41)年]

-
- 1.17 「人格修養のための課外特別講演」開催。以後毎週金曜日に実施。1910年以降は毎年8月の夏季講演会に発展。
 - 3.13 通則一部改正(達示5)。特待学生に関する規定を追加。
-

-
- 4.23 京都・福岡の両医科大学規程を改正し、甲乙丙丁評価から百点満点に試問成績評価方法を変更。
- 5.21 京都医科大学学生、試験採点法変更と試験成績発表への反対を学生総会で決議。
- 6.3 事務官・司書官・司書・薬局長設置(勅令143)。
- 6.16 「帝国大学事務官、帝国大学司書官及帝国大学司書特別任用令」公布(勅令154)。
- 7.14 卒業証書授与式举行。1919年に廃止されるまで毎年7月に举行。
- 7.21 岡田総長、文部次官を兼任。
- 7.25 理工・医・法3分科大学の教授15名が協議、岡田総長の文部次官との兼任拒否、交渉のための委員の選出などを決議(岡田総長退職事件の発端)。
- 7.28 村岡範為馳・難波正・森島庫太・織田万の4教授、岡田総長と談判、兼任辞退を要求。岡田拒否。
- 7.29 田辺朔郎・千賀鶴太郎・中西亀太郎の3教授、文部省にて小松原英太郎文相と談判、岡田の兼任辞職を要求。文相、3教授の要求を拒否。
- 7.31 田辺・千賀両教授、山県有朋枢密院議長を訪問。山県、岡田総長の文部次官兼任の不都合を認める。
- 8.1 村岡・田辺・千賀・中西の4教授、文部省に小松原文相を訪問。文相、態度を変えて総長の兼任不可を認める。
- 8.10 各分科大学での検討結果を持ち寄り、総長後任問題につき委員会で協議。学内なら久原躬弦理工科大学長、学外なら山川健次郎東大名誉教授を候補とし、この夜久原に打診。
- 8.28 村岡・織田・田辺・井上密・千賀などの教授54名、後任総長に学内なら久原、学外なら山川を推薦し、両名以外の場合の事前照会を要求する旨決議。
- 9.2 元学習院長菊池大麓、総長に就任。
- 9.5 久原・山川推薦の決議連署者中44名会合、小松原文相に不満足の意を書面で提出することを大多数で可決。
- 9.30 赤司鷹一郎文部大臣官房秘書課長、菊池総長に対し、大学総長選任に関する京大教授の意見書を棄却した旨回答。
- 10.13 戊申詔書発布。
- 11.4 衛生事務取扱規程達示(達示15)。
- 12.1 附属図書館商議会規程達示(達示19)。
- 12.18 通則一部改正(達示21)。他の帝国大学の卒業生に大学院の門戸を開放、入学時の保証人制度復活。

[1909(明治42)年]

-
1. — 医科大学で開業医を対象に講習科開始。以後毎年1月実施。
-

-
- 2.6 法科大講堂において学生大茶話会開催。永続的学生団体を組織する議が起こり、準備委員が規則草案作成。
 - 9.一 菊池総長、以文会規則を教授・学生一般に示し賛成を得る。
 - 4.7 薬剤手設置(勅令84)。
 - 4.8 会計事務取扱手続を改めて会計事務規程制定。
 - 7.1 通則一部改正(達示14)。研究料納付を怠る大学院学生に対する除名規定を追加。
 - 9.15 附属図書館、中井家絵図・書類(建築関係2,267枚、114冊)を購入。
 - 10.20 通則一部改正(達示20)。外国学生に卒業証書を授与しうることを規定。
 - 10.29 通則一部改正(達示23)。入学料復活(5円)。優秀な卒業生に1か年月額30円を支給して大学院で研究に専念させる制度として特選給費学生に関する規定を追加。
 - 11.一 台湾総督府より高雄州旗山郡所在の土地を基本財産として移管(台湾演習林)。
 - 12.15 副手規程達示(達示28)。
 - 一 一 『以文会誌』第1号発行。
 - 1913.12.12 『学友会誌』(第8号)と改称。

[1910(明治43)年]

- 3.28 高等官官等俸給令改正(勅令134)。
- 3.31 医科大学法医学教室本館竣工。
- 3.31 附属医院眼科学教室および病室本館竣工。
- 5.21 石川一事務官、各分科大学長に対し、教授会への総長の列席希望を伝える旨通牒。
- 5.25 大逆事件の検挙開始。
- 5.26 講演会会則および聴講者心得制定。
- 8.8 第1回講演会開催(27日まで)。以後1937年まで毎年夏期に実施。
- 8.22 韓国併合に関する日韓条約調印。
- 9.21 運動会役員会、水上大会・陸上大会の中止を決定。
- 10.1 皇太子来学。
- 10.29 菊池総長、岡田次官宛書翰において、河田嗣郎法科大学助教授の『婦人問題』および『社会主義論』につき、河田に注意を与えた旨報告。
- 10.31 菊池総長、岡田次官宛書翰において、河田が自著の絶版を了承した旨報告。
- 11.一 平松時厚、「平松文庫」3,100冊を附属図書館に永久寄託。
- 12.22 九州帝国大学創設(勅令448)。

[1911(明治44)年]

- 1.9 通則一部改正。授業料・研究料を1か年50円に値上げ。
 - 1.28 学生控所(現学生集会所)開場式挙行。
 - 2.4 国定教科書の南北朝併立を非難した質問書が衆議院に提出される(南北朝正閏問題)
-

- の発端)。
- 7.21 文部省、南朝正統論に立つ教科書への改訂を決定。
- 3.31 書記官廃止、および総長職権の一部の福岡医科大学長への委任廃止(勅令41)。
- 3.31 京都医科大学を医科大学に改組(勅令44)。
- 3.31 福岡医科大学を九州帝国大学医科大学に改組(勅令45)。
- 6.4 岡村司法科大学教授、岐阜県教育会総会における講演「親族と家族」で民法を批判(岡村教授譴責事件の発端)。
- 6.7 岡村、菊池総長に面談、4日の講演内容について報告。「制裁」があれば甘受する旨述べる。
- 6.19 通則一部改正(達示8)。京都帝国大学祝日を4月1日から3月1日に変更。
- 6.28 文部省、各地方で催す教育会・自治後援会・各種講習会などの講演者は、大学教授については文部省または大学総長に人選を依頼すること、その他の名士のときも予め通知すべき旨通牒。
- 7.4 小松原文相、桂太郎首相宛書翰において、岡村への厳しい処分は家族主義への批判を呼び起こすので罰俸程度にすべきとの菊池総長の意向を報告。
- 7.18 岡村教授に対する譴責処分発表。
- 10.9 評議会、評議会規程から文相への報告義務を削除することを決定。
- 10.10 武昌の新軍・同盟会、蜂起(辛亥革命)。
- 11.10 医科大学附属医院産婆養成科規則制定。
- 11.16 通則一部改正(達示25)。入学料を納付しない者、および保証書を提出しない者の除名を規定。
- 11.17 文部省、各帝国大学直轄学校において「通俗講演会」を開催するよう通牒。
- 11.18 皇太子来学。
- 12.15 寄宿舎生、総会開催。大学側の寄宿舎建て替えに伴う運営方針の改革に反発し、自主解散を決定。
- 1912.2.10 解散式挙行。
- 一 一 附属医院小児科学教室本館竣工。

[1912(明治45/大正元)年]

- 5.8 理工科大学教授久原躬弦、総長事務取扱を命じられる。
- 5.13 理工科大学教授久原躬弦、総長に就任。
- 6.11 京都市電運転開始。
- 7.20 附属医院精神病学教室講堂竣工。
- 9.13 明治天皇「御大葬」に際して遙拝式を挙行。
- 10.21 有機化学実験室より出火、理工科大学本館全部を焼失。
- 12.1 朝鮮総督府より慶尚南道咸陽郡・同道山清郡・全羅北道南原郡・同道雲峯郡所在

-
- の国有林を80年を期限として借入れ(朝鮮演習林)。
 - 12.23 寄宿舎附属道場(武道場)竣工。
 - 12.30 附属医院精神病学教室本館竣工。
 - 12.- 1904年に募集を中止していた産婆講習科、附属医院産婆養成科として再開。

[1913(大正2)年]

- 2.10 憲政擁護派の民衆、帝国議會を包囲(第1次憲政擁護運動)。第3次桂内閣、総辞職を決意。
 - 3.10 各分科大学選出の総代の会合において、以文会と運動会を合併し、校友会規則を議決。
 - 4.16 烏丸通－東山通間の丸太町通、東山三条－熊野神社間の東山通が拡張され、市電開通。
 - 5.9 東北帝国大学総長沢柳政太郎、総長に就任。
 - 6.13 文相の諮問機関として教育調査会設置(勅令176)。
 - 6.26 通則一部改正(達示6)。入学者保証人制度規定を廃止。授業料納付の義務を怠る者のうち情状の重い者の除名を規定。
 - 6.- 住友家別邸清風荘庭園完成。
 - 7.10 寄宿料徴集規程制定。
 - 7.12 沢柳総長、医・理工・文各分科大学の計7教授に辞表提出を要求。
 - 8.5 7教授の依願免本官発令。
 - 7.13 法科大学協議会、教授の任免は予め教授会の同意を得ることを要すと決議、沢柳総長に口頭で抗議。
 - 7.23 法科大学協議会、教授の任免に当該分科大学教授会の同意が必要との意見書を作成、教授・助教授全員が連署し、沢柳総長への提出を決定。8月2日提出。
 - 7.26 文科大学教授会、法科大学からの23日付意見書に対し、多数は「文意強硬に失す」と反対、その旨法科大学に回答。
 - 8.15 仁保亀松・織田万・勝本勘三郎の3教授、沢柳総長と会談。沢柳、意見書の旨趣には賛同することを躊躇する旨回答。
 - 9.11 学生控所の東に3棟からなる新しい寄宿舎(現吉田寮)竣工。
 - 10.6 法科大学協議会に沢柳総長を招き会談。沢柳、教授の任免に関しては総長の専断を是とする旨表明。
 - 10.22 委託学生規程達示(達示20)。
 - 10.29 沢柳総長、教授の地位は尊重するが、教授の任免に関し予め教授会の同意を得るのは不穏当とする答弁書を法科大学協議会に送付。
 - 12.10 法科大学協議会、教授会の同意による教授の任免が現行制度の運用上最も穏当とする弁駁書を沢柳総長に提出。
-

- 12.11 法科大学協議会、学長以下3委員を上京させ、奥田義人文相に対し教授任免の権限につき陳情。仁保ら、奥田文相の採決を求める上申書を提出。
- 12.16 文科大学陳列館竣工。
- 12.18 京都府会、京大への農科大学設置を希望。京都府より敷地を寄付すべしとする意見書を決議、大森鐘一知事に提出。

[1914(大正3)年]

- 1.1 法科大学教授・助教授一同、「大学教授ノ任免ニ関スル交渉顚末」を『京都法学会雑誌』に発表。
- 1.13 沢柳総長、法科大学交渉委員に対し、教授の任免には教授会の意見を尊重するとする覚書を手交。法科大学、総長が教授側の意向を全面的に受け入れたとして、問題解決の旨発表。
- 1.14 午前、沢柳総長が仁保法科大学長を招き、前日法科大学の公表した内容は自らの意見と異なると発言。午後6時、法科大学協議会に沢柳出席、「教授会の同意を経る」との言明はしていないとして教授側と対立。午後10時、法科大学協議会、連袂辞職を決定、総長に辞表を提出。
- 1.15 法科大学、各分科大学教官への報告会を開催。各分科大学、引き続き各自善後策を協議。
- 1.15 午後3時、法科大学学生大会開催。法科大学教官の留任を期すことを決議、上京する委員11名が選ばれ直ちに出発。午後5時、法科大学卒業生19名も法科大学教官会議室に集まり、翌日2名が委員として文相に陳情のため上京。
- 1.17 文部省の招電により法科大学長ら3教授が上京、事情を説明。
- 1.20 法科大学学生大会、「教官各位と進退を共にせんことを期す」と決議。教官の主張を正当なものとし、留任を求める意見書を発表。
- 1.21 東大法科大学教授協議会、大学自治の精神で現行制度を改正すること、現行制度のもとでも大学自治の精神で運用すること、京大法科大学の事件もこの趣旨で解決すること、の希望を覚書にして文相に提出。
- 1.22 法科大学教授一同、東京に到着、文部省で富井政章・穂積陳重両東大名誉教授と会談。
- 1.23 法科大学教授・富井・穂積・奥田文相で協議。奥田、「教授ノ任免ニ付テハ総長カ職権ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ」との意向を表明。法科大学教授一同、留任を決定。
- 1.24 法科大学教授富井・穂積・奥田・沢柳、奥田の意向をもとに覚書を作成。仁保、問題解決を発表。
- 1.27 衆議院予算委員会が沢柳事件が取り上げられ、奥田文相、人事に関して教授会が決定権をもつものではないと発言。2月2日衆議院予算委員会第1分科会、2月

-
- 4日衆議院本会議、3月2日貴族院予算委員会第3分科会でも取り上げられる。
- 2.5 蔵經書院専務松村甚左衛門、「蔵經書院本」4,938冊を附属図書館に寄贈。
- 2.6 松浦鎮次郎文部省専門学務局長、宗像政東京府知事に対する学生の政治活動取締の通牒を沢柳総長に送付。
- 2.8 法科大学教授・助教授一同、「大学教授ノ任免ニ関スル事件ノ経過及解決」を『京都法学会雑誌』に発表。
- 2.9 法科大学協議会、奥田文相の議会における答弁に対し教授会としては何らの運動を行わないことに決定。雫本朗造・小川郷太郎・佐々木惣一の3教授の強硬論孤立。
- 2.11 内田銀蔵・狩野直喜・雫本・佐々木・織田万が会合、織田が佐々木らの心事を理解し「自ら、事実証明の任に当たらむ」と約束。
- 2.12 雫本・小川・佐々木教授の不服は誤解であるとの織田の談話、『大阪朝日新聞』に掲載される。
- 2.28 医科大学生理学教室研究室(現国際交流セミナー室)竣工。
- 3.13 文科大学教授の協議会、後任総長問題につき議論、松本文三郎学長および藤代楨助・狩野の両教授を交渉委員とし、他分科大学と交渉することに決定。
- 3.31 荒木寅三郎医科大学長・松本文科大学長、総長互選運動の代表として文部省に陳情のため上京。
- 4.14 荒木・松本両学長、総長互選のための各分科大学委員の協議会において、京大の希望として、総長任免の際の事前照会、総長の学内互選の2点を文部省に要望した旨報告。
- 4.28 医科大学教授荒木寅三郎、総長事務取扱を命じられる。
- 4.一 理工科大学に中央実験所設置。
- 6.15 文科大学臨時教授会開催。総長候補者選定法案承認。
- 6.20 一木喜徳郎文相、教育調査会に「大学校令案」(一木案)を提出。
- 7.6 理工科大学を理科大学・工科大学に分離(勅令145)。
- 7.6 理科大学・工科大学に講座設置(勅令146)。
- 7.7 理科大学規程達示(達示18)。
- 7.7 工科大学規程制定。
- 7.28 第1次世界大戦勃発。
- 8.23 ドイツに宣戦布告し参戦。
- 7.一 菊池大麓、教育調査会において「学芸大学」案を提出。
- 8.17 招電により上京した荒木総長事務取扱および各分科大学長、一木文相と会見。一木、山川健次郎東大総長の京大総長兼任を通告。
- 8.19 東京帝国大学総長山川健次郎、京大総長を兼任。
- 8.19 法科大学規程改正(達示23)。修業年限を4年から3年に短縮。
-

- 8.29 工科大学ならびに理科大学の授業開始を9月11日とする旨公布(文部省令23)。
 8. — 台湾演習林において、三井合名会社に委託して樟脳生産事業開始。
 9.25 滋賀県大津町に医科大学の実験所設置。
 11.5 附属図書館、「平松文庫」寄託本を一括購入。
 11.29 附属医院皮膚病学微生物学教室本館竣工。
 12.18 本部及各分科大学事務室竣工。
 — — 工科大学化学教室本館(のち工業化学教室本館)竣工。
 — — 理科大学化学教室本館、火災から復旧し竣工。

[1915(大正4)年]

- 2.25 福原鐸二郎文部次官、山川総長に対し、一部を除いた官務に服する者の衆議院議員との兼職を許可しない旨通牒。
 — — この頃、第12回総選挙(3月25日投票)に、仁保亀松法科大学教授が三重県の有志に推されて立候補。結果は落選。
 4.15 評議会、「御大典」に賀表を提出することに決定。
 5. — 山川総長、後任総長候補として、はじめに桜井錠二東大理科大学長次いで秋月左都夫宮内省御用掛を推薦し、各分科大学教授会に諮問。両名共に拒否の回答多数。
 6.3 久保田譲元文相、貴族院予算委員会において、京大における総長選任手続きを批判。
 6.9 沢柳政太郎、貴族院本会議において、京大における総長選任手続きを批判。
 6.上 山川総長、後任総長候補として荒木寅三郎を推薦し、各分科大学教授会に諮問。法・医・工・文賛成、理は学外より専任総長を置くべきとして不賛成と回答。
 6.15 医科大学教授荒木寅三郎、総長に就任。
 6.25 医科大学研究科規程制定。
 8.10 帝国大学名誉教授及文部省直轄諸学校名誉教授ノ待遇ニ関スル件公布(勅令152)。
 8. — 理科大学に化学特別研究所設置。
 9.21 高田早苗文相、菊池大麓の案を基礎に作成した「大学令案(高田案)」を教育調査会に諮問。
 10.5 評議会、文相より諮詢のあった新大学令案について、審議の上総長より各分科大学教授会に諮詢し21日までに各教授会の意見を徴し、評議会に参集することに決定。
 10.21 評議会、官公私立大学設立に賛成、修業年限の短縮は不可、などを内容とする答申決定。
 10.8 帝国学士院長菊池大麓、来学して大学令案と帝国大学との関係につき講演。
 11.6 法科大学弁論部、東大法科大学の緑会弁論部を招き第1回東大京大聯合学生演説会開催。

-
- 11.10 天皇即位礼に際し、運動場で祝賀式挙行。
 - 11.12 祝賀行事の一環として学内を開放(13日まで)。
 - 12.- 樺太庁より敷香郡泊岸村・敷香村所在の国有林を移管(樺太演習林)。

[1916(大正5)年]

- 3.2 評議会、教授海外派遣の順序決定方式につき各分科大学から提出された決議を審議。
- 3.30 法科大学研究室竣工。
- 3.31 工科大学中央実験所竣工。
- 3.- 医科大学附属医院看護婦見習講習科を医科大学附属医院看護婦講習科に改組。
- 5.15 医科大学附属医院小児科教室本館全焼。
- 6.2 電力委員会規程達示(達示9)。
- 6.12 教育調査会、新大学令案に対する帝大・貴族院・枢密院における反対論を考慮し、審議延期の旨申し合わせ。
- 7.7 教授欧米派遣ニ関スル申合裁定。
- 12.5 荒木総長、田所美治文部次官に対し、教官と衆議院議員の兼職の可否につき照会。
- 12.11 田所次官、荒木総長に対し、教官と衆議院議員との兼職を不可とする1915年2月25日の内牒を確認するよう回答。
- 1917.2.28 田所次官、荒木総長に対し兼職を許可する旨通牒。
- 12.8 理科大学物理学教室放射学・放射学研究室(旧防災研究所事務室)竣工。
- 12.13 通則一部改正(達示28)。病気またはその他の事故により成業の見込みのない者の除籍に関して規定。
- 12.23 医科大学に看護婦長設置(勅令258)。

[1917(大正6)年]

- 3.1 法科大学弁論部の一部学生、寺内内閣批判の演説旅行を企画。京都府何鹿郡綾部町有楽座で最初の演説会を開催。
 - 3.2 京都府与謝郡加悦町で演説会開催。
 - 3.- 法科大学学生高山義三ら学生5名を学業懈怠との理由で訓戒処分。
 - 3.15 評議会、学生政治運動ニ関スル件を決定、学生生徒の政治運動への従事を禁止。
 - 3.- 大学奉職者を組合員とし、日用品の購買、組合員への売却を目的とする京都大学購買組合成立。
 - 5.15 奥村電気に組織された友愛会京都第1支部の結成式挙行。法科大学学生高山義三、支部長に就任。
 - 6.22 建築委員会規程達示(達示14)。
 - 7.31 工科大学土木工学教室本館(現工学部土木工学科教室研究室)竣工。
-

- 9.20 首相の諮問機関として臨時教育會議設置(勅令152)。
 11.7 ソヴィエト政權樹立宣言(10月革命)。
 11.10 天皇来学。
 12.15 臨時教育會議、兵式体操振興ニ関スル建議を可決。学校教育における兵式教練振作を提言。

[1918(大正7)年]

- 1.17 庶務課から『本部通知票』第1号発行。
 1919.1.4 第131号から『学報』と改称。
 1.18 高等試験令公布(勅令7)。帝国大学法科大学卒業生の無試験による判事検事試補・弁護士資格獲得の特典を廃止。
 2.一 東大教授14名と京大教授2名(小川郷太郎・雫本朗造両法科大学教授)、独立の学術研究所設置を提言した「帝国大学改正私見」を公表。
 3.28 第三高等学校尚賢館竣工。
 3.31 富士川遊、「富士川文庫」4,347部9,017冊を附属図書館に寄贈。
 4.1 北海道帝国大学創設(勅令44)。
 4.3 第三高等学校新徳館竣工。
 4.25 荒木総長、評議会において大学学制問題に関する11項目を諮問。評議員以外に各分科大学より3名の教授を選出して臨時学制問題改革審議委員会を組織、審議することに決定。
 5.10 試問項目を5項目追加。
 5.17 臨時学制改革問題審議委員会、総長諮問の事項につき決議。
 5.23 田所美治文部次官、荒木総長に対し、『大阪毎日新聞』掲載の佐藤丑次郎法科大学教授の談話としての寺内正毅首相・水野錬太郎内相・後藤新平外相の地方長官への訓示に対する批評を不穏当とし、調査の上報告を要求。
 5.30 荒木総長、田所次官に対し、佐藤に注意を促したこと、新聞記事は実際の佐藤の談話とは異なっていることを回答。
 6.13 評議会、学内購買組合の出願を許可。
 6.22 臨時教育會議、大学教育および専門教育の改善に関する答申を首相に提出。総合制を原則とするも単科制に関しても認めること、分科大学に研究科を置き研究科を総合して大学院とすること、官立に加えて私立および公立を認めること、教授の停年制を設けて退職教授に退職俸を支給すること、学年の開始を4月とすることなどを提言。
 6.24 技手設置(勅令255)。
 7.23 富山県の漁家の女性ら数十人、米価高騰防止のため米の船積み中止を求めて海岸に集合(米騒動の発端)。以後、全国に波及。

- 8.10 京都府にも波及。
- 8.2 政府、シベリア出兵を宣言。
- 9.18 帝国大学総長職務規程公布(文部省訓令)。
- 9.一 法科大学学生高山義三を幹事役とした学生・労働者組織京都勞学会結成。
- 10.27 岡崎公会堂で恒例の東大・京大連合学生演説会開催。京大から田万清臣・古市春彦・津田元一、東大から赤松克麿・宮崎龍介らが出場。
- 12.7 京大側の活動に刺激を受けた東大学生ら、新人会結成。
- 11.11 ドイツ、連合国と休戦協定調印(第1次世界大戦終結)。
- 12.6 大学令公布(勅令388)。大学の目的を「国家ニ須要ナル學術ノ理論応用ヲ教授シ其ノ蘊奥ヲ攻究」および「人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養」と定め、分科大学に代わる学部を設置、学部への研究科の設置、研究科を総合した大学院の設置、公立大学・私立大学および単科大学の設置などを規定。
- 12.6 高等学校令全部改正(勅令389)。高等学校の目的を男子高等普通教育の完成と定め、公立・私立も認めること、修業年限7年を原則としつつ3年制も認めることなどを規定。

[1919(大正8)年]

- 1.2 医科大学附属医院小児科学教室本館、火災より復旧し竣工。
- 2.7 大学令公布に伴い、官立総合大学のみに適用すべき法令として帝国大学令を全部改正(勅令12)。
- 2.7 帝国大学及其ノ学部ニ関スル件公布(勅令13)。京都帝国大学の学部を法・医・工・文・理学部と規定。
- 2.7 京都帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件公布(勅令15)。
- 2.10 松浦鎮次郎専門学務局長、荒木総長に対し、16日の普通選挙促進大デモンストラーションに京大法学部生が参加予定との新聞記事が事実ならば充分諭示されたいとの旨要請。
- 一 荒木総長、学生の参加なしと回答。
- 2.24 南弘文部次官、荒木総長に対し、普通選挙運動へ学生が参加しないよう注意する旨通牒。
- 2.25 清野長太郎兵庫県知事、荒木総長に対し、京大法学部学生が23日神戸市湊川公園で関西大学・同志社大学学生と演説会を共催し普通選挙要求の演説を行った旨通知。
- 3.1 京城・平壤などで朝鮮独立宣言が発表され、示威運動おこる(3・1独立運動)。
- 3.12 法学部、学部長選任方法を教授会の互選とすることを可決。
- 3.28 高等諸学校創設及拡張費支弁ニ関スル件公布(法律31)。これにより着手された第1次創設・拡張計画には、京大での農学部創設と法・理学部拡張が盛り込まれる。

- 3.28 臨時教育會議、学位制度改善に関する答申を首相に提出。官立大学・私立大学・公立大学において学位を授与すること、博士会を廃止すること、帝国大学総長の推薦による学位授与を廃止することなどを提言。
- 4.1 京都帝国大学官制一部改正(勅令53)。帝国大学令改正に伴い、全面的に改正。学部長の設置などを規定。
- 4.17 総長選挙手続裁定。
- 5.4 北京の学生、パリ講和會議における山東問題の扱いに抗議し示威運動(5・4運動)。
- 5.12 京大初の総長選挙の第1回投票実施。
5.16 第2回投票実施。
5.23 第3回投票実施。荒木寅三郎を総長に選出(再任)。
- 5.23 文相の諮問機関として臨時教育委員会設置(勅令238)。
- 5.29 経済学部設置(勅令255)。
- 5.29 法学部の経済学・財政学・統計学講座を廃止し、経済学部これら3種類の講座を設置(勅令256)。
- 5.31 経済学部規程達示(達示20)。
- 6.5 評議会、優等卒業生・特待生制度および卒業式の廃止を決定。
- 6.28 ヴェルサイユ講和条約調印。
- 7.12 附属図書館、河合弘民の遺族より「河合文庫」793部2,160冊を購入。
- 12.一 建築部、建築課に改組。
- 一 一 この年、医学部選科に女性2名が入学(京大初の女子入学者)。

[1920(大正9)年]

- 1.9 建築課、営繕課に改組。
- 1.10 国際聯盟発足。
- 2.5 大学令による初めての私立大学として慶応義塾大学・早稲田大学の設立認可。
- 7.6 学位令制定(勅令200)。
- 9.15 文部省在外研究員規程公布(勅令393)。
- 10.30 教育勅語御換発後三十年記念勅語捧読式挙行。
- 11.25 評議会、農学部敷地を元白川村および元田中村地内と決定。
- 11.7 1910年9月に中止となった運動会を再開し、第11回陸上運動会を下鴨運動場にて開催。
- 一 一 理学部生物学教室(動物学教室・植物学教室)本館竣工。
- 一 一 この年度、北部構内農学部用地として民有地を寄附金献納資金で購入(1922年度まで)。

[1921(大正10)年]

- 1.17 この日より帝国大学総長会議開催。入学に関する規則につき新高等学校令最初の高等学校卒業業者受け入れに應じるために協議。特定の外国語・科目履修を入学の必要条件としない、他大学・学部欠員のあるときは選抜試験の不合格者に入学を許可するなど、文部省の要望をはば容認。
- 1.20 通則一部改正(達示2)。学制改革に伴う全面的改正。学年開始を9月から4月へ移行。京都帝国大学祝日を京都帝国大学記念日に改称。受験料・大学院入学検定料を10円に値上げ。入学の最優先資格を「高等学校高等科ヲ卒業シタル者」と規定。官庁公共団体などからの委託生に関する規定を追加。
- 2.3 評議会、南洋ボナペ島演習林設置案につき協議。
 - 2.17 貸下の交渉を行う旨決定。
- 2.3 評議会、名誉教授推薦内規決定。
- 3.26 学位規程達示(達示11)。
- 3.30 大学特別会計法公布(法律11)。
- 4.4 京都府北桑田郡知井村の山林に99年間の地上権設定契約締結(芦生演習林)。
- 4.12 大学特別会計規則公布(勅令81)。
- 4.13 書記官設置。看護婦長を看護長に改称(勅令85)。
- 7.9 文相の諮問機関として教育評議会を設置(勅令309)。
- 11.- 菊亭公長、「菊亭文庫」872部1,326冊を附属図書館に永久寄託。
 - 1923.12.- 同文庫38部43冊、および文書822点を永久寄託。
- - 管理課設置。
- - 労学会、第2回メーデー参加をめぐり大学の命令によって解散。

[1922(大正11)年]

- 1.23 在外研究員規程公布(勅令6)。
- 2.15 通則一部改正(達示5)。京都帝国大学祝日を3月1日から6月18日に変更。従来は高等学校高等科の文科・理科出身の区別なく入学が可能であったが、原則として文科出身者は法・文・経、理科出身者は医・工・理に入学することとし、欠員があるときのみ他系を選ぶうと規定。入学料を10円に、授業料を1学年75円、大学院入学検定料を20円に値上げ。
- 2.18 工学部陸軍砲工学生及海軍学生規程制定。高等学校高等科以上の学力ありと認められた者のみを新たに学生と認定。
- 3.3 京都岡崎公会堂にて全国水平社創立大会開催。
- 3.31 理学部地質学鉱物学教室本館竣工。
- 4.5 医学部附属医院看護婦産婆養成所規則達示(達示10)。

-
- 6. 5 工学部建築学教室本館竣工。
 - 6.18 創立二十五周年記念式挙行。式終了後、園遊会を開催。
6.19 学内開放(20日まで)。
 - 7.15 日本共産党結成。
 - 7.28 和歌山県西牟婁郡瀬戸鉛山村に理学部瀬戸臨海研究所設置。
 - 11. 7 大学や高等学校などの社会思想研究団体、学生連合会(FS)を結成。
1924. 9.14 学生社会科学連合会(学連、SFSS)と改称。
1925. 7.16 全日本学生社会科学連合会と改称。
 - 11.15 皇后来学。
 - 12.14 アインシュタイン来学、法学部中央大講堂で歓迎会開催。
 - — 大津臨湖実験所、医学部から理学部に移管。

[1923(大正12)年]

- 3.13 評議会、在職教授退職ニ関スル申合決定。
- 3.14 理学部地球物理学教室竣工。
- 3.31 文学部中央館竣工。
- 4. 5 第七臨時教員養成所設置(文部省告示263)。
- 5.24 学生監を教授・助教授より補任(勅令268)。
- 7. — 会計課事務分掌規程制定。
- 9. 1 関東大震災発生。
- 9. 4 関東大震災の傷病者手当のため、医学部救護班の編成を決定。教員・学生など22名が参加。
- 9.30 農学部校舎建設第1期工事として、教室および講義室竣工。
- 10.上 経済学部学生岩田義道・逸見重雄ら、思想問題研究会伍民会を組織。
- 10.18 評議会、震災のため東大学生が京大への転学を志願するときはこの年度に限り許可する旨決定。
- 11.15 評議会、学生の震災罹災者に対し、調査の上授業料免除を決定。
- 11.15 本部新館2階食堂営業開始。同地下の学生食堂も営業開始。
- 11.28 農学部設置(勅令489)。
- 11.28 農学部に講座設置(勅令490)。
- 12.中 伍民会を母体とし、社会科学研究会(社研)発足。
- 12.28 住友吉左衛門、「中院文庫」1,041冊を附属図書館に寄贈。

[1924(大正13)年]

- 1.10 政友会・憲政会・革新倶楽部の護憲三派有志、清浦内閣打倒運動開始(第2次憲政擁護運動)。
-

-
- 1.26 農学部規程制定。
 - 3.1 学生健康相談所開設。
 - 3.20 施設部電話拡張交換室(現保健診療所)竣工。
 - 3.21 法学部塔内部時計回廊(現事務局本館)竣工。
 - 4.15 内閣の諮問機関として文政審議会設置(勅令85)。
 - 5.2 京大社会科学研究会、第1回講演会開催。
 - 5.29 農学部附属農場および附属演習林を官制化(勅令132)。
 - 6.5 評議会、大学記念日における学生の記念祝賀会挙行の希望を許可。
6.18 農学部グラウンドにおいて、校友会主催の園遊会開催。1925年以降、5月
第3日曜日に開催。
 - 7- 京大社研会員淡徳三郎(文学部学生)、大阪高等商業学校長に大阪市電同盟罷業事
件に関する抗議書を手交。
 - 8.25 陸軍省と文部省の間において、中等以上の諸学校に現役将校を配置して訓練を施
す件の具体化交渉開始。
10.21 閣議における宇垣一成陸相と岡田良平文相の協議の結果、1925年度からの
中等学校における軍事予備教育の実施(専門学校以上は任意)、軍事予備教
育を受けた者の在営期限の短縮などを決定。
 - 9.14 学生連合会、第1回全国大会を東大で開催し、学生社会科学連合会(学連)と改称。
京大社研参加。
 - 9.25 農学部表門および門衛所竣工。
 - 10.23 東大・京大各運動部の対抗競技会を5日間京都で集中的に開催(初の「運動週
間」)。以後、京都・東京交互に開催。1925年から期間中は授業中止となる。
 - 11.12 学連中心に全国学生軍事教育反対同盟結成。
 - - 理学部宇宙物理学教室竣工。

[1925(大正14)年]

- 1.10 医学部附属医院内科学教室研究室竣工。
 - 1.29 附属図書館、中野達慧より「日藏未刊本」2,065冊を購入。
1933.4.1 中野達慧、「日藏既刊本」798冊を附属図書館に寄贈。
 - 3.20 通則一部改正(達示21)。授業料1学年100円に値上げ。
 - 3.25 医学部衛生学教室本館(現医学部G棟)竣工。
 - 3.30 京都帝国大学に対する定額支出金制度廃止(法律17)。5帝大の特別会計が統合さ
れて帝国大学特別会計として一本化。
 - 4.6 通則一部改正(達示23)。研究料を1か年75円に値上げ。
 - 4.13 陸軍現役将校学校配属令公布(勅令135)。大学の希望があれば配属が可能と規定。
 - 4.13 陸軍現役将校ノ配属ヲ受ケテ教練ヲ行フ学校ニ於ケル教練教授要目公布(文部省訓
-

-
- 令6)。
- 4.15 学会会新聞部、『京都帝国大学新聞』を発刊。
- 4.22 治安維持法公布(法律46)。
- 5.1 医学部病理学教室の大半焼失。
- 5.5 衆議院議員選挙法改正公布(法律47)。男子普通選挙制実現。
- 5.6 6月18日の記念日のほかに、5月第3日曜日を大学の祝日とする旨達示(達示24)。
- 5.17 創立記念祝賀式に皇太子来学。
- 5.17 楽友会館開館。
- 5.一 大阪市青年連合団、大阪英語学校跡碑を建立。
- 6.6 楽友会規程制定。
- 7.9 評議会、希望者に限って軍事教練を実施することに決定。
- 7.16 学連、第2回全国大会を学生集会所で開催。
- 9.22 京都府警久保田峻特高課長、15名の警官を率い、京大社研開催の第二学期研究会大会に大学当局・学生監の制止を振り切って臨監、事実上大会を解散に追い込む。
- 9.24 教練希望の学生、軍事研究を目的として国防研究会を組織、発会式挙行。
- 9.26 京大社研学生、来日中のロシア労働組合代表レプセに京都から大阪への車中でメッセージを手交。
- 10.6 京大社研、「レプセ事件批判演説会」開催、学生1名検挙。
- 9.27 叡山電鉄出町柳―一乗寺間開業。
- 9.一 この月より週3時間の戦史・戦術・防備の軍事研究講義開講。
- 11.1 社研学生、京都無産者教育協会結成。
- 12.1 京都府警察部、京大および同志社大の社研会員の私宅や寄宿舎を家宅搜索。合計36名を検束。2日の検束者も含め京大学生は19名、ほかに卒業生1名(京都学連事件)。
- 12.7 この日までに全員釈放。
- 12.3 京大社研および同志社大社研、「家宅搜索、検束問題に就て全学学生諸君に伝ふ」を作成、警察の行為を批判。
- 12.7 社研、学生集会所において、学生検束に関する真相報告会開催。
- 12.10 部長会議開催。学生検挙について「法律上犯罪の有無と別問題として今回の行政処分が大学教育を脅威し教育上面白からずといふことを意思表示したし」と決定。
- 12.14 学生検束に抗議する学生大会開催。府当局・内相の弁明要求、大学当局の黙起要求、学生自治機関設立を決議。
- 12.21 評議会、学生が嫌疑を受けたのは遺憾だが、京都府警察部のとった手段は不法の点があり迷惑であるとし、将来このようなことがないように総長より口頭で内相・文相に上申することに決定。
-

-
- 12.23 佐々木惣一評議員・坂口昂評議員、荒木総長に同行することに決定。
 - 12.24 法学部教授一同、学生検束を非難する意見書を公表。
 - 12.24 経済学部教授6名、当局の今後の注意を希望する意見書を公表。
 - 12.26 荒木総長・佐々木法学部長・坂口文学部長、若槻礼次郎内相・岡田文相と学生検束事件につき面談。若槻、将来の措置につき考慮することを了承。岡田は犯罪の有無が先決問題と主張。
 - — 施設部電気掛事務室(現工学部石油化学研究室)竣工。
 - — 武道道場(1939年理学部宇宙物理学教室に改築)竣工。

[1926(大正15/昭和元)年]

- 1.15 社研学生ら14名、出版法違反容疑で検挙。4月16日までに合計38名検挙。そのうち20名が京大学生(卒業生、中途退学者含む)。
 - 1.26 検挙された学生に対する予審開始。
 - 1.19 和歌山県有田郡八幡村の森林に地上権設定を契約(和歌山演習林)。
 - 1.25 評議会、学生検挙事件の処理のため、各学部より教授1名ずつを選び、機関を組織することに決定。
 - 1.28 荒木総長の諮詢機関として、教授7名からなる特別委員会を設置。
 - 2.13 荒木総長、全学生を大ホールに集め「特に諸子に告ぐ」と題して訓示を行い、「国禁に触れ社会若くは本学の秩序を紊すの行動」を慎むよう要望。
 - 2.13 荒木総長、京大社研代表者4名を招致、覚書を通知。会則中の「普及」の字を削除すること、会と外部の連絡を絶ち、会の組織を大学に報告することなどを勧告。
 - 2.25 京大社研、日本社会科学研究会聯合会本部に脱退届を提出した旨荒木総長に報告。
 - 5.21 校友会改善促進会発起人、校友会の現状を批判し役員会の改造などを求める文章を『京都帝国大学新聞』に掲載。
 - 5.29 文部省、学生・生徒の社会科学研究禁止を通達。
 - 6.2 日本主義に基づいた研究活動を行う学生運動団体猶興学会、発会式挙行。
 - 7.21 一年志願兵及一年現役兵服役特例公布(勅令261)。高等学校程度以上の教員検定合格者は、本来在営1年であるところを概ね10か月で帰休。付則により大学卒業者にも適用。
 - 9.15 京都学連事件の予審判決において、治安維持法・出版法違反で38名全員を起訴。
 - 9.15 京都学連事件についての新聞記事掲載禁止解除。
 - 9.19 荒木総長、各学部2名計14名からなる懲戒委員会を召集、学生16名の無期停学処分を決定。
 - 9.28 松浦鎮次郎文部次官、荒木総長に対し、京都学連事件につきこのような「不祥事件」の再発のないよう通牒。
 - 9.29 古在由直東大総長・荒木京大総長・田崎慎治神戸高等商業学校長・中目覚大阪外
-

-
- 国語学校長、文官懲戒令により譴責処分となる。
 - 9. - 京都府愛宕郡上賀茂村の国有地を移管し、農学部上賀茂試験地設置。
 - 10. 5 化学研究所設置(勅令313)。
 - 10. 9 学友会講演部主催の学生検挙事件批判講演会に刑事が無断で入場、学生が発見し、騒動となる。
 - 10.28 大分県別府市に設置した理学部地球物理学研究所、開所式挙行。
 - 11.26 化学研究所商議委員会規程、同常任委員会規程制定。
 - 12.25 評議会、天皇・皇后・皇太后に対し、大正天皇死去につき「御機嫌奉伺」「奉悼」上表を行う旨可決。

[1927(昭和2)年]

- 3.30 1919年廃止の卒業証書授与式を卒業式として復活させ挙行。
- 4. 1 兵役法公布(法律47)。中学校または中学校の学科程度と同等以上の学校在学者について、その修業年限により27歳まで徴集を延期することを規定。
- 4. 4 京都学連事件公判開始。
- 5.30 京都学連事件判決言い渡し。出版法違反・不敬罪は2月7日大赦令により免訴、治安維持法第2条該当として病欠者以外全員に禁固1年以下8か月(執行猶予15名)以下の刑を宣告。被告および検事、共に控訴。
- 11.14 学友会臨時役員会、共済部新設のほか規則の若干の改正を可決。
- 11.30 兵役法施行令公布(勅令330)。大学学部学生の徴集延期最高年齢を27歳と規定。
- 11.30 陸軍補充令(改正)公布(勅令331)。一年志願兵制度に代わる幹部候補生制度導入、大学での教練合格者は入学後約8か月後曹長に昇進しうることを明記。
- 12. 1 学生課設置。
- - 医学部附属医院外科研究室および整形外科教室研究室(現外科研究室)竣工。

[1928(昭和3)年]

- 1.13 熊野神社一百万遍間の道路拡張、市電運転開始。
 - 3.15 日本共産党に対する全国的大検挙(3・15事件)。京大社研学生22名検挙。
 - 3. - 熊本県阿蘇郡長陽村に理学部の阿蘇火山研究所設置。
 - 3. - 京都学連事件控訴公判開始。
1929.12.12 判決言い渡し。18名有罪、3名無罪。
1930. 5.27 上告した者のうち9名上告棄却。
 - 4.12 水野鍊太郎文相、小野塚喜平次東大総長事務取扱と荒木総長を招き、共産党事件(3・15事件)にかかわった学生の処分と「左傾教授」の休職処分の意向を伝達。
 - 4.16 午前、経済学部教授会開催。総長による河上肇教授辞職要求の理由には不同意だが、辞職の断行には同意する旨決議。午後、荒木総長、河上に辞職勧告。河上、
-

-
- これを拒否するも、帰宅後経済学部教授会決議を聞き、辞意を表明。
- 4.17 懲戒委員会、共産党事件(3・15事件)につき学生7名の放學を決定。
- 4.17 河上肇、辞表提出。
- 4.18 依願免本官発令。
- 4.17 学生有志、河上教授辞職に抗議して、学生大会開催を計画。学生監により禁止措置。
- 4.18 荒木総長、社会科学研究会に解散を命令。
- 4.18 経済学部学生、河上辞職に抗議する声明書を発表。
- 4.20 河上教授辞職問題に関する学生の意見の統一のため学生大会開催。「学生の本分を棄るもの」と認められ、解散。
- 4.21 河上、『京都帝国大学新聞』紙上に、「大学を辞するに臨みて」を発表。
- 5.10 京都市営バス、出町一植物園間で運転開始。
- 5.12 学生有志主催による河上博士謝恩会、楽友会館で開催。河上博士辞職反対学生大会実行委員会、声明書を発表。
- 10.30 学生監を学生主事に改称、学生主事補を設置(勅令250)。
- 10.30 文部省、思想問題に対処するため学生課を設置。
- 11.3 大阪府三島郡磐手村に設置した農学部の摂津農場、開場式挙行。
- 11.- 新潟県笹ヶ峰にヒュッテ竣工。
- - 本部正門前にナカニシヤ書店創業。
- - 医学部微生物学教室および生理学教室本館竣工。

[1929(昭和4)年]

- 1.- 摂津農場に古曽部園芸場設置。
- 3.15 暗殺された元講師の山本宣治代議士の葬儀に出席した京大学生30～40名検束。
- 3.22 理学部教授新城新蔵、総長に就任。
- 3.22 通則一部改正(達示3)。授業料を1学年120円に値上げ。
- 3.31 医学部解剖学教室発生学研究室(現医学部E棟)竣工。
- 3.31 大阪府三島郡磐手村に化学研究所本館竣工。
- 4.1 通則一部改正(達示6)。研究料を1か年100円に値上げ。
- 4.1 外務省所管東方文化学院京都研究所発足。
- 1930.11.9 北白川に所屋(現人文科学研究所分館)竣工、開所式挙行。
- 4.16 第2次共産党事件(4・16事件)。京大学生2名検挙。
- 5.14 今出川通の百万遍一銀閣寺道間に市電開通。
- 6.1 天皇、理学部瀬戸臨海研究所に來所。
- 6.11 講演部の依頼により蓑田胸喜慶応大学予科教授、「マルクス資本論の所説とロシア革命」の演題で講演し、河上肇の議論を批判。聴衆、これに抗議。
-

- 7 1 文部省学生課、学生部に昇格。
 9.30 本部北門門衛所竣工。
 10.24 ニューヨーク株式市場大暴落、世界恐慌開始。翌年日本全国へ波及。
 10.一 理学部花山天文台竣工。
 11.7 全日本学生社会科学連合会、自主的に解体。以後非合法活動へ。
 一 一 医学部附属医院内科隔離病舎竣工。
 一 一 今出川通の百万遍一浄土寺西田町間竣工。

[1930(昭和5)年]

- 2.1 全国的な共産党員検挙の一環として、京大・同志社大・三高などの学生154名検挙開始、うち9名起訴(京都学生共産党事件(二月事件))。
 3.2 医学部病理学教室本館(現医学部F棟)竣工。
 3.25 理学部物理学教室本館竣工。
 3.31 第七臨時教員養成所廃止(文部省告示91)。
 4 4 田中隆三文相、各帝国大学総長を招き、思想問題につき協議。
 4 一 学生に学生票交付を開始。
 4 一 法・医学部の学生ら、京都帝国大学学生隣保館の名でセツルメント設立準備会発足。
 9.11 本部本館階上教官食堂、営業開始。
 10.24 京大学生十数名、一部労働者と4・16事件の被告奪還のため中京刑務所を襲撃。
 10.30 教育ニ関スル勅語渙発記念式挙行。
 10.一 大阪府三島郡阿武野村に理学部阿武山地震観測所設置。
 11.7 工学部委託研究規程制定。
 11.8 京阪電車転覆事件。経済学部学生1名関与。
 11.11 京都高等工芸学校、松ヶ崎村に移転。跡地を京大に移管。
 11.19 学生の生活擁護を目的に京大学生消費組合(学消)事務所設置。11月25日開店。
 11.24 一部学生、学生大会開催。学友会解散、学消公認などを決議。
 一 一 中央実験所委託研究規程制定。
 一 一 学友会改善促進会による学友会費不払運動発生。

[1931(昭和6)年]

- 3.8 山口県徳山市宇遠石の町有保安林に農学部附属演習林徳山砂防演習地を設置。
 3.31 医学部附属医院婦人産科学教室・病舎竣工。
 4.30 大阪帝国大学創設(勅令67)。
 6.一 京大学生消費組合、三高支部を結成。
 8.26 日本共産党の関西地方組織に対する検挙事件(8・26事件)。京大学生95名検挙、

3名起訴。

- 9.18 柳条湖事件(満洲事変勃発)。
- 9.18 河原町今出川―百万遍間の道路拡張、市電運転開始。
- 10.9 学生消費組合の解散を達示。
- 11.17 天皇、理学部火山研究所に來所。
- 11.25 農学部附属演習林本部事務室竣工。
- 12.6 京大愛国学生会を中心として京都愛国学生連盟結成。

[1932(昭和7)年]

- 3.1 「満洲国」建国宣言発表。
- 3.17 学生運動団体猶興学会会員の3学生(文学部1名、法学部2名)、血盟団事件に関係して検挙。
1934.11.22 それぞれに懲役4～6年の判決言い渡し。
- 5.15 5・15事件。
- 9.3 日本共産党・日本共産青年同盟・日本労働組合全国協議会などの関係者の検挙開始(9・3事件)。京大生66名検挙、8名起訴。
- 10.28 滝川幸辰法学部教授、中央大学においてトルストイの小説『復活』の刑罰思想につき講演。
- 10.31 「満洲国」に対する科学的批判と認識をなすことを使命とする京大満洲会発会。
- 12.上 赤間信義専門学務局長、新城総長に対し、10月の滝川の講演につき小山松吉法相より鳩山一郎文相に話があったことを告げ、調査を要請。
12.8 宮本英雄法学部長、赤間局長と会見。
12.23 宮本法学部長、赤間局長に滝川の講演要旨を手交し、問題となる点のない旨回答。赤間、これを了承。
- 12.28 財団法人日本学術振興会設立。

[1933(昭和8)年]

- 2.1 宮沢裕衆議院議員、衆議院予算委員会において鳩山文相に対して「赤化教授」の追放を要求し、「某京都大学ノ教授」の『刑法読本』を非難。鳩山、できるだけ取り締り、そのような教員が教授しないよう注意すると答弁。
- 3.10 伊東延吉文部省学生部長ならびに粟屋謙文部次官、宮本法学部長に滝川の学説が問題になっていることを通告。
- 3.22 文学部教授小西重直、総長に就任。
- 3.27 国際聯盟脱退を発表。
- 3.30 法学部および経済学部新館(現法経済学部本館)竣工。
- 4.10 滝川教授の『刑法読本』『刑法講義』、内務省により発禁処分。

-
- 4.22 鳩山文相、小西総長に対して滝川教授へ辞職勧告し、応じなければ休職を命ずるよう要求。
- 4.28 陸軍補充令改正(勅令71)。幹部候補生採用を選抜制とし、本人最終学校・最終学年における教練の成績を基準に入れる。
- 5.9 小西総長、上京し鳩山文相・栗屋次官・赤間専門学務局長と会見。滝川問題につき文部省側に考慮を求めるが、鳩山は滝川処分は内閣の総意である旨通告。
- 5.10 法学部教授会、文政当局が学問上の見解によって教授の進退を左右すると大学は存在理由を失うとの意向をまとめ、小西総長に文政当局への伝達を依頼。
- 5.11 文部省、学問の自由を妨げる意志はなく、今回の問題は学説の社会的影響という見地からのものと回答。
- 5.13 法学部教授会、宮本法学部長の談話の形式で、文部省の処置を不当とする声明を発表。
- 5.15 法学部教授会、滝川処分が強行された場合に連袂辞職を敢行する旨の「申合」を作成。
- 5.16 法学部教授会、宮本法学部長の談話の形式で、大学の使命に鑑みて研究の自由を主張するもので、滝川個人の擁護ではない旨の声明発表。
- 5.17 文部省、「学問の自由」には「研究の自由」「教授の自由」「発表の自由」の3つの条件があり、滝川教授の問題は後二者につき責任を負うものである旨表明。
- 5.18 法学部学生有志会開催。滝川教授処分問題に関する声明書作成。
- 5.19 法学部卒業生・在学生・教員の親睦団体である法学部有信会の学生会員大会開催。前日作成された、大学の自由を擁護し教授会を絶対支持する旨の声明書を発表。
- 5.21 法学部大学院学生一同、前々日の有信会学生会員大会につづき同趣旨の決議。
- 5.21 法学部学生代表7名、甲子園ホテルで鳩山文相と会見。文相の猛省を促す旨の法学部学生大会の決議文を手交。
- 5.22 法学部学生大会開催。経済学部学生も合流。所期の目的の達成まで抗争を継続する旨の声明書を発表。
- 5.23 法学部教授会開催。教授全員が辞表を認め宮本法学部長に委託。決して慰留に応じない旨の「申合」に署名。
- 5.24 小西総長、鳩山文相と会見、休職上申拒否を回答。
- 5.25 文官高等分限委員会開催。全会一致で滝川教授の休職を決定。
- 5.26 閣議に付議、滝川教授に休職発令。
- 5.26 法学部教官一同、政府の措置を不当とし、小西総長に辞表を提出。開催中の法学部学生大会会場にて、教授一同・助教授一同・専任講師助手副手一同がそれぞれ声明を発表。
- 5.26 大学院生69名、退学する旨の声明を発表。
- 5.27 法学部学生一同、滝川教授休職撤回と全教授復職を要求する旨の声明を発表。
-

-
- 5.27 経済学部学生一同、教官の積極的行動を要求し、講義を辞退する旨の声明を発表。
 - 5.28 小西総長、上京し鳩山文相と会見、辞意を表明。鳩山、留任を要請。
 - 6.4 有信会全国大会開催。法学部教授会を支持し、文相の速やかな処決を要求する旨の声明・決議を発表。
 - 6.6 全学学生大会開催。全学の団結による初志の貫徹を期す旨の声明・決議を発表。
 - 6.14 小西総長、文部省と交渉の末、解決案(「小西解決案」)を作成。鳩山文相、新聞記者に公表。
 - 6.15 創立記念日催物を中止する旨揭示。記念講演会・学内開放・園遊会を取り止め。
 - 6.15 小西総長、法学部教官に解決案を説明。法学部教官、解決案を拒否。
 - 6.16 法学部助教授講師助手副手団、「我々はなぜ解決案を拒否したか」を発表、解決案の内容を批判。
 - 6.16 全学学生大会開催。解決案に反対する旨の声明・決議を発表。
 - 6.17 小西総長、評議会において、事件収拾の責任および健康上の理由で辞意を表明。
 - 6.20 京大の共産青年同盟組織検挙。
 - 6.25 学生課、法学部学生大会の開催を禁止。
 - 6.29 学生名で、世界各国の新聞社に対し、滝川事件における「文部省の暴挙」を非難し実情を訴える“COMMUNIQUE”(声明書)打電。
 - 6.30 経済学部教授山本美越乃、総長事務取扱を命じられる。
 - 7.1 京大など全国16大学より学生代表が集まり、研究の自由・学園の自治の確保を目的とした大学自由擁護連盟結成。
 - 7.7 理学部教授松井元興、総長に就任。
 - 7.10 松井総長、文部当局と会見、法学部全教授の辞表を進達。鳩山文相、佐々木惣一・宮本英脩・森口繁治・宮本英雄・滝川幸辰・末川博の6名の辞表を受理。
 - 7.11 6教授の依願免本官発令。
 - 7.10 鳩山文相が辞表を受理した6名以外の9教授、辞表の再申達を要求することで一致。
 - 7.18 松井総長、文部省と折衝、「小西解決案」の解釈・補足という形式の覚書(「松井解決案」)を作成、交換。
 - 7.22 免官の発令がなかった法学部教授のうち7名、辞表を撤回、当初の目的を貫徹したとする声明を発表。
 - 7.22 田村徳治・恒藤恭両法学部教授、留任を拒否し、「松井解決案」を批判する声明を発表。
 - 7.26 田村・恒藤の依願免本官発令。
 - 7.27 法学部講師助手副手8名、新解決案に不満として辞表の受理を要請する声明を発表。
 - 8.2 法学部講師助手副手8名解職。
-

- 9.30 法学部助教授5名の依願免本官発令。
 10.16 長野県西筑摩郡福島町の理学部木曾生物学研究所開所式举行。
 10. — 右翼の学生団体京大清明会創立。
 12.13 工学部中央実験所焼失。
 — — 各学部学生代表からなる産業建設学徒研究団を「満洲国」に派遣。
 — — 工学部純正化学製造化学教室本館の木造部分焼失。

[1934(昭和9)年]

- 1.20 理学部数学教室(現理学部数学地球物理学教室)竣工。
 1.26 理学部動物学教室山口左仲講師の寄附により、同教室特別研究室(寄生虫研究室)建設。
 3.8 満蒙調査会規程制定。
 3.10 医学部附属医院耳鼻咽喉科学教室竣工。
 3.14 滝川事件で辞職した法学部元教官のうち6名が京大復帰を内諾。
 6.1 文部省、学生部を拡充して思想局を設置。
 7. — 川端警察署、新聞・雑誌の一部閲覧禁止(10月までに200冊)を附属図書館に通達。
 9.21 室戸台風により、理・農学部の諸施設に大きな被害。本部本館前のクスノキ、第三高等学校本館などにも被害。
 — — 独逸文化研究所、京都高等工芸学校跡地に竣工。
 1952.7.1 占領軍による接收解除後、人文科学研究所分館として京大に移管。

[1935(昭和10)年]

- 2.18 貴族院にて美濃部達吉の天皇機関説への批判があがる(天皇機関説事件の発端)。
 8.3 政府、国体明徴を声明。
 4.1 青年学校令公布(勅令41)。
 5.31 工学部中央実験所竣工。
 11.18 文相の諮問機関として教学刷新評議会設置(勅令307)。
 11.30 学校教練検定規程公布(陸軍省令22)。
 — — 西部構内の学生控所北棟竣工。

[1936(昭和11)年]

- 1.24 附属図書館で火災発生。閲覧室を全焼、図書約3,000冊、図書索引カード約36万枚焼失。
 2.21 自動車車庫および本部正門門衛所竣工。
 2.26 2・26事件。
 4. — 理学部動物学植物学教室本館竣工。

-
- 5.9 室戸台風で倒壊した旧本館にかわり、第三高等学校本館(現総合人間学部A号館)竣工。
 - 5.ー 新聞部を退部した学生たち、同人雑誌『学生評論』創刊。1938年7月まで刊行。
 - 8.6 ベルリンオリンピック三段跳びで、経済学部卒業生田島直人が世界新記録で金メダル、法学部卒業生原田正夫が銀メダルを獲得。のち田島、記念にヨーロッパナラの苗木を京大に持ち帰り、植樹(現在の農学部グラウンドのオリンピックオーク)。
 - 10.ー 文部省の通牒に基づき、各学部で日本文化講義実施。
 - 10.ー 理学部事務室棟竣工。

[1937(昭和12)年]

- 2.20 武道道場(現西部講堂)竣工。
 - 3.31 本部倉庫および裏門門衛所(現化学科実験室・門衛所)竣工。
 - 3.31 文学部2号館(東館)竣工。
 - 4.22 評議会、学生懲戒内規を決定。
 - 5.8 「満洲国」および中華民国学生の修学指導、便宜供与、親睦を目的とする修文会発足。
 - 5.11 5月第3日曜日の京都帝国大学祝日を廃止。
 - 5.26 首相の諮問機関として文教審議会設置(勅令211)。
 - 6.19 西部構内の学生控所南棟の竣工式挙行。
 - 6.30 文学部教授浜田耕作、総長に就任。
 - 7.7 盧溝橋にて日中両軍衝突(日中戦争勃発)。
 - 7.21 文部省、思想局を拡充し教学局を設置。
 - 8.24 国民精神総動員実施要綱、閣議決定。
 - 9.16 応召者後援会発足。
 - 9.23 第2次国共合作成立。
 - 10.14 国民精神総動員の思想的文化的中核となることを期し、講演会・研究座談会などを行う組織として京大報功会発足。
 - 12.9 評議会、1938年より紀元節・天長節・明治節の当日には式典を挙行することに決定。
 - 12.9 評議会、本部本館前広場で南京陥落祝賀式を挙行することを決定。
 - 12.10 内閣の諮問機関として教育審議会設置(勅令711)。
 - 12.27 瀬戸臨海実験所を理学部附属臨海実験所、大津臨湖実験所を理学部附属臨湖実験所、別府地球物理学研究所・阿蘇火山研究所を理学部附属火山温泉研究所として官制化(勅令732)。
 - 12.27 文学部に日本精神史講座、農学部に畜産学講座を設置(勅令734)。
-

- 12.28 学生健康相談所規程達示(達示4)。
 — — 和歌山県東牟婁郡大島村に農学部大島暖帯植物試験地設置。

[1938(昭和13)年]

1. — ファッション的反動への批判を旨とする同人雑誌『京大ケルン』創刊。
 3.26 授業料分納規程達示(達示5)。
 3.26 通則達示(達示6)。「学年」「学部」「大学院」「貸費 給費 賞与」の全4章70条。入学許可者の身体検査および学生票の交付携帯を義務化。聴講生・専修科生、停学学生の授業料納付と在学年限などにつき規定。
 4.1 国家総動員法公布(法律55)。
 4.25 天野貞祐学生課長の企画で市民に開放された講義として月曜講義開始。
 6.9 文部次官、各地方長官および官私立大学・高等学校・専門学校長に対し、集团的勤労作業運動実施ニ関スル件を通牒。夏期休暇中5日間の集団勤労作業の実施を指示。
 7.5 浜田総長、医学部教授不祥事件につき引責辞任の意を表明。評議会はこれを承認、11日に総長選挙を行うことに決定。
 7.9 支那事変一周年に当り下シ賜リタル勅語捧読式挙行。
 7.10 評議会、荒木貞夫文相の浜田総長への慰留をうけて総長選挙延期を決定。
 7.21 浜田総長、小島祐馬文学部長・宮本英脩法学部長らを上京させ、荒木文相に重ねて辞職聴許を催促。荒木、慰留を断念、同時に総長候補者選挙不可の意向を表明。
 7.25 浜田総長、現職のまま死去。7月29日、大学葬挙行。
 7.25 工学部教授平野正雄、総長事務取扱を命じられる。
 7.26 評議会、評議員を委員とする特別委員会に総長選出方法決定を一任することに決定。評議会終了後特別委員会開催。詮衡委員会で推薦された候補者より3名の総長候補者を投票により選出する方法を決定。
 7.28 荒木文相、学士院に6帝国大学総長を招集。総長・教授等の詮衡方法につき公選不可との意向を表明。
 7.30 評議会、26日の決定を取り消し、新たに各学部3名ずつの委員を選出して特別委員会を組織して議論し、各帝大と協調して具体案を作成することに決定。
 7. — 本部国民貯蓄組合同約制定。
 8.5 特別委員会(2回目以降、大学制度調査委員会と改称)開催。従来の総長・学部長・教授の詮衡方法の精神を生かしつつ、運用につき考慮する旨の新聞発表の原稿を各帝大に送付。
 8.13 山川建専門学務局長、選挙によらない総長・学部長・教授の詮衡方法を記した私案を作成。
 8.24 文部省、大学の人事に関しては教授による投票を不可とし、教授の意見を総長や

-
- 学部長が聞く形をとるべきとする案を作成。
- 9.2 各学部長、上京し荒木文相らと会談。京大側、現行制度変更の必要はないことを主張。
- 10.1 6帝国大学連絡委員会会合(2日まで)。全教授の意見を徴して総長候補者を文相に推薦することなどを内容とする文部省への回答作成。
- 10.3 文部省、これを却下。
- 10.3 学生課、中央学生控所前広場において午後0時30分からのラジオ体操を開始。
- 10.14 6帝国大学連絡会議(15日まで)。東大と他大学で別個の回答を行うことに決定。
- 10.18 東大を除く5帝大協議。「署名セル文書其他責任ヲ明カニスル方法」で教授の答申を行うことなどを内容とする回答案作成。
- 10.20 文部省、これを承認。
- 10.28 東大、追加補足分を提出し、文部省これを了承。
- 10.19 靖国神社臨時大祭につき休業。これ以後敗戦まで靖国神社臨時大祭日に休業。
- 10.28 本部本館前広場で漢口陥落記念式挙行。
- 11.3 漢口陥落祝賀と学内懇親を目的に学内大運動会開催。
- 11.10 評議会、総長候補者銓衡手続内規決定。番号を付した用紙による投票で、銓衡後用紙を焼却。
- 11.25 文学部教授羽田亨、総長に就任。
- 12.一 第三高等学校同窓会、舎密局址の記念碑を大阪城西側本町通に建立。
- 一 一 東大路通百万遍一軒電北側間竣工。

[1939(昭和14)年]

- 1.一 医学部内に京大結核研究会設立。
- 3.9 兵役法一部改正(法律1)。徴集延期の最高年齢を1年引き下げ。
- 3.24 科学研究費交付金の新設案が議会両院通過。
- 3.25 兵役法施行令一部改正(勅令75)。兵役法一部改正をうけ、大学学部生の徴集延期最高年齢を1年引き下げ。
- 3.30 文部次官、大学長に対し、大学教練振作ニ関スル件を通牒。
- 4.11 大学の軍事教練を必修化(文部省告示4)。
- 3.31 名古屋帝国大学創設(勅令112)。
- 3.31 文部次官、官公私立大学長らに対し、集団勤勞作業実施ニ関スル件を通牒。集団作業を恒久化し、正課に準じる扱いにするよう指示。
- 4.11 勤勞奉仕運動の一環として農学部グラウンドの修理を実施(13日まで)。
- 4.26 青年学校令改正(勅令254)。他の学校に在籍しない満12歳以上満19歳未満の男子の就学を義務化。
- 4.一 医学部で新入生を対象に訓育指導班制度を導入。
-

-
- 5.15 臨時附属医学専門部設置(勅令315)。
 - 5.15 臨時附属医学専門部学則制定。
 - 5.22 陸軍現役将校配属令公布15周年を記念し青少年学徒ニ賜ハリタル勅語発布。これをうけて青少年学徒ニ賜ハリタル勅語ノ聖旨奉体方公布(文部省訓令15)。
 - 5.31 青少年学徒ニ賜ハリタル勅語捧読式を農学部運動場で挙行。学生分列行進も実施。以後1943年まで毎年5月22日に挙行。
 - 7.1 大賀寿吉旧蔵の「旭江文庫」1,680部2,264冊、大賀栄滋より附属図書館に寄贈。
 - 7.7 支那事变一周年ニ当り下賜セラレタル勅語捧読式挙行。
 - 7.- 文部省主催による興亜青年勤労報国隊の大陸派遣開始。京大でも教職員と学生を参加させ、約6週間の日程で中国北部・モンゴルに派遣(8月まで)。
 - 8.2 人文科学研究所設置(勅令520)。
 - 8.23 人文科学研究所協議会規程達示(達示11)。
 - 9.1 ドイツ、ポーランドへの進攻開始(第2次世界大戦勃発)。
 - 9.22 学歌歌詞および学旗意匠を『学報』上で募集。
1940.1.18 学旗学歌制定。
1940.2.11 制定式挙行。
 - 10.8 戦没者合同慰霊祭を挙行。
 - 12.1 興亜奉公日行事として国旗掲揚、黙禱、ラジオ体操を実施。学内食堂では簡素弁当販売。以後、数回実施。
 - 12.4 川端警察署、附属図書館に対し本学学生の読書傾向を調査報告するよう通達。
 - 12.7 評議会、在郷軍人会京都帝国大学分会の設置を決定。
 - 12.7 羽田総長、評議会において、研究・教育・訓育の面でどのように総合大学としての実績をあげるかについての審議を希望する旨提議。
1940.1.25 研究・教育・訓育その他の制度の各部門につき審議することに決定。
1940.7.24 審議終了。
 - .- 島田蕃根の「島田文庫」199部268冊、島田乾三郎より附属図書館に寄託。
 - .- 附属図書館着工。完成には至らず。
 - .- 医学部医化学教室研究室竣工。

[1940(昭和15)年]

-
- 4.12 科学動員計画要綱、閣議決定。
 - 4.17 臨時附属医学専門部に教授・書記設置(勅令278)。
 - 4.- 法学部と経済学部、訓育の目的で学生と教官の接触を増やすため、1回生を対象に学生指導制度を導入。
 - 7.7 支那事变一周年ニ当り下賜セラレタル勅語及ヒ紀元二千六百年紀元節ニ当り賜リタル詔書捧読式挙行。
-

-
- 9.12 評議会、紀元二千六百年記念事業の学史編纂の基本的方針を決定。のち『京都帝国大学史』と命名。
 - 9.19 教育審議会、高等教育ニ関スル件答申を首相に提出。大学の学部・学科の拡充、学部間の連携強化、大学院整備のほか、訓育指導に重点を置くことを提言。
 - 9.27 石川興二経済学部教授を指導教授に新体制研究会発足。
 - 9.27 日独伊三国軍事同盟調印。
 - 10.8 谷口吉彦経済学部教授・黒田党法学部教授・臼井二尚文学部助教授を指導教授として新体制総合研究会発足。
 - 10.11 学友会臨時役員会開催。時局に即応した学友会改組の必要性を認め、その具体的内容については会長に一任することに決定。
 - 12.14 新組織の綱要公表。
 - 10.12 大政翼賛会発会式挙行。
 - 10.28 橋田邦彦文相、各帝国大学総長に対し、学友会を改組し報国団またはそれに相当する組織を発足させるよう訓示。
 - 10.30 教育ニ関スル勅語渙発満五十年記念式挙行。
 - 10.31 委託研究規程達示(達示11)。
 - 11.10 全国各地で紀元二千六百年記念行事開催。京大でも本部大ホールで式典を挙行。
 - 11.10 紀元二千六百年の記念事業として、経済学部に東亜経済研究所設置。
 - 11.16 京大主催の紀元二千六百年奉祝会挙行。公開講演会や学内開放などの記念行事開催(17日まで)。
 - 12.24 大学教授は国体の本義に則り教学一体の精神に徹し学生を薫化啓導し指導の人材を育成すべき旨指示(文部省訓令29)。

[1941(昭和16)年]

- 3.1 小学校令を改正し国民学校令と改題(勅令148)。
 - 3.13 通則一部改正(達示4)。入学者の同学会への入会義務を規定。
 - 3.27 結核研究所設置(勅令267)。
 - 4.1 学友会を改組し、同学会発足。
 - 4.13 日ソ中立条約調印。
 - 5.27 科学技術新体制確立要綱、閣議決定。研究費の重点的配分を通して大学の科学研究を動員体制に組み込むことを企図。
 - 7.7 支那事変一周年に当り下賜セラレタル勅語捧読式挙行。
 - 7.9 大阪府中河内郡枚岡村・奈良県南生駒郡南生駒村に理学部生駒山太陽観測所竣工。
 - 8.8 各学校に学校報国団編成強化を指示(文部省訓令27)。
 - 8.18 防衛団規則制定。
 - 8.18 防衛企画委員会規則達示(達示11)。
-

-
- 8.18 報国隊規則制定。10月4日結成式挙行。
 - 8.30 陸軍現役将校学校配属令改正(勅令836)。軍事教練担当の現役将校を配属する学校に大学学部を追加。
 - 9.25 評議会、在郷軍人会京都帝国大学分会に学生班設置を決定。
 - 10.12 各学部別に下消防署管下の各部署に出勤して防空訓練に参加(20日まで)。
 - 10.16 兵役法一部改正(勅令923)。学校在学者に対する徴兵延期の最高年齢に関する特例(27歳まで)を廃止。
 - 10.16 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件公布(勅令924)。当分6か月以内の年限短縮を行いうることを規定。
 - 10.16 在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件公布(陸軍省文部省令2)。徴兵延期の最高年齢を1年引き上げ。
 - 10.16 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨時短縮ニ関スル件公布(文部省令79)。1941年度末卒業者について年限を3か月短縮。
 - 10.16 法学部1・2回生、学内で対空監視・防火訓練に参加。
 - 10.29 第2回戦歿者合同慰霊祭を挙行。
 - 11.1 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件公布(文部省令81)。1942年度末卒業者について年限を6か月短縮。
 - 11.15 兵役法施行令一部改正(勅令971)。医学科以外の医学部学生の徴兵延期の最高年齢を1年引き下げ。
 - 11.22 国民勤勞報国協力令公布(勅令995)。14歳以上40歳未満の男子、14歳以上25歳未満の女子により国民勤勞報国隊を組織し、年間30日以内で国・地方公共団体の総動員業務に従事させる旨規定。
 - 11.29 工学研究所設置(勅令1022)。
 - 12.1 国民勤勞報国協力令施行規則公布(厚生省文部省令3)。厚相が大学・高等専門学校長に対し、在学者による国民勤勞報国隊編成を命令しうること、学校報国団をそれにあてうることなどを規定。
 - 12.8 イギリス・アメリカに宣戦布告。
 - 12.10 本部玄関前広場で対英米宣戦の詔書捧読式挙行。
 - 12.18 文部省、直轄諸学校長に対し、指示があるまで在職中の米英人教師の授業を差し控えるよう通牒。
 - 12.23 工学研究所協議員会規程達示(達示18)。
 - — 中神利人旧蔵の「新聞文庫」648部861冊(1942年分とあわせて)、上野精一の寄金により附属図書館に寄贈。
 - — 塔時計の夜間照明、灯火規制のため中止。
 - — 金属類非常回収工事開始(1943年まで)。
-

[1942(昭和17)年]

- 1.20 報国隊、下消防署・八坂消防署に配属、消防演習の補助隊として動員される(26日まで)。
 - 1.31 留日満洲学生倶楽部、開所式挙行。
 - 2.16 理学部に南方科学研究会発足、規約制定。
 - 2.18 シンガポール陥落を祝した第1次戦勝祝賀式を本部本館前で挙行。
 - 2.28 文部省、3月末日をもって敵国の外国人教師の契約継続を禁じる旨通達。
 - 3.7 農学部、南方農林資源研究会発足、第1回講演会開催。
 - 4.1 京都日出新聞社と京都日日新聞社が合併、『京都新聞』創刊。
 - 5.9 工学部に南方工学研究会発足、発会式挙行。第1回講演会開催。
 - 6.26 附属図書館所蔵『紙本墨書万葉集』(尼崎本)巻十六(1帖)、『紙本墨書古今集注』巻一～十五、十七(2帖)、国宝に指定(文部省告示519)。
 - 6.一 医学部に南方医事研究会発足。同じ頃医学部薬学科に南方生薬研究会発足。
 - 7.19 報国隊、京都府防空演習に参加。
 - 7.21 結核研究所協議会規程達示(達示9)。
 - 10.1 京都帝国大学学生生徒国民貯蓄組合結成。総長が組合長、原則として強制加入。
 - 11.25 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ関スル件公布(文部省令68)。1943年度卒業者について年限を6か月短縮。
 - 11.一 教官面会日の制度を全学部導入し、面会資格も教官の所属学部の学生から全学学生生徒に拡大するなど、指導教官制を拡充。
 - 12.6 大東亜戦争1周年記念事業挙行。記念鍛錬強歩大会、詔書捧読式、学生分列行進、慰問葉書郵送などを実施(8日まで)。
 - 一 農学部附属演習林徳山砂防演習地、隣接の海軍省用地に移転、徳山試験地に改組。
 - 一 谷村一太郎旧蔵の「谷村文庫」9,200冊、谷村順蔵より附属図書館に寄贈。
 - 一 「近衛文庫」、陽明文庫へ移管。
- 1944.12.一 219部3,150冊、附属図書館に寄贈。

[1943(昭和18)年]

- 1.21 中等学校令公布(勅令36)。中学校令・高等女学校令・実業学校令廃止。
- 2.6 衆議院予算委員会において、石川興二経済学部教授の著作『新体制の指導原理』が国体に抵触するとして問題化。
 - 2.20 経済学部教授会、石川の休職処分受け入れ。
 - 3.18 石川の休職処分発令。
- 3.30 兵役法施行令一部改正(勅令238)。
- 4.20 報国隊、医学部を除く各学部および附属臨時医学専門部ごとに京都市内の貯水池

- hr/>
- 造成工事に参加(5月6日まで)。
- 5.20 農学部、米・麦総合研究所設立を評議会上に上申。
- 5.22 農学部、南方農林資源研究所設立を評議会上に上申。
- 6.25 軍事訓練および勤労働員の徹底を目的とした学徒戦時動員体制確立要綱、閣議決定。
- 7.8 宣戦大詔捧読式挙行。
- 7.15 各学部の報国隊、学内各所で防空訓練実施(17日まで)。
- 7.21 各学部の報国隊、市内各所の公共待避壕構築工事に協力(22日まで)。
- 7.28 1919年の京都帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件(勅令15)に京都帝国大学講座令の題名を付与(勅令614)。
- 8.20 科学研究ノ緊急整備方策、閣議決定。
- 8.25 文部省、帝国大学総長会議において研究と戦争の直結を強調。
- 9.6 報国隊、船井郡和知村・南桑田郡保津村・同郡東別院村における薪運搬作業に文学部学生と臨時附属医学専門部生徒延べ1,300名を動員(12日まで)。
- 9.18 報国隊、乙訓郡大枝村の草刈り作業に法・経済・医・理・工・農の各学部学生を動員。
- 9.22 京都帝国大学緊急科学研究体制発足、第1回打合会実施。
- 9.29 大学院特別研究生制度発足(文部省令74)。
- 10.2 在学徴集延期臨時特例公布(勅令755)。戦時または事変に際し特に必要ある場合は勅令により徴集延期をしないことができるとする兵役法の規定に基づき、当分在学の事由による徴集延期を中止。
- 10.2 大学院または研究科の特別研究生を選定しうる大学として京大を含む12大学を指定(文部省告示755)。
- 10.12 教育に関する戦時非常措置方策、閣議決定。徴兵猶予の停止、年間3分の1の勤労働員を盛り込む。
- 10.14 研究動員会議発足(勅令777)。
- 10.14 臨時戦時研究員制度発足(勅令778)。
- 10.17 同学会主催による武運長久の祈願祭を石清水八幡宮において挙行。
- 10.18 財団法人大日本育英会設立。
- 10.19 同学会主催の「征途に誓ふ会」を法経第四教室で開催。
- 10.21 文部省、九州帝国大学に対して法文学部学生の京都帝国大学委託を内示。
- 11.5 九大側、指示の変更を求める意見書作成。文部省、これを受諾。
- 10.21 文部省・学徒報国団本部、出陣学徒壮行会を神宮外苑競技場で挙行。
- 10.25 学生対象の臨時徴兵検査実施(11月5日まで)。
- 12.1 第2乙種以上合格者、陸軍入営。
- 12.10 第2乙種以上合格者、海軍入団。
-

-
- 11.11 法学部・経済学部教職員有志、賀茂別雷大神を奉賛する京都帝国大学葵会の結成奉告祭を上賀茂神社で執行。
 - 11.11 朝鮮奨学会、「半島学徒出陣の夕」を楽友会館にて開催。京大・立命館大・同志社大在学の朝鮮半島出身の学徒百余名参加。
 - 11.13 修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件公布(陸軍省令54)。入営延期期間を2年引き下げ。
 - 11.13 入営(召集)ヲ延期スベキ学校及入営(召集)ヲ延期スベキ期間公布(陸軍省告示54)。
 - 11.20 出陣学徒の壮行式を農学部グラウンドで挙行。
 - 11.21 京都市、平安神宮にて出陣学徒武運長久祈願祭、壮行会を主催。
 - 11.25 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十九年度臨時短縮ニ関スル件公布(文部省令80)。1944年度卒業者について年限を6か月短縮。
 - 12.4 第3回戦没者合同慰霊祭挙行。
 - 12.8 詔書捧読並ニ学生分列式挙行。
 - 12.9 台湾教育会および関西台湾協会、台湾出身出陣学徒壮行式を平安神宮にて挙行。
 - 12.10 京都帝国大学の南方科学研究所設置をもち込んだ1944年度予算案、閣議を通過。
 - 12.20 『京都帝国大学史』刊行。
 - 12.24 徴兵適齢臨時特例公布(勅令939)。徴兵検査を受ける年齢を1年引き下げて19歳と規定。

【1944(昭和19)年】

- 1.10 報国隊、滋賀県野洲郡における土地改良作業に法・経済・文学部学生および臨時附属医学専門部生徒を動員(29日まで)。
 - 1.18 緊急国民勤労動員方策要綱、閣議決定。中学生以上の学生生徒の4か月継続勤労とその延長を認可。
 - 2.15 学校特別会計法公布(法律9)。
 - 2.19 『学報』、第2447号をもって休止。
 - 2.25 決戦非常措置要綱、閣議決定。学生生徒を今後1年間常時動員しうる態勢に置くよう指示。
 - 3.7 決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱、閣議決定。中等以上の学校の3年生以上に在学する学生生徒の勤労動員を通年実施とする。
 - 3.9 評議会、春季休業廃止を決定。
 - 3.31 授業料等分納規程達示(達示5)。
 - 3.- 『京都帝国大学新聞』、第378号をもって終刊。
 - 4.1 臨時附属医学専門部を附属医学専門部に改組、学生主事および学生主事補設置、主事を部長に改称(勅令200)。
 - 4.1 通則一部改正(達示6)。受験料を検定料に改称し、全入学志望者10円、検定試験
-

-
- の必要な者には別に10円追加を規定。入学料を5円に値下げ、授業料を1学年150円に値上げ。特選給費学生廃止。
4. ー 初級士官としての指揮能力向上を図るため、大学・高等専門学校に軍事教習科を新設。軍事教練の授業時間数増加。
5. 20 木材研究所設置(勅令354)。
5. 20 木材研究所協議会規程制定。
5. 20 法・経済・文学部2回生100名余り、愛知県豊川の海軍工廠に動員され、1945年3月26日まで継続的に作業に従事。
5. 24 入営(召集)ヲ延期スベキ学校及入営(召集)ヲ延期スベキ期間公布(陸軍省告示21)。京大医・工・理学部および農学部林学科、農林化学科、農林工学科、附属医学専門部に在学する学生については延期を許可。
6. 13 附属図書館、重要図書の疎開開始。
6. 28 勤労報国隊規則制定。
6. ー 住友吉左衛門、清風荘寄贈。
7. 1 全国官立大学共同発刊の『大学新聞』創刊。
7. 15 法・経済・文学部学生、東京第二陸軍兵廠宇治製造所で火薬貯蔵庫のための消火用貯水池の掘削に従事(9月14日まで)。
10. 9 別部隊が作業に従事(12月24日まで)。
1945. 2. 8 別部隊が作業に従事(7月18日まで)。
7. 19 文部・厚生・軍需次官、各地方長官らに対し、学徒勤労ノ徹底強化ニ関スル件を通牒。1日の勤務時間が原則10時間、残業を合わせて最大12時間となる。
8. 上 防空体制強化のため大学近辺に居住する教職員・学生からなる特別警備隊を結成。
8. 23 学徒勤労令公布(勅令518)。教職員および学徒をもって構成する学校報国隊による総動員業務への学徒の従事を規定。
9. 27 学校特別会計規則公布(勅令563)。
10. 25 フィリピン・レイテ沖海戦にて、海軍特別攻撃隊が最初の体当たり攻撃。
10. ー 文部省、自然科学研究者を補助する技術者養成のための科学技術研究補助技術員養成所を官立の教育研究機関に設置。京大では高周波工学と精密計器工学の2分野に設置。
12. 28 西園寺公望旧蔵の「陶庵文庫」680部8,046冊、西園寺八郎より附属図書館に寄贈。
12. ー 「留学生教育非常措置」により、全国各地の大学における留学生を京大に集結。

[1945(昭和20)年]

1. 6 文・経済学部学生、三菱重工業京都機器製作所で作業に従事(3月31日まで)。
2. 8 修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件一部改正(陸軍省令6)。入営延期期間を1年引き下げ。
-

-
- 3.16 大学学部等ノ在学年限又ハ修学年限ノ昭和二十年度臨時短縮ニ関スル件公布(文部省令3)。1945年度卒業者について年限を6か月短縮。
 - 3.18 決戦教育措置要綱、閣議決定。国民学校初等科を除くすべての学校の授業を4月1日から1年間休止。
 - 3.24 学生有志、尊皇攘夷学徒蹶起大会を開催、神州護持の礎石となることを決議。
 - 3.一 評議会、南方科学研究所設置を議決。
 - 4.1 医学部附属医院厚生女学部を設置。
 - 4.1 アメリカ軍、沖縄本島上陸。
 - 5.4 農学部、戦時食糧生産研究所設立を起案。
 - 5.15 中華民国および南方諸地域出身の留学生の入学式挙行。
 - 5.22 戦時教育令公布(勅令320)。全学校・職場に学徒隊結成。
 - 5.一 文部省、成績優秀な国民学校生・中学生を選抜し、京都特別科学教育班設置。多くの京大教官が指導。
 - 6.1 文・経済両学部学生、滋賀県高島郡百瀬村で貫川内湖の干拓作業に従事。
 - 6.16 事務監、医学部附属医院看護婦養成施設、看護婦養成施設主事設置(勅令372)。
 - 6.16 帝国大学処務規程公布(文部省訓令)。庶務・会計・営繕の3課からなる事務局、学生・動員の2課からなる学生部を設置。
 - 6.25 学徒隊規則制定。
 - 6.25 国際連合発足。
 - 7.一 研究施設疎開のため、吉田山に1,000坪余りの用地を借り上げる契約締結。
 - 8.6 アメリカ軍、広島に原子爆弾投下。
 - 8.8 ソ連、対日宣戦布告。
 - 8.9 アメリカ軍、長崎に原子爆弾投下。
 - 8.14 学内図書疎開作業終了。
 - 8.15 政府、ポツダム宣言受諾を発表(第2次世界大戦終結)。
 - 8.16 文部・厚生次官、地方長官・学校長に対し、動員解除ニ関スル件を通牒。これにより学徒動員解除。
 - 8.24 文部省学徒動員局長、地方長官・学校長に対し、学徒軍事教育並戦時体練及学校防空関係諸訓令等ノ措置ニ関スル件を通牒。軍事教練に関する一連の訓令を廃止。
 - 8.27 帝国大学処務規程改正(文部省訓令)。学生部動員課を厚生課と改称。
 - 8.28 陸海軍諸学校出身者及在学者等措置要綱、閣議決定。臨時の定員外扱いで学科試験なしでの転入を許可。
 - 8.28 文部次官、地方長官・学校長に対し、時局ノ変転ニ伴フ学校教育ニ関スル件を通牒。全国の学校で授業再開。
 - 9.15 文部省、新日本建設の教育方針発表。国体護持、平和国家建設、科学的思考力の養成の諸点を提示。
-

-
- 9.17 真下俊一医学部教授以下10名、大学の原子爆弾災害総合研究調査班として広島で調査中、暴風雨による土砂崩壊で死去。
 - 10.9 杉山繁輝医学部教授死去。
 - 10.11 大学葬挙行。
 - 9.25 連合軍第6軍、京都府に進駐。京都市内に司令部設置。
 - 9.26 文部次官、地方長官に対し、校友会新発足ニ関スル件を通牒。従来の学校報国団を新しい校友会に改組するよう指示。
 - 10.2 占領軍、楽友会館を接收。
 - 10.6 戦時教育令廃止(勅令564)。
 - 10.7 占領軍、理学部花山天文台を接收。
1946.1.25 接收を解除。
 - 10.11 学徒勤労令廃止(勅令566)。
 - 10.11 連合国最高司令官マッカーサー、幣原喜重郎首相に対し、人権確保の5大改革として、婦人解放・労組結成奨励・学校教育民主化・秘密審問司法制度撤廃・経済機構民主化を要求。
 - 10.12 復学した約600名の学生を迎えて「帰学を迎ふる会」を開催。
 - 10.22 GHQ、覚書「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」において、軍国主義的、超国家主義的教育の禁止、教育関係者の審査などを指令。
 - 10.30 GHQ、覚書「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」において、軍国主義者、超国家主義者の教育関係職からの追放、調査機構の設置などを指令。
 - 10.一 授業を再開。
 - 11.1 工学部教授鳥養利三郎、総長に就任。
 - 11.6 文部省、社会教育振興の趣旨に基づき、大学を含めた学校関係者全体に対し、学校施設の一般への開放を要求(文部省訓令12)。
 - 11.14 鳥養総長、前田多門文相と会見。前田、教授の進退は総長の具状によること、これに関連する教授会の自治的慣行を充分に認めることを言明。
 - 11.19 黒田覚法学部長、法学部全学生を集め、滝川事件で免官となった教員の復帰交渉を進める旨表明。
1946.2.16 免官となった教授の復職を文部省に要請。その結果、滝川が法学部教授として復職。
 - 11.15 法・経済・文学部の有志学生よりなる自由主義研究会、学生大会を開催し軍学徒の入学絶対反対をアピール。
 - 11.16 陸海軍諸学校出身者及在学者等措置要綱中改正ノ件、閣議決定。軍関係学校出身者の優先入学を認めないと規定。
 - 11.18 GHQ、覚書「商業並ニ民間航空ニ関スル件」において、航空関係の研究・教育の全面的禁止を指令。12月30日までにこの種の機関を解体するよう命令。
-

-
- 11.20 京大・同志社大・立命館大・府立医科大の学生らの発起により京都学生連盟結成。
 - 11.24 GHQ、理化学研究所・京大・阪大のサイクロトロンを破壊し海中に廃棄。
 - 11.27 同学会、学生の協議委員を選挙、改組案作成に着手。
 - 11.29 総合研究体制設置。総長が統括し、研究部には自然科学部・人文科学部を設置。
 - 12. 4 女子教育刷新要綱、閣議決定。女子大の創設・大学の男女共学制・女子専門学校と高等女学校高等科の学科程度引き上げなどを規定。
 - 12.17 衆議院議員選挙法改正公布(法律42)。女性に参政権を付与。

[1946(昭和21)年]

- 1. 4 GHQ、覚書「公務従事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ関スル件」において、戦争犯罪人、軍人、国家主義的団体の有力者などの公職よりの罷免を指示。
 - 1.10 京大を含む6帝国大学における航空関係講座を廃止(勅令7)。
 - 1.15 理学部教授10名による理科学講座開催(17日まで)。戦後初の公開講座。
 - 1.18 「御真影」を宮内省に返還。
 - 1.19 工学部で職組連合支部結成。
 - 1.23 帝国大学処務規程改正(文部省訓令)。学生部を廃止し、厚生・輔導課を設置。
 - 1.31 医学部附属医院従業員組合結成。
 - 1. - 文部省学校教育局長および文部大臣官房秘書課長、帝国大学総長および官立大学長に対し行政整理ニ関スル件を通牒。大学全体の講座の再検討などを指示。
 - 2. 1 渉外委員会規程裁定。
 - 2. 7 米国教育使節団に協力する日本教育家委員会設置。京大より鳥養総長・落合太郎文学部長が参加。
 - 2.13 職員組合理学部連合支部結成。
 - 2.19 経済学部、専任講師以上参加の教官協議会開催。敗戦までの学部運営に対する反省、新学部長の選出、全教官の辞表提出、および新学部長による辞表申達の処理を決議(経済学部「総退陣」)。
 - 3. 8 経済学部助教授講師団、「経済学部新建方針意見書」を発表。学問自由の確保、学問の政治運動からの分離、学究生活の安定確保、学生修学の自主化、学部諸機構の民主化、総合大学の実質発揚、全国および世界学会との連携緊密化などを要望。
 - 3.19 静田均新学部長、6教授の辞表を総長に提出。
 - 2.21 文部省学校教育局長、各地方長官・学校長に対し、昭和二十一年度大学入学選抜要項を通牒。旧制高校のほか、男女専門学校本科、高等女学校高等科、男女高等師範学校、修業年限3年以上の臨時教員養成所・実業学校教員養成所、師範学校本科・専攻科、これらと同程度の軍関係や外地の諸学校卒業生にも受験資格を付与。
-

- 2.22 文部省学校教育局長、官公私立大学長に対し、大学入学ニ関スル件を通牒。軍関係学校出身者を他の一般受験者と同等の条件で選抜し、その転入学者数は学生総数の1割以内に抑えることを指示。京大では軍学校のみを対象とする転入試験は実施せず。
- 2.28 「就職禁止、退官、退職等ニ関スル件」公布(勅令109)。1946年1月4日付GHQ覚書に該当する勅任官以上の者が占める官職よりの追放を規定。
- 2.一 帝国大学総長会議において、聴講資格の事実上撤廃、一般大衆向けの講義特設や講座の一部開放を申し合わせ。また入学試験に関して、文系・理系、官立・私立の比率の是正、文部省指定校に限り女子志願者に受験資格付与、文系の総合入学制度の廃止、東大への集中の排除、定員割れでも試験を実施し学力水準を維持することなどを申し合わせ。
- 3.5 米国教育使節団来日。
 - 3.18 京大に来学。
 - 3.30 報告書をGHQに提出。アカデミック・フリーダム、高等教育の拡大・機会均等、学問研究・一般教養教育・職業的訓練の統一などを提言。
- 3.14 文学部、日本精神史講座を廃止(勅令141)。
- 3.15 官制一部改正(勅令141)。学生部の学生主事・学生主事補廃止。
- 3.15 風致委員会規程裁定。
- 3.15 清風荘管理委員会規程裁定。
- 3.17 京都の大学・高等専門学校¹の学生自治組織の連絡組織として全京都学生同盟発足。
- 4.1 帝国大学官制公布(勅令205)。従来の各大学別の官制を廃止し、総合的な官制を制定。
- 4.1 分課程一部改正(達示1)。庶務課・会計課・営繕課・輔導課・厚生課設置。
- 4.1 事務分掌規程制定。
- 4.1 京都大学新聞社、『学園新聞』を創刊。
 - 1950.1 大学により公認。
- 4.15 入学試験実施。合格者1,254名中17名が女子(文12、理2、法1、経済1、農1)。京大初の学部女子入学者。
- 4.18 文部省学校教育局長、男子官公私立大学・専門学校長に対し大学専門学校聴講生ニ関スル件を通牒。一般人のための聴講生制度の設置を指示。
- 4.一 全京都学生協同組合結成。
- 5.1 理学部教官による理科教育講座開催。京都市内国民学校教員260名を対象に再教育(7月31日まで)。
- 5.3 極東国際軍事裁判所開廷。
- 5.7 「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」公布(勅令263)。1945年10月22日付および10月30日付GHQ覚書該当者の教職よりの追放、戦時下に退職させられた自由主

-
- 義者や反軍国主義者の優先的復職を規定。
- 5.7 教職員の適格審査をする委員会に関する規程公布(文部省訓令5)。文部省に教職員適格審査委員会を設置。
- 5.16 評議会、諸法規改正委員会を組織。従来からの諸規制の整理改廃の検討開始。
- 5.17 医学部附属医院厚生女学部学則制定。
- 5.22 西日本の各大学総長および学長・高等専門学校長・文部省関係者が会同し、適格審査の方法につき論議(23日まで)。帝国大学は学部ごとに、その他の大学は大学ごとに、高等学校・専門学校は学校集団ごとに委員を選出し、6か月で審議終了することを決定。
- 5.一 大学本部による一般市民向けの京大教養講座開催。
- 6.5 鳥養総長、文相に対し、各学部ごとに教員適格審査委員会を設置した旨報告。
- 6.17 食糧不足のため、夏期休暇を繰り上げて実施(8月31日まで)。
- 6.一 職員組合各支部企画により、一般市民対象の医学日曜講座、理学日曜講座、工学教養講座を開講。
- 7.3 通則一部改正(達示12)。兵役に関する事項を削除。検定料を20円、入学料を10円、授業料を年360円に、大学院検定料を40円、同入学料を10円、同研究料を年300円に値上げ。
- 7.6 帝国大学等の名誉教授に関する件公布(勅令353)。
- 8.1 京都市との共催により第1回日本文化講座開催(10日まで)。
- 8.1 文部次官、学校長に対し、外国及外地引揚邦人子弟ノ転校ニ関スル件を通牒。各学校で9月中に銓衡を行うよう指示。
- 9 一 京大全学部で転入試験実施。理・工・農学部、従来の口頭試問に加え学科試験も実施。
- 8.10 首相の諮問機関として教育刷新委員会を設置(勅令373)。
1949.5.31 教育刷新審議会と改称(法律127、政令127)。
- 9.10 食糧科学研究所設置(勅令423)。
- 9.23 医学部附属医院協議会規程制定。
- 9.一 全京都学生協同組合、各学校単位の協同組合に分離。京都帝国大学学生協同組合発足。
- 10.25 京大の教職追放の該当者を本田弘人事務局長より公表。
- 10.29 1943年11月から終戦までに判明した職員66名・学生56名の戦没者を対象として戦没者合同慰霊祭開催。
- 10.29 文部省、大学設立基準設定に関する協議会設置。
1947.1.7 大学設立基準設定委員会に改称。
- 10.一 京都市との共催による名著解説講座開催。
- 11.3 日本国憲法公布。1947年5月3日施行。
-

-
- 11.17 京都市・京都文化団体協議会との共催による自然科学講演会開催。
 - 11.30 評議会、諸制規改正委員会を経て、工学部陸軍砲工学生及海軍学生規程、防衛団規則、報国隊規則などの廃止を決定。
 - 12. 4 同学会規則制定。中央委員長を学生より選出。
 - 12. 一 経済学部教官協議会、正式内規を決定。学部の実質的意思決定機関として位置付け。同時期に設置された学生協議会、事務職員協議会とともに、3協議会の運用によって学部の総意を反映する新組織を構成。
 - — 管理課を技術課と改称。
 - — 同学会共済組合設立。のち共済会と改称し販売・事業・厚生 of 3部を設置。

[1947(昭和22)年]

- 1.10 建築委員会規程達示(達示1)。
 - 1.10 電力委員会規程達示(達示1)。
 - 1.31 同学会、生活危機突破全京都学生大会を開催。
 - 2.18 衛生事務取扱規程達示(達示6)。
 - 3.18 皇太子来学。
 - 3.31 教育基本法公布(法律25)。
 - 3.31 学校教育法公布(法律26)。6・3・3・4制の新学制を規定。
 - 3.31 学校特別会計法廃止(法律42)。国立大学財政、特別会計から一般会計へ移行。
 - 3. 一 京大を連絡機関とし、近畿地区15大学を組織した大学設立基準設定近畿地区委員会発足。
 - 4. 1 木材研究所、宇治五ヶ庄の東京第二陸軍造兵廠宇治製造所跡地(現宇治構内)の無償貸与をうけ大半を移転。
 - 4. 1 新制の小学校および中学校発足。
 - 4.11 教育刷新委員会、新制大学の課程および転学に関する決議。大学の課程を前期・後期に分割し、前期修了者は原則として他大学の後期に転学可能とする。
 - 4.15 第三高等学校、学制改革研究委員会設置。
 - 4.21 検定料を100円、入学科を50円、授業料を年600円に、大学院検定料を200円、同入学科を50円、同研究料を年500円に値上げ(達示11)。
 - 5. 1 各学部の教員適格審査委員会を解散し京都帝国大学教員適格審査委員会を新設。
 - 5. 9 大学と同学会の共催で憲法施行記念並に新入生歓迎運動会開催。当日の授業休止。
 - 5.23 学校教育法施行規則公布(文部省令11)。
 - 6. 8 日本教職員組合(日教組)結成。
 - 6.18 創立五十周年記念式典を挙行し、名誉教授懐古談話会を開催。
 - 6. 一 大学設立基準設定協議会全国協議会、「大学設立に関する要項案」において大学の学部名としての教育学を採択。
-

-
- 7.8 大学設立基準設定協議会を改組し、大学基準協会発足。京大より鳥養総長が参加、副会長に就任。創立総会で大学基準を決定。
 - 7.21 附属医学専門部の修業年限4年を5年に変更(文部省令16)。
 - 8.19 アメリカ政府から日本政府に寄贈された教育関係資料をもとに、附属図書館に「米
国教育文庫」開設。
1948.ーー 日本の教育関係資料を加え、「教育課程文庫」と改称。
1959.4.ー 教育学部に供用換え。
 - 8.25 国立学校における授業料その他の費用について、校長が文部大臣の認可を受けて
定めること、および休学中の者らに対して全部もしくは一部を免除・徴収猶予で
きることを規定(文部省令18)。
 - 9.30 帝国大学令・帝国大学官制、国立総合大学令・国立総合大学官制と改称(政令
204)。京都帝国大学は京都大学と改称。
 - 10.7 食糧科学研究所協議委員会規程達示(達示25)。
 - 10.13 財団法人防災研究所、設立認可。
1951.7.16 財団法人防災研究協会と改称。
 - 10.21 国家公務員法公布(法律120)。
 - 10.25 創立五十周年記念式を農学部グラウンドで挙行。10月31日まで授業を休止して記
念祝典週間とし、学術講演会、学内開放、資料展などの祝典行事実施。
 - 11.4 大学基準協会基準委員会において、学位に3つの種別(バチェラー、マスター・オ
ブ・アーツ、ドクター)を設けることを決定。
 - 11.6 教育刷新委員会、教員養成につき建議。新制度のあらゆる大学で教員養成実施を
可能とすることを構想。
 - 11.11 CIE、大学基準協会基準委員会に対し博士号の取得条件に関する14項目を提示。
 - 11.19 京大・東大・北大など13国立大の学生自治組織が東大に集い、全国国立大学学生
会議開催(22日まで)。全国国立学生自治連盟を結成し、学生生活を守るための学
費・交通費・電力対策を政府に要請。
 - 11.ー CIE、文部省に新制国立大学の管理方式に関する改革プランを提示。国立大学など
の一部地方委譲を構想。
 - 12.8 西部構内学生食堂から出火、学生控所北・南棟焼失。
 - 12.21 鳥養総長、落合太郎第三高等学校校長に合同を打診。
 - 12.27 教育刷新委員会、「大学の地方委譲、自治尊重並びに中央教育行政の民主化につい
て」建議。地方自治体への大学行政の委譲に反対。

[1948(昭和23)年]

-
- 1.13 学部長会議代表の木村廉医学部長・本田弘人事務局長が第三高等学校を訪問、合
併して新制京都大学をつくることを正式に申し入れ。
-

-
- 1.15 大学設置委員会設置(政令11)。文相の諮問機関として新制大学の設置認可を審査。
 - 2.1 48の大学・高等専門学校が学生組織が集い関西学生自治連盟結成。京大が常任委員長となる。
 - 2.10 進学適性検査実施。1949年度以降1954年度まで新制大学進学志望者に一斉実施。
 - 2.13 第三高等学校教授会、京大と合同して新制京都大学をつくることに協力することを決定。
 - 2.23 大学設置委員会、大学基準協会の大学基準を採用し、大学設置基準を制定。
 - 2.一 文部省、600円から1,800円への国立大学授業料3倍値上げ案を発表。これに対して全国で反対運動。
 - 4.28 国立大学自治連盟代表者会議において、京大提案による授業料不払い決議採択。
 - 5.20 文部省、3倍値上げを決定。
 - 3.9 京大・第三高等学校代表からなる合同委員会発足。
 - 4.17 第1回委員会開催。1949年8月末まで合計9回開催。
 - 3.13 京都大学職員組合結成。
 - 3.24 大学及び学校資金の運用等に関する政令公布(政令60)。
 - 3.一 附属図書館閲覧室が完成し、法経第四教室2階の第2閲覧室を移動。
 - 4.1 新制高等学校発足。
 - 4.17 教育刷新委員会、「大学の自由及び自治の確立について」と題し建議。教育および研究、教員の任免、学長選考における教授会の権限範囲を設定し、商議会の設置を提言。
 - 4.一 この頃、新制京都大学認可申請のため、「学部学科、研究所等大学の組織計画」、「講座組織計画案」を作成。
 - 5.1 医学部附属医院厚生女学部で専攻科設置。旧制女学校、新制高等学校卒業生に入学資格を付与。従来の課程は本科と改称。
 - 5.22 京都帝大学生協同組合、京大学生協同組合に改組。同学会やその下部団体の支援を受けて事業拡充。文化面も含めた広範な自治活動を目指す。
 - 5.一 文部省、新制大学切替に該当する国立の諸学校に、「国立新制大学切替え措置要領(案)」「新制大学設置認可に関する基本要項(案)」「大学設置認可申請書記載様式」を送付、新制大学設立の具体案を作成提出することを要求。
 - 7.6 CIE、文部省との折衝において、高等教育機関の再編成を指導する11原則を提示。各都道府県に少なくとも国立総合大学1校を設置することなどを示唆。
 - 7.10 日本学術会議設置(法律121)。
 - 7.15 CIE、覚書“Outline of Proposed Law Governing Universities”(大学法試案要綱)を文部省に提示。大学の内部管理機関に地方自治体代表を参加させることを構想。
-

-
- 7.17 国立総合大学総長会議において、CIE 側の要求により、総合大学内の新学部として教育学部を設立する構想が浮上。
 - 7.19 教育刷新委員会、「科学研究者養成に関すること」と題し大学院制度について建議。大学院は大学教育の延長ではなく学術研究者養成機関として設置することを提言。
 - 7.26 教育刷新委員会、大学の国土計画的配置について建議。大学収容人員の地方分散などを提言。
 - 7.27 職員組合、文部教職員と地方教職員の給与差是正に関する文部省・日教組間の交渉決裂をうけ、24時間ストライキを実施。
 - 7.30 新制大学設置認可申請書を文部省に提出(第1回)。
 - 8.2 文部省学校教育局長、医学部および歯学部を有する大学総長に対し、医学部および歯学部の新制大学切替えについて通達。旧制大学における医学歯学教育刷新の問題は戦後早くから取り上げられ必要な改革が行われていたことにより当面新制大学の1学部として承認し、審査は2年後に実施するとする。
 - 8.- 文部省、新制国立大学実施要綱において、一府県一大学、各都道府県には必ず教養および教職に関する学部もしくは部を置くこと発表。
 - 9.18 全日本学生自治会総連合(全学連)結成。
 - 9.上 新制大学設置認可申請書を提出(第2回)。教養部、教育学部の設置計画を含む。
 - 10.1 同学会、全学連への加入を決定。
 - 10.8 文部次官、国公立大学長・高等専門学校長・教員養成大学長に対し、学生の政治運動について通達。学校の政治的中立の確保、学園秩序維持などを要求。
 - 10.14 評議会、新制大学教養部敷地として交渉中の姫路高等学校および姫路市所在の旧軍施設の使用が不可能になったため、代替として旧宇治火薬廠跡を使用する手続を進める旨決定。
 - 10.14 文部省、大学法試案要綱を国立大学総長会議などに対して発表。大学管理方式について、学外者を含む管理委員会案などを提示。
 - 10.25 同学会の主催で学生祭開催(31日まで)。1949年度より秋季文化祭と呼称。
 - 10.27 経済学部学生大会開催。文部省の大学法試案要綱に反対し、代案を作成することを決議。
 - 10.28 医学部学生大会開催。大学法試案要綱への反対を決議。
 - 11.8 大学設置委員会、京大および第三高等学校を現地視察(9日まで)。
 - 11.19 教育刷新委員会、「大学法試案要綱について」と題する建議を行い、これに反対。
 - 11.20 国立大学総長会議、「大学法試案に対する国立大学総長会議の見解と代案」を作成。
 - 12.3 国家公務員法改定公布(法律222)。人事院の設置、争議行為禁止などを規定。
 - 12.6 近畿地区の関係諸学校が京大に参集。「大学法案」に対する意見書を作成(7日ま
-

で)。

12. 7 学内掲示等取扱規程告示(告示13)。

[1949(昭和24)年]

1. 12 教育公務員特例法公布(法律1)。国立学校教員の任免・服務、評議会・協議会・教授会の大学管理機関としての位置づけなどを規定。
1. 12 教育公務員特例法施行令公布(政令6)。
1. 18 教育刷新委員会、2年または3年制大学を暫定措置として認めることを決議。
1. 22 人文科学研究所官制改正。東方文化研究所・西洋文化研究所を統合。
2. 22 物品管理委員会規程達示(達示1)。
2. 28 民主主義学生同盟(民学同)主催の大学法案反対決起大会開催。職組、民主主義科学者協会(民科)、理学部自治会などの応援を得、学内外での宣伝啓蒙を全国的運動に拡大することを決議。
3. 一 京大学生協同組合・京大職員組合厚生部・京大職員厚生会の合議に基づき、京都大学生活協同組合の設立に関する共同声明を発表。
5. 25 京都大学消費生活協同組合設立。
3. 一 厚生女学部新卒者で医学部附属医院に勤務を希望する33名のうち10名が不採用となる。
3. 一 農学部附属演習林として上賀茂試験地を再設置。
4. 12 大学基準協会、「大学院基準及びその解説」を決定。
4. 28 医学部附属医院への採用不可を不当とし、厚生女学部新卒者6名らがハンガーストライキ実施(厚生女学部不採用問題)。
5. 9 不採用の6名、再びハンガーストライキ実施(17日まで)。
5. 16 17日昼すぎまでの28時間にわたって学生ら約100名が菊池武彦医院長を拘束。
5. 18 菊池医院長、学生代表との会談で4名採用の覚書調印を拒否。多数の学生が会談の行われていた事務長室に乱入。警官が入り学生3名を逮捕。
4. 28 農学部附属演習林として北海道川上郡標茶村に北海道演習林標茶区を設置。
5. 12 内地研究員研修規程達示(達示3)。
5. 31 行政機関職員定員法公布(法律126)。
5. 31 国立学校設置法公布(法律150)。新制京都大学発足。従前の京都大学・附属医学専門部・第三高等学校を包括。文・教育・法・経済・理・医・工・農の各学部を設置、化学研究所・人文科学研究所・結核研究所・工学研究所・木材研究所・食糧科学研究所を附置。学部の附属施設として理学部に附属臨海実験所・附属臨湖実験所・附属火山温泉研究所、医学部に附属病院・看護婦養成施設、農学部附属農場・附属演習林を設置。附属図書館を設置。

-
- 5.31 文部省学校教育局長、京大の新制大学設置認可申請書をうけて、「新制国立大学設置について」を通牒、これを認可。
 - 5.31 学内の学生組織の共同闘争委員会、全学連全国大会のために本部本館前広場の使用を願出。大学側は許可せず。
 - 6.3 本部本館前広場で全学連全国大会強行開催。参加学生が総長室前に座り込み、4日夕刻までの約28時間にわたって鳥養総長を総長室内に拘束。
 - 6.4 午前2時50分頃、大学側の要請で警官導入。学生1名逮捕。
 - 6.6 大会解散。
 - 6.7 同学会、全学連の行動を批判し全学連からの脱退を声明。
 - 7.19 学生2名を放学、4名を停学処分。
 - 6.1 学校教育法一部改正(法律179)。医・歯両学部履修資格を規定。
 - 6.8 新制京都大学最初の入学試験実施(9日まで)。
 - 6.22 国立学校設置法施行規則公布(文部省令23)。職員の種類、分校の設置を定め、事務局および厚生補導に関する部を設置。
 - 7.5 文部省に学術奨励審議会設置(政令246)。
 - 7.7 新制京都大学最初の入学式挙行。
 - 7.16 研究者有志60余名、鳥養総長との懇談会で、民主的自治機構を確立するための協議会の早期設置を要求。
 - 7.18 吉田分校および宇治分校の設置を文部省に申請。
 - 7.19 CIE 高等教育顧問イールズ、新潟大学開学式で共産主義者追放(レッドパージ)の演説。
 - 8.5 京都大学通則制定(達示13)。検定料を400円に、入学金を400円に、授業料を年3,600円に値上げ。
 - 8.15 工学部規程達示(達示14)。
 - 8.22 決裁書類に学長印の使用開始。この頃、総長を学長と改称。
 - 8.25 分課規程達示(達示15)。事務局に庶務課・会計課・技術課・保健診療所を、輔導部に学生課・教務課・統計記録室を設置。
 - 8.25 分校規程制定(達示17)。吉田分校および宇治分校を設置。
 - 8.25 輔導会議規程達示(達示18)。
 - 8.25 輔導委員規程達示(達示19)。
 - 8.25 事務分掌規程裁定。
 - 9.8 新制最初の始業式挙行。
 - 9.12 吉田校舎で新制の授業開始。
 - 9.15 学長選考基準達示(達示16)。
 - 9.15 協議会、初めて開催。
 - 9.29 同学会、全学連に代わる全国学生自治会連合協議会の結成趣意書を全国660校の大
-

-
- 学、高等専門学校に発送。
 - 9 - 文部省、国立大学管理法草案起草協議会設置要綱を制定。
 - 9 - 同学会、全学連脱退決議。
 - 10. 6 日本学術会議、研究機関の人事は政治的理由で左右されてはならないと決議。
 - 10. 25 授業料免除減額規程達示(達示22)。
 - 11. 3 スウェーデン科学アカデミー、湯川秀樹理学部教授のノーベル物理学賞受賞を発表。
 - 11. 5 経済学部規程達示(達示23)。
 - 11. 10 分校審議会規程制定。
 - 11. 14 「国立大学長会」、1948年11月の案をもとに、大学管理法に対する見解を立案。
 - 11. 29 法学部規程達示(達示24)。
 - 12. 19 文学部規程達示(達示26)。
 - 12. - この月末、同学会選挙により統一共同戦線を重視する左派が主力となる。
 - 文部省・GHQの指令により、1952年まで3回にわたり IFEL(教育指導者講習会)開催。多数の教育学部教官が運営に携わり、近府県の教育長・学校長・教員養成学部教授らが参加。
 - 吉田学生食堂開設。

[1950(昭和25)年]

- 2. 21 医学部附属病院規程達示(達示2)。
 - 2. 21 工学研究所協議会規程達示(達示3)。
 - 2. 21 医学部規程達示(達示5)。出身大学・出身学部を問わず必要単位取得者に入学資格を付与。
 - 2. 21 農学部規程達示(達示6)。
 - 2. - 大学設置審議会、大学院基準を正式に採択し大学院設置基準を制定。
 - 2 - 国立大学管理法草案起草協議会、第1次案を公表。
 - 3. 31 第三高等学校廃止(法律51)。
 - 3 - 医学部附属病院厚生女学部専攻科、甲種看護婦学校として認可。
 - 4. 3 一般職の職員の給与に関する法律公布(法律95)。
 - 4. 17 旧制最後の入学宣誓式挙行。
 - 4. 19 学校教育法一部改正(法律103)。名誉教授の称号授与権について規定。
 - 4 - 同学会、全学連へ復帰。
 - 5. 1 宇治分校開校。1回生が宇治分校、2回生が吉田分校で受講。
 - 5. 27 開校式挙行。
 - 5. 2 教員停年規程達示(達示9)。退官の日を満63歳の誕生日と規定。
 - 5. 2 東北大学でイールズの講演会に学生が抗議、流会。
-

-
- 5.一 職員定期健康診断を初めて全職員に実施。
 - 5.一 吉田分校と宇治分校の間に連絡バス開通。
 - 6.3 同学会を中心に、学生がレッドパージ反対のデモ・ストライキ実施。
 - 6.25 南北朝鮮軍、北緯38度線全域で全面戦争に突入(朝鮮戦争勃発)。
 - 7.13 国立大学協会結成。
 - 7.15 理学部規程達示(達示10)。
 - 7.15 研修規程達示(達示11)。
 - 7.24 GHQ、新聞協会代表に共産党員と同調者の追放を勧告(レッドパージ開始)。
 - 8.10 警察予備隊令公布(政令260)。
 - 8.27 第2次米国教育使節団来日。
 - 9.22 連合軍総司令官へ報告書を提出。
 - 8.29 附属図書館所蔵『紙本墨書万葉集』1帖、『紙本墨書古今集注』2帖、5月30日付文化財保護法(法律214)の施行(政令276)をうけて重要文化財に指定。
 - 9.1 公務員のレッドパージの基本方針を閣議決定。
 - 9.15 名誉教授称号授与規程達示(達示13)。
 - 10.16 学生ストライキ禁止を告示(告示9)。
 - 10.19 学生健康保険組合発足。
 - 10.21 同学会、レッドパージ粉砕全学決起大会を開催(レッドパージ反対運動)。大学、2名の停学を含む4名の学生を処分(告示11)。
 - 10.一 国立大学管理法起草協議会、第2次案を公表。
 - 10.一 宇治分校に保健診療所分室設置。
 - 11.20 教育学部による教育実習制度の開始。
 - 11.22 演劇部・文学同好会、前進座の俳優を招き講演会企画。これに対し警察が警官隊を派遣し、学生たちと衝突(前進座事件)。
 - 11.25 同学会、大学側の禁止にもかかわらず事件に抗議して学生大会を強行し、学内デモ実施。これに対して警官出動。その後の川端署での抗議行動において学生5名逮捕。
 - 11.26 放学1名を含む32名の学生を処分(告示14)。
 - 11.27 同学会、再び全学抗議大会を強行。
 - 11.28 放学3名を含む12名の学生を処分(告示15)。
 - 12.20 附属図書館、「島田文庫」寄託期間満了に伴い、島田乾三郎より一括購入。
 - 12.22 教育学部規程達示(達示18)。
 - 一 教育学部、全学学生を対象に教職科目を開講。
 - 一 北海道白糠郡白糠町に北海道演習林白糠区、和歌山県西牟婁郡白浜町に白浜試験地を農学部附属演習林に設置。
 - 一 一 スペイン国最高学術研究会、「イスパニア文庫」1,300余冊を附属図書館に寄贈。
-

- — この年度より、従来の大学別大学種類別の予算区分が廃され、国立学校・大学附置研究所・大学附属病院の3区分に変更。

[1951(昭和26)年]

- 1.12 いわゆる白線浪人の救済のため、旧制高校卒業生と検定合格の浪人生を対象にした臨時編入試験を全国一斉に実施。京大では医学部、教育学部を除く6学部で計370名を受入れ。
- 1.21 各附置研究所において行政管理庁による行政監査実施。
2. — 行政管理庁、文部省関係の附置研究機関に対する監察結果を発表。京大では7研究所が対象となり、一部研究所の統廃合を示唆される。
- 4.3 文部省に「文部省研究機関に対する行政監察の結果について」と題する意見書を京大より提出、行政管理庁の監察結果に反論。
- 2.3 同学会、吉田神社節分祭において「講和アメ」を売り「講和みくじ」を配るなど、全面講和・平和をアピール。
- 2.28 学内集会規程達示(達示2)。
- 2.28 学内団体規程達示(達示3)。
2. — 教育刷新審議会、国立大学特別会計制度に関して建議。国庫金と大学資本の二本立てを構想。
- 3.7 大学管理法案、第10国会へ上程。第12国会まで継続審議されるも、審議未了につき廃案となる。
- 3.29 防火委員会規程達示(達示4)。
- 3.29 学内掲示等規程達示(達示5)。
- 3.31 防災研究所設置(法律84)。
- 3.31 医学部附属病院看護婦養成施設を医学部附属看護学校に改組(法律84)。
3. — 医学部附属病院厚生女学部本科廃止。
3. — 医学部医学科、入学試験実施。受験資格を他学部・他大学の2年次修了と規定。
3. — 舟橋清賢、「清家文庫」2,300冊を附属図書館に寄贈。1952年より3か年にわたって、附属図書館は「清原家家学書」34種289冊を購入し、「清家文庫」に追加。
- 7.14 同学会主催により丸物百貨店で市内学生有志が綜合原爆展開催(24日まで)。10日間の期間中に27,000名が来場。
- 8.1 大学院制度委員会、京都大学大学院に関する要項を決定。修士課程・博士課程の設置とその目的・修学年数、設置研究科、研究科会議や大学院審議会の設置などを規定。
- 9.8 対日平和条約および日米安全保障条約調印。1952年4月28日発効。
- 11.1 医学部教授服部峻治郎、総長に就任。
- 11.8 防災研究所協議会規程達示(達示9)。

-
- 11.12 天皇来学。学生、天皇の乗った車を遠巻きにして平和の歌を高唱。同学会、天皇への公開質問状を作成(天皇事件)。
 - 11.15 同学会に解散命令(告示13)。
 - 11.17 同学会委員長ら8名を無期停学処分(告示17)。
 - 経済学部、経済研究所設立趣意書を作成。専門研究者と書籍の不足状況の解決のために財団法人京都大学経済研究所の設立が不可避であることを述べ、募金を呼びかけ。
 - 本部本館地下に中央学生食堂開設。

[1952(昭和27)年]

- 3.25 医学部附属看護学校学則達示(達示3)。
 - 3.31 附属医学専門部廃止(法律22)。
 - 3.31 保健診療所取扱規程達示(達示4)。
 - 3.— 防災研究所、結核研究所所属の中書島研究所の建物を引き継ぎ宇治川水理実験所を設置。
 - 4.15 湯川記念館規程、同委員会規程達示(達示5、6)。
 - 4.20 分課規程一部改正(達示7)。輔導部の教務課・統計記録室を廃止し、厚生課・宇治分室を設置。
 - 4.20 学生部委員会規程達示(達示10)。輔導部を学生部に、輔導委員会を学生部委員会に改称。
 - 4.30 文学部学生大会において破壊活動防止法反対などを理由にストライキ実施を決議。
 - 5.1 学内デモ実施。
 - 5.22 学生2名を停学処分(告示7)。
 - 4.— 職員の福利厚生施設として、職員会館(京園)を開設。
 - 5.1 メーカーのデモ行進に破壊活動防止法反対などを訴えて京大生1,000名が参加。
 - 5.20 通則一部改正(達示11)。授業料を年6,000円に値上げ。
 - 5.20 総合研究会議規程達示(達示15)。
 - 6.4 経済・理・文・農・医学部と吉田分校で学生大会開催。破壊法反対を理由に5日と17日のストライキ実施を決議。
 - 6.25 ストライキ実施の決議と実行を理由に学生13名を譴責処分(告示12～15)。
 - 6.6 文相の諮問機関として中央教育審議会設置(政令176)。
 - 6.17 大学基準協会、大学図書館基準を制定。図書館長の専任制、レファレンス・ルームの創設など、教育のための図書館としての面を重視。

1953.11.— 文部省、『国立大学図書館改善要綱及びその解説』刊行。
 - 6.23 寄宿舎宇治寮規程達示(達示18)。
 - 6.30 米軍、楽友会館の一部と西洋文化研究所の接収解除。
-

-
- 7.14 京都市警部長宅火炎瓶投入事件の容疑者として学生3名逮捕。
8 5 学生5名逮捕。
 - 7.19 附属図書館所蔵「清家文庫」のうち、「清原家家学書」34種289冊、重要文化財に指定(文化財保護委員会告示25)。
 - 7.21 湯川記念館竣工し、開館式举行。
 - 7.21 市警、吉田分校を搜索し火炎瓶を押収(8月15日、30日にも)。
 - 7.27 破壊活動防止法公布(法律240)。
 - 10.11 大学設置審議会、大学院設置審査基準要項を決定。大学院基準を具体化し、大学院の目的・構成・研究会の組織など審査項目を設定。博士課程を置く大学には論文提出による学位の審査権を認定。
 - 10.20 学生懲戒手続規程達示(達示22)。
 - 11. 5 大学院制度委員会、京都大学大学院に関する要項補遺を決定。大学院規程の通則への挿入、旧制大学院の5か年存置、論文提出による博士学位授与制度導入、講座の不設置、旧制から新制への編入許可、博士課程入学資格等を内容とする。

[1953(昭和28)年]

- 1. 一 大学院設置認可申請書類を文部省に提出。
 - 3.24 新制大学として初の卒業式举行。
 - 3.26 新制大学院設置(法律25)。
 - 3.31 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令公布(政令51)。京大大学院には文学・教育学・法学・経済学・理学・薬学・工学・農学の各研究科を設置。
 - 4. 1 学位規則公布(文部省令9)。
 - 4. 7 通則達示(達示3)。検定料を400円、入学科を400円(以上は以後、学部・大学院共通)、授業料を年6,000円、大学院研究料を年9,000円と規定。
 - 4. 7 授業料、研究料免除減額規程達示(達示4)。
 - 4. 7 授業料、研究料分納規程達示(達示5)。
 - 4. 7 文学研究科規程(達示6)・教育学研究科規程(達示7)・法学研究科規程(達示8)・経済学研究科規程(達示9)・理学研究科規程(達示10)・薬学研究科規程(達示11)・工学研究科規程(達示12)・農学研究科規程(達示13)達示。
 - 4. 7 大学院審議会規程達示(達示14)。
 - 4. 7 大学院研究科会議規程達示(達示15)。
 - 4. 7 農学部規程達示(達示23)。
 - 4.22 国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則公布(文部省令11)。評議会を学長の諮問機関とすることなどを規定。
 - 4. 一 医学部、医学科進学コースを設置。他学部からの進学者も受け入れつつ、医学科
-

- 定員の約半数をあらかじめ確保。
- 5.13 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令第一条の表に掲げる国立大学の大学院の研究科に置く専攻の名称及び課程公布(文部省告示41)。
- 5.15 新制大学院修士課程、最初の入学宣誓式举行。
- 6.9 同学会再建に関する全学投票(11日まで)。4,568名が再建に賛成。
6.15 輔導會議、同学会再建を許可。
6.27 同学会、新代議員を召集し再建宣言。
- 6.15 同学会の下部組織の運動協議会が独立し、体育会発足。
- 6.18 自治庁、地方選挙管理委員会に対し、学生の選挙権は原則として郷里に置く旨通達。1954年10月21日撤回。
- 7.28 基礎物理学研究所設置(法律88)。全国の研究者を対象とした日本初の全国共同利用研究所として設置。
- 8.4 基礎物理学研究所運営委員会規程、同協議会規程達示(達示29、30)。
- 8.4 評議会、教育学部から3名の評議員を出すこと、分校主事および専任教授の定員5名以上を有する研究所長を新たに評議員に加えることを決定。
- 8.18 一般職の職員の給与に関する法律一部改正(法律237)。教育職員級別俸給表を制定。
- 9.4 全学連中央委員会、第3回中央委員会開催(6日まで)。同学会委員長を全学連委員長に選出。アメリカの占領下で破壊された学園の復興闘争方針を決定。
- 9.29 評議会規程達示(達示31)。
- 11.7 全学連の全日本学園復興会議の会場使用問題で大学側と同学会が対立。同学会、本部本館前で抗議集会開催。2度にわたって警官隊導入(全日本学園復興会議会場問題)。
11.8 全学連、全日本学園復興会議を京都で開催(12日まで)。
11.11 デモ行進する学生と警官隊が荒神橋の上で衝突、学生十数人が河原に転落して負傷(荒神橋事件)。
12.1 学生1名を放学、3名を無期停学、2名を譴責処分(告示9)。
12.5 処分に抗議し宇治分校でストライキ実施。以後、全学ストライキへ発展。
- 11.12 同学会、秋季文化祭十一月祭開催(15日まで)。文化団体に偏重せずすべての学生・教職員・一般市民の祭典にしたいという理由から、「十一月祭」の名称をニックネームとして使用開始。
- 12.11 法学部教授滝川幸辰、総長に就任。

[1954(昭和29)年]

- 1.26 附属図書館商議会議程達示(達示1)。
- 1.26 附属図書館規則達示(達示2)。

-
- 3.23 教養部規程達示(達示4)。学内措置により分校を教養部に改組。
 - 3.24 旧制の学生に対する最後の卒業式挙行。留年した学生および1951年度臨時編入者は新制の学籍に移動。これにより新制への全面的移行が完了。
 - 3.25 医学部附属病院中央診療棟竣工。
 - 3.31 学校教育法一部改正(法律19)。医・歯学部6年制を規定。
 - 3.31 国立学校設置法施行令公布(政令43)。
 - 3.31 理学部附属地震観測所設置(文部省令6)。
 - 3.31 医学部附属助産婦学校設置(文部省令6)。
 - 4.1 国費留学生制度実施要項、外相裁定・文相承認により制定。
 - 5.6 吉田大路の農学部橋本記念館を借用した仮女子寮の開設が決まり、寮生募集を開始。
 - 5.25 医学部附属看護学校学則達示(達示8)。
 - 5.25 医学部附属助産婦学校学則達示(達示9)。
 - 6.3 教育公務員特例法一部改正および義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(政治的中立に関する教育二法)公布(法律156、157)。
 - 6.8 評議会決定により学長を総長に再改称。
 - 6.9 防衛庁設置法・自衛隊法公布(法律164、165)。
 - 6.一 旧日本経済史研究所用地・建物を買収し、農学部の農業簿記研究施設に充用。
 - 7.一 大学設置審議会、医学・歯学関係大学院設置審査基準要項を決定。
 - 9.7 国立大学の講座に関する省令公布(文部省令23)。京大を含む各大学の学部にかれる講座の種類を規定。
 - 9.21 医学部規程達示(達示12)。
 - 9.一 学部長会議において法・工2学部の教養課程を一括して宇治へ移す案が浮上。全学の教養課程を集める布石であるとして賛意は得られず。
 - 10.5 評議会、教養課程履修年限を2年とし、専門課程進学は所定単位取得者に限ると決定。
 - 10.31 大学院医学研究科設置認可申請書類を文部省に提出。
 - 10.一 教養課程等調査会設置。教養課程に関する諸問題およびその他の大学教育制度の問題などを検討することが目的。のち教育制度委員会に改称。
 - 11.10 同学会、市民を含めた文化祭前夜祭を禁止する学生部委員会の決定に反し、これを開催。
 - 12.21 大学側、こうした事態が再発した際は同学会の存立に支障をきたすと警告し、今後の文化祭・創立記念祭について根本的に検討すると表明(告示7)。
 - 12.21 学生身体検査規程達示(達示16)。
 - 12.24 日本経営者団体連盟、文部省・各大学などに法文系偏重の打破、専門教育の充実、6年制専門大学の設置などを要望。
-

— 全国国立大学図書館長会議発足。

[1955(昭和30)年]

- 1.27 文部省に工学部航空工学科設置認可申請書を提出。
- 3.23 新制大学院修士課程修了者に対し、最初の学位授与式挙行。
- 4.1 医学部、医学専門課程へそのまま接続する医学進学課程を設置。
- 4.19 学生部輔導主事規程達示(達示16)。総長に任命された専任の助教授・講師、学生課長、厚生課長が輔導主事を兼任。
 - 5.1 文・理系助教授1名ずつと両課長の4名が就任。
- 4.25 同学会学園祭委員会、6月の創立記念祭を広く開放する基本方針を決定。
- 4.- 各学部、学部所定の一般教育科目の単位数を2年間で取得できなかった学生の、専門課程への進学不許可を決定。ただし不足単位数が定められた範囲内であれば、仮進学として専門課程への進学を許可。
- 4.- 平凡社社長下中弥三郎、共同利用研究者用の宿舍として基礎物理学研究所に家を寄付(白川学舎)。
- 5.27 学生部委員会、学外者の立入りを理由に屋外集会の禁止を決定。これにより創立記念祭の前夜祭・園遊会を禁止。
- 6.3 創立記念祭をめぐる大学側と同学会との交渉が決裂し、同学会の学生、滝川総長に暴行し拘束。大学側の要請で警官隊が出動(第2次滝川事件)。
 - 6.5 同学会に解散命令(告示8)。
 - 6.11 学生1名逮捕。19日にも1名逮捕。暴力行為、傷害、住居侵入で起訴、裁判へ。
 - 6.21 学生1名を無期停学、1名を停学処分(告示10)。
- 1958.4.16 2名に罰金刑の判決言い渡し。
- 7.1 大学院医学研究科設置(政令106)。
- 7.19 大学院医学研究科規程達示(達示17)。
- 7.19 評議会、教育制度委員会決定の「京都大学自然科学系学部における修業年限一ヶ年延長に対する要望理由書」につき議論。自然科学系学部は賛成、人文科学系学部は各学部で討議の上、改めて審議することに決定。
 - 10.11 滝川総長、評議会において、人文科学系学部は5年制に消極的であること、5年制の可否は全学的問題として決定事項とはしないこと、との旨報告。
- 7.- 日本学術会議、原子力に関するシンポジウム開催。関西・関東の大学に1基ずつ研究用原子炉を設置することに意見が一致。
- 8.3 医学研究科に博士課程設置(文部省告示81)。
- 9.- 工学研究所、研究用原子炉の設置計画案を文部省に提出。
- 11.15 自由民主党結成(保守合同)。

12. 6 教育制度委員会、報告書を評議会に提出。教養部を吉田へ統合することや各学部の将来構想などについて提言。
- — 任意団体としての総合経済研究所設立。

[1956(昭和31)年]

1. — 学内に原子力利用準備委員会設置。
3. 24 ウイルス研究所設置(法律26)。
3. 24 日本学士院法公布(法律27)。
4. 1 ウイルス研究所協議会規程達示(達示7)。
4. 10 通則一部改正(達示8)。検定料を1,000円、入学科を1,000円、授業料を年9,000円、大学院研究料を年13,500円に値上げ。
4. 24 分課程一部改正(達示14)。学生部に学生懇話室を設置。6月1日より旧尊攘堂および宇治分校で活動開始。
5. 1 米軍、楽友会館全館の接收を解除。
5. — 熊野地区に教育学部校舎竣工。
6. 28 附属図書館所蔵『紙本墨書兵範記』、重要文化財に指定(文化財保護委員会告示28)。
8. — 文部省、京大に研究用原子炉1基を設置する案を科学技術庁に提出。
9. 5 附属図書館、Rolls Series(英国中世の記録)742冊を購入。
9. — 政府原子力委員会、原子力開発利用長期基本計画を発表。大学における基礎研究および教育のための原子炉をさしあたり関西方面に1基建設することを表明。
10. 22 大学設置基準公布(文部省令28)。
11. 5 原子炉設置準備委員会を設置。京大・阪大から各4名、科学技術庁原子力局長、文部省大学学術局長、日本原子力研究所副理事長をもって構成。
11. 30 湯川秀樹基礎物理学研究所教授、委員長に就任。
11. — 日本経営者団体連盟、「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を発表。
12. 18 国際連合に加盟。

[1957(昭和32)年]

1. 12 日本学術会議、「基礎科学の研究体制について」と題する要望を政府に提出。
1. 9 原子炉設置準備委員会、京都府宇治市陸軍造兵廠跡を原子炉設置候補地に決定。近辺を水源地上流とする市町村の猛反対を招く。
4. 1 大学院工学研究科に原子核工学専攻課程、大学院理学研究科に原子核理学専攻課程を設置。
4. 10 医学部附属皮膚病特別研究施設設置(文部省令7)。
5. — 文部省、三村剛昂広島大学理論物理学研究所長に京大基礎物理学研究所との合併

-
- を非公式に打診。
- 7.2 総長の諮問機関として大学制度委員会発足。
- 8.15 原子力利用準備委員会、宇治案を放棄し大阪府高槻市阿武山付近を原子炉設置の有力候補として選定。
- 8.20 原子炉設置準備委員会に提起。地元住民の反対運動おこる。
- 10.29 広大評議会、広大理論物理学研究所と京大基礎物理学研究所の合併を承認。
- 11.1 日本学術会議学問思想の自由委員会、京都で開催。基礎物理学研究所と広島大学理論物理学研究所の合併を文部省による大学自治の侵害として取り上げる報告がなされる。
- 11.5 文部省、科学技術者養成拡充計画を発表。
- 11.11 中央教育審議会、「科学技術教育の振興方策について」と題する答申を文相に提出。
- 11.29 文部省、科学技術教育振興方策を発表。
- 12.1 附属図書館内に地磁気世界資料室開設。
- 12.16 医学部教授平沢興、総長に就任。
- 12.20 大阪府原子力平和利用協議会、原子炉設置候補地の地元代表と協議の結果、原子炉および設置場所の安全性などについて日本学術会議に検討を要請することに決定。
- — 学内に医学部薬学科整備拡充委員会設置。

[1958(昭和33)年]

- 1.25 関西素粒子論グループ懇談会開催。京大基礎物理学研究所と広大理論物理学研究所との合併は望ましくなく、それぞれの特色を生かすべきことを確認。
- 1.28 学位規程達示(達示1)。
- 3.31 理学部附属天文台設置(文部省令7)。
- 3.31 農学部附属農業簿記研究施設設置(文部省令7)。
- 4.ー ウイルス研究所に学内措置としてウイルス診断センターを設置。
- 5.30 学徒厚生審議会、「大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善についてならびに学生の健康管理の改善について」と題する答申を文相に提出。
- 6.1 医学部附属病院に中央検査部設置。
- 6.16 原子力研究整備委員会要綱裁定。
- 6.16 同学会再建準備委員会、大学の不許可を無視して代議員選挙実施。
- 7.1 9名の学生処分(告示8)。全学自治組織再建準備会解散命令(告示9)。
- 7.2 学生による抗議集会。ハンガーストライキ実施。
- 7.11 学生処分解除(告示10)。
- 6.22 吉田グラウンドでの硬式野球対東大定期戦にて、法学部大学院生作詞、法学部卒
-

-
- 業生作曲による応援歌「新生の息吹にみちて」を初披露。
 - 6. ー 日本学術会議、原子炉設置を要望し、原子炉およびその安全性に関する資料を首相の諮問機関の原子力委員会へ提出すべきとの回答を発表。
 - 7. 11 京大より原子力委員会に関西研究用原子炉設置計画資料を提出。
 - 9. ー 関西研究用原子炉委員会発足。京大・阪大ほか関西諸大学ならびに日本学術会議より推薦された委員で構成。
 - 10. 1 教養部、クラス担任制を実施。
 - 10. 14 輔導会議、文化祭の名称を十一月祭に正式に変更することを承認。
 - 10. 22 警察官職務執行法改正反対を理由に吉田分校・宇治分校で学生がストライキ実施。
 - 10. ー 平沢総長、フォード財団エバートンの示唆を得て、京大としての東南アジアに関する人文・社会科学分野の総合研究推進について関係学部長との間で話し合い。
 - 12. 9 原子力委員会、京大作成の関西研究用原子炉設置計画資料を審査。立地条件さえよければ安全性は十分確保できると結論。大阪府にも設置協力を依頼。
 - ー. ー 医学部薬学科整備拡充委員会、薬学部創設準備委員会に改称。募金など薬学部新設運動を促進。
 - ー. ー 医学部附属看護学校に初の男子学生3名が入学。

[1959(昭和34)年]

- 2. 10 学生寄宿舎規程達示(達示2)。
 - 2. 16 農学部へ農業植物試験所設置。
 - 2. 20 首相の諮問機関として科学技術会議設置(法律4)。
 - 3. 26 大阪府原子力平和利用協議会、交野町星田地区を3番目の原子炉設置候補地として発表。地元住民が反対の運動。
 - 3. 31 理学部附属火山温泉研究施設を附属地球物理学研究施設、附属火山研究施設に改組(文部省令6)。
 - 3. 31 医学部附属衛生検査技師学校設置(文部省令6)。
 - 3. 31 工学部附属オートメーション研究施設設置(文部省令6)。
 - 4. 1 1952年以来の京都アメリカ研究セミナーにかわり、ロックフェラー財団などの助成を受け、京大・同志社大でそれぞれアメリカ研究センターを設置することとなり、附属図書館に図書室設置。
 - 4. 15 安保阻止国民会議第1次統一行動。
 - 4. 21 医学部附属衛生検査技師学校学則達示(達示11)。
 - 5. ー 学内有志教官により臨時委員会として東南アジア研究委員会設置。
 - 6. 2 同学会再建を4年ぶりに許可。
 - 6. 20 同学会再建宣言。
 - 6. 5 学生寄宿舎女子寮を開設し舎生募集開始。
-

-
- 6.一 部局長会議、教育学部附置の研究施設として厚生補導専門職員研修センターを設置する旨承認。
 - 9.8 関係者の意見不一致を理由に中止を決定。
 - 6.一 三村広大理論物理学研究所長、京大基礎物理学研究所との合併を不適当とする旨を広大の評議会で報告。合併問題の打ち切り。
 - 7.6 陽明文庫より附属図書館に「近衛文庫」3,142冊寄贈。
 - 11.27 安保阻止第8次統一行動。国会請願のデモ隊約20,000名、国会構内に進入。
 - 11.30 『学園新聞』、第1,000号の発行を機会に『京都大学新聞』と改称。
 - 12.7 大阪府原子力平和利用協議会、4番目の原子炉設置候補地として四条畷町に原子炉設置の申し入れ。地元住民が反対の運動。
 - 一.一 旧京都織物株式会社の女子工員寄宿舎2棟を譲り受け、吉田西寮第1・2棟を開設。

[1960(昭和35)年]

- 1.16 分課程全部改正(達示1)。事務局に庶務部(庶務課・人事課)・経理部(主計課・経理課)・技術課・保健診療所を設置し、学生部(学生課・教務課・学生懇話室・宇治分室)は別に設置。
 - 1.18 事務分掌規程裁定。
 - 1.19 日米相互協力および安全保障条約(新安保条約)調印。
 - 3.31 国立学校設置法一部改正(法律16)。薬学部設置、授業料免除・猶予規定追加。
 - 3.31 工学部1号館竣工。
 - 3.31 教養部D号館竣工。
 - 4.7 同学会代議員大会、安保阻止闘争の方針・スケジュールを決定。
 - 4.11 大阪府、大学研究用原子炉設置協議会を設置。地元団体代表も委員に含め、従来の案を白紙に戻して候補地選定を一任。
 - 4.12 薬学部規程達示(達示9)。
 - 4.15 国立学校における授業料その他の費用の免除又は徴収の猶予に関する政令公布(政令97)。
 - 4.26 本部本館前にて全京大安保改定反対総決起大会開催。参加者約1,500名。円山公園での安保改定阻止全京都学生決起集会に参加。吉田分校・文・理学部でストライキ実施、経済・医学部で授業ボイコット実施。
 - 5.13 新安保阻止全学学生総決起大会開催。参加者約800名。
 - 5.18 全学学生集会開催。参加者約1,300名。19日の全学ストライキ実施を決議。
 - 5.19 法・工学部の一部を除き全学がストライキ実施。同志社大での全京都学生総決起集会に約600名が参加、デモ行進。
 - 5.20 未明、衆議院本会議、日米新安保条約を強行採決。
-

- 5.20 西部構内にて学生が強行採決への抗議集会開催。参加者百数十名。立命館大での全京都学生総決起集会に参加、デモ行進。
- 5.26 附属図書館前にて国会解散要求京大全学集会開催。参加者約2,000名。同学会・大学院学生懇談会の主催、職組有志・教官有志・京大生協の協賛による創立以来初の全学大会。新安保条約採決の無効および国会解散要求などを決議。
- 6.4 西部構内にて新安保条約阻止全京大生集会開催。参加者約1,200名。円山公園での新安保阻止京都府民大会に参加。
- 6.11 国会解散要求京大全学大会開催。参加者約1,000名。
- 6.14 湯川秀樹基礎物理学研究所教授・桑原武夫人文科学研究所教授らを発起人として教官約270名が集い、新安保条約締結に反対する初の全京大教官研究集会開催。
- 6.15 全学連主流派、国会突入をはかり、警官隊と衝突。東大学生1名死亡、182名逮捕。
- 6.17 6・15事件抗議京大全学集会開催。
- 6.16 宇治・吉田分校、経済・理学部で無期限ストライキに突入。
6.17 法学部にはじまり、22日までに全学部が無期限あるいは数日間の連続ストライキに突入。
- 6.17 18日に挙行予定の創立記念式中止(告示8)。
- 6.18 平沢総長、議会主義・民主主義の確立を要求し、全学一致で大学自治擁護に全力を傾ける旨の談話発表。
- 6.19 新安全保障条約自然承認。
- 6.20 全学学生集会開催。平沢総長の談話を支持し、総長を先頭に全学一致して大学の自治擁護のために戦うことを決議。
- 6.20 全学教官研究集会開催。大学自治の擁護を声明。
- 7.4 全学連、第16回全国大会において主流派と反主流派(代々木派)に分裂。以後京大では、文・経済・理・医学部および宇治・吉田分校の自治会は主流派に、宇治分校の一部と農学部自治会は反主流派の集会に参加。
- 7.12 大学研究用原子炉設置協議会、南河内郡美原町、河内長野市、堺市、和泉市、泉南郡熊取町の5地区を原子炉設置候補地として新聞発表。
- 7.一 京都府船井郡丹波町に農学部高原畜産試験地設置。
- 9.12 安保闘争における授業妨害などに対し警告(告示9)。
- 9.28 大阪府会、原子炉監視機構として条例による原子炉問題審議会の設置を可決。
- 10.4 科学技術会議、「十年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」と題する答申を首相に提出。大学と大学院の整備充実を強調。
- 10.一 総合経済研究所、財界からの寄付を財源とする財団法人総合経済研究所へと改組。
- 11.8 文部省、1961年度を初年度とする国立大学緊急整備5年計画を立案。
- 11.14 関西経済連合会、大学制度に関し、専門教育1年延長、文・教育・農学部縮小などを求める要望書提出。

-
- 12. 6 放射性同位元素等管理委員会規程達示(達示13)。
 - 12. 9 大学研究用原子炉設置協議会、大阪府泉南郡熊取町朝代地区を原子炉設置地として正式発表。
 - 12.11 工学研究所に研究用原子炉建設本部設置。原子炉建設に伴う業務を統一的に処理。
1962. 4 1 全学的な機関に改組。
 - 12.27 国民所得倍増計画、閣議決定。
 - 12.ー 桜島火山観測所、防災研究所附属施設として発足。
 - ー 学生部学生課に Foreign Student Service(F.S.S) 設置。

[1961(昭和36)年]

- 1.10 分課程一部改正(達示1)。施設部(企画課・施設課)を設置し、技術課を廃止。
 - 3. 7 授業料、研究料免除規程達示(達示3)。
 - 3. 7 授業料、研究料徴収猶予規程達示(達示4)。
 - 3.30 『京都大学附属図書館六十年史』刊行。
 - 4. 1 学生部次長を設置(文部省令7)。
 - 4. 1 工学部附属電離層研究施設設置(文部省令7)。
 - 4. 1 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令公布(文部省令9)。
 - 5. 1 教養部宇治分校が廃止となり、吉田分校に統合。
 - 5.19 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法公布(法律87)。京大を含む全国9大学に設置。
 - 5.19 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法施行規則公布(文部省令10)。
 - 5.30 同学会、本部本館前にて政治的暴力行為防止法案粉碎・国立工業教員養成所設置反対集会を届出なしに開催。参加者1,000名。
 - 6. 2 同学会、この日の衆議院法務委員会における政治的暴力行為防止法案強行採決の前に緊急学外デモ実施。参加者約200名。
 - 6. 3 教養部学生が中心となり、法経第一教室で政治的暴力行為防止法案に反対する全学大会開催。参加者約1,000名。学生・大学院生・教官・職員組合・京大生協が、法案の強行採決を認めない旨の宣言を共同で発表。
 - 6. 6 同学会、本部本館前にて政治的暴力行為防止法案反対集会を開催。参加者約1,000名。教育・理学部および教養部でストライキを行い、立命館大での府学連集會に参加、学外デモ実施。学生2名逮捕。
 - 6. 8 政治的暴力行為防止法案継続審議となる。
1962. 5 7 審議未了廃案。
 - 6. 8 同学会・大学院協議会・職員組合・京大生協・教官有志からなる五者共闘会議、法経第一教室にて全京大集会開催(15日にも)。参加者約800名。一部学生は続いて同志社大での府学連全京都決起大会に参加、学外デモ実施。
-

- 8.25 日本経営者団体連盟・経営者団体連合会、「技術教育の画期的な振興策の確立推進に関する要望」を政府、国会へ提出。産学協同の推進、理工系増員計画の繰り上げなどを提起。
- 9.1 文部省、各国立大学長に対し、大学の学科・専攻科・別科の新設に関して、大学設置審議会への意見聴取および認可手続きを廃止し、事前の届出制へと簡素化する旨を通知。
- 9.1 文部省、理工系大学生を1964年度までに2万人増募する計画を決定。
- 9.12 分課程一部改正(達示10)。学生部に学生課・厚生課を設置。
- 11.17 研究用原子炉建設本部、大学研究用原子炉熊取町設置反対泉佐野市期成同盟と「おぼえがき」をとり交わす。熊取町での原子炉建設の了承を得、建設にあたっての諸条件を約束。
- 12.1 農学部附属農場運営委員会規程制定。

[1962(昭和37)年]

- 1.25 農学部附属演習林協議会規程、農学部教授会において承認。
- 1.25 工業教員養成所學則制定。
- 1.31 工学部精密工業科実験室(工学部2号館)竣工。
- 1.31 工学部合成化学科実験室(工化総合館、現工学部4号館)竣工。
- 2.18 文部省、国立大学学寮経費の負担区分につき通達。光熱費・水道料など寮生の負担を明示。
- 2.20 保健診療所業務規程達示(達示1)。
- 3.15 工学部6号館竣工。
- 3.29 経済研究所設置(法律36)。
- 3.31 旧制博士制度打ち切り。
- 3.31 附属病院外来棟・管理棟、附属病院本館跡に竣工。
- 5.23 天皇・皇后、理学部附属瀬戸臨海実験所に来所。
- 5.25 池田勇人首相、自民党演説会において大学管理制度の改革・再検討に言及。
- 5.25 ソ連宇宙飛行士ガガーリン少佐来学。平沢総長と会見し、学生の歓迎集会に出席。
5. — 東南アジア研究委員会、東南アジア研究センター設立趣意書を作成。東南アジア研究センターの名称での研究機関新設を正式に提示。
- 6.5 評議会、京都大学東南アジア研究計画準備委員会の設立を決定。
- 6.8 大学院生協議会、東南アジア研究センター設立計画に関する平沢総長への公開質問状を作成。
- 6.13 大学管理制度改正阻止を掲げ、全学教官研究集会開催(28日にも)。
- 6.15 五者共闘会議、大学管理制度改正阻止を掲げ、全京大集会開催(29日にも)。
- 6.20 中央教育審議会特別委員会、「大学の管理運営について」の答申原案作成。文相の

-
- 監督権の明確化、学外者による管理機関設置、学長の権限強化、教授会の権限ならびに構成の限定などを提起。これをうけて学内での大学管理制度改正反対運動活発化。
- 6.26 工業教員養成所学生、4年制実施を要求し、授業をボイコット。
- 8.29 工業教員養成所協議会規程制定。
- 9.11 大学制度に関する特別委員会、「大学管理運営についての意見」を評議会にて報告。大学の管理・運営に対する画一的な規制に反対。
- 9.15 国立大学協会、「大学の管理運営に関する中間報告」を採択。大学の教員人事への文相の関与に反対し、大学の自主的な管理運営改善促進の強化を提言。
- 9.18 大学管理制度反対京大集会開催。
- 9.19 府学連の統一行動実施。250名参加。
- 10.15 中央教育審議会、「大学の管理運営について」と題する中間報告を文相に提出。設置、組織編成、管理運営、入学試験に関して提言。1963年1月28日答申。
- 10.15 同学会、中央教育審議会の中間報告に対し、全学連統一行動日の11月1日の全学抗議ストライキを呼びかけ。教養部、教育・経済・理学部がストライキ実施を決議。
- 11.1 「大管法粉碎時計台前集会」を不許可で強行、円山公園の府学連大会に合流し市内デモ行動。
- 10.23 経済研究所協議会規程達示(達示11)。
- 12.3 同学会、大学管理法国会上程阻止のための全学閉鎖を提起し、全学1万人投票実施(6日まで)。大学側、これに対し全学閉鎖と投票を禁止(告示7)。
- 12.8 全学投票が不成立に終わったためストライキに切り替え。文・教育・経済・理・医学部、教養部がストライキ実施。1,500名が五者共闘全学集会に参加、府学連集会デモに合流、警官隊と衝突。
- 12.12 同学会に対し3か月の活動停止を命令(告示8)。
- 12.22 学生9名を停学処分(告示9)。
- 12.12 東南アジア研究計画準備委員会、東南アジア研究センター設置を求める答申作成。
- 12.29 医学部構内の薬学部本館、火災により焼失。
- 和歌山県西牟婁郡串本町に防災研究所潮岬風力観測所開設。

[1963(昭和38)年]

- 1.8 東南アジア研究センター規程達示(達示1)。東南アジア研究センター、学内措置で発足。
- 1.8 東南アジア研究センター管理委員会規程達示(達示2)。
- 1.25 国立大学運営管理法案の国会提出の取止めを閣議決定。
- 2.7 フォード財団、東南アジア研究センターの資金援助申請に対して交付を認可。
-

-
- 3.26 理学部化学科生物物理学棟竣工。
 - 3.30 教養部E号館竣工。
 - 3.30 工学部3号館竣工。
 - 3.30 薬学部本館竣工。
 - 3.31 教養部法制化(法律69)。4月1日施行。
 - 3.31 数理解析研究所設置(法律69)。
 - 3.31 原子炉実験所設置(法律69)。
 - 3.31 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令公布(政令96)。
 - 4.1 分校を教養部へ改称(文部省令11)。
 - 4.1 農学部附属農薬研究施設設置(文部省令11)。
 - 4.1 奨学寄附金委任経理事務取扱規則公布(大蔵省文部省令1)。
 - 4.9 通則一部改正(達示5)。検定料を1,500円、入学科を1,500円、授業料を年12,000円に、大学院研究料を年18,000円に値上げ。
 - 4.22 文部省在外研究員規程公布(文部省訓令)。
 - 4.23 数理解析研究所協議会規程、同運営委員会規程達示(達示13.14)。
 - 4.23 原子炉実験所協議会規程、同運営委員会規程達示(達示15.16)。
 - 5.15 日本学術会議、「学術研究用大型高速計算機の設置と共同利用体制の確立について」と題する勧告を首相に提出。
 - 7.2 大学制度委員会規程達示(達示20)。
 - 9.30 工学部土木総合館(工学部5号館)竣工。
 - 9. — 文部省、大学設置基準の改定協議を目的に大学基準等研究協議会を設置。
 - 11.16 財団法人能力開発研究所、大学進学希望者に学力・適性検査実施(17日まで)。
 - 12.5 大学制度委員会、教員停年制度についての答申を平沢総長に提出。教員停年規程を全面的に改正し、退職日を満63歳に達した日から63歳になった学年の末日に変更することを提起。
 - 12.16 農学部教授奥田東、総長に就任。
 - 12.26 奨学委任経理金経理要綱裁定。
 - — 地質学鉱物学教室跡に理学部事務室竣工。

[1964(昭和39)年]

- 1.21 教員停年規程全部改正(達示1)。退職日を満63歳の誕生日から停年に達した日の属する学年の末日と規定。
 - 1.21 評議会、国立大学協会の「国立学校特別会計制度についての意見書」に賛成することを決定。
 - 2.25 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令公布(文部省令3)。
 - 2.25 国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令公布(文部省令4)。
-

-
- 3.23 工学部7号館竣工。
 - 3.24 数理解析研究所本館竣工。
 - 4.1 理学部附属植物生態研究施設設置(文部省令11)。
 - 4.1 化学研究所附属原子核科学研究施設設置(文部省令11)。
 - 4.1 結核研究所附属病院設置(文部省令11)。
 - 4.1 防災研究所附属宇治川水理実験所・附属桜島火山観測所(鹿児島県鹿児島郡桜島町)・附属鳥取微小地震観測所(鳥取県鳥取市)設置(文部省令11)。
 - 4.1 ウイルス研究所のウイルス診断センター、ウイルス診断研究施設として法制化(文部省令14)。
 - 4.3 国立学校特別会計法公布(法律55)。
 - 4.3 国立学校特別会計法施行令公布(政令112)。
 - 4.19 『京大教養部報』創刊。
 - 4.23 奨学寄附金委任経理事務取扱規則公布(文部省令14)。
 - 4.28 経済協力開発機構(OECD)に加盟。
 - 5.21 大学制度委員会、「京都大学名誉教授称号授与規程について」と題する答申を奥田総長に提出。
 - 5.- 創立七十周年記念事業準備委員会設置。
1965.9.20 学内実行委員会に改組。
 - 6.24 農学部附属農業研究施設竣工。
 - 6.25 原子炉実験所、研究用原子炉(KUR)の臨界実験に成功。
 - 7.7 分課程一部改正(達示12)。経理部に管財課を設置。
 - 9.9 工学部自治会、工学部教授会に対し、自衛官入学問題に関する公開質問状を提示。
 - 9.15 附属図書館報『静脩』創刊。
 - 9.4 1967年3月31日までの国家公務員欠員不補充の原則を閣議決定。
 - 10.9 大学制度委員会、9月26日の「大学院研究科会議の構成員の範囲について」と題する原案答申の修正案を奥田総長に提出。慣行に従い、附属研究所・関係学部附属施設の教授で研究科会議の同意を得た者も含めるとする。
 - 10.10 オリンピック東京大会開催。
 - - 薬学部建物第3期工事、吉田西寮の寮生立ち退き拒否問題の発生により延期。

[1965(昭和40)年]

- 1.1 七十年史編集委員会設置。
 - 1.28 慶応義塾大学学生、学費値上げ反対の全学ストライキ実施(2月5日まで)。
 - 2.7 米軍、北ヴェトナムを爆撃(北爆開始)。
 - 3.8 大学制度委員会、「名誉学位制度について」と題する答申を奥田総長に提出。現段階では名誉学位制度設置は必要なしと報告。
-

-
- 3.20 教育学部本館竣工。
 - 3.20 教養部F号館竣工。
 - 3.23 大学制度委員会、「大学制度委員会の審議結果について」と題する最終報告を奥田総長に提出。学長選考基準、教養部のあり方、大学院制度に関して提言。
 - 3.31 人文科学研究所附属東洋学文献センター設置(文部省令17)。
 - 3.31 岐阜県吉城郡上宝村に防災研究所附属上宝地殻変動観測所設置(文部省令17)。
 - 3.31 東南アジア研究センター法制化(文部省令17)。
 - 3.31 外国人教員、客員教授について規定(文部省令17)。
 - 4.13 学生寄宿舎規程改正。熊野寮および大学院生対象の室町寮開設。
 - 4.27 東南アジア研究センター管理委員会規程達示(達示8)。
 - 5.22 経済研究所本館竣工。
 - 6.8 人文科学研究所附属東洋学文献センター規程、同運営協議会規程達示(達示11、12)。
 - 6.12 医学部図書館竣工。
 - 6.22 日韓基本条約調印。
 - 9.28 教育課程等委員会規程達示(達示18)。
 - 10.19 工業教員養成所学生自治会、工業教員養成所即時廃止・工学部無条件編入などを要求してストライキ実施。
 - 10.21 スウェーデン科学アカデミー、朝永振一郎東京教育大学教授(京大卒)のノーベル物理学賞受賞を発表。

[1966(昭和41)年]

- 1.20 早稲田大学学生、授業料値上げ反対・学生会館運営参加要求の全学ストライキ実施(早大紛争の発端)。
 - 6.22 ストライキ終結。
 - 1.- 評議会、創立七十周年記念事業の事業計画概要を承認。記念式典の举行、七十年史の編集、総合体育館の建設、奨学資金の設定、大学会館の建設の5事業を実施。
 - 3.8 計算センター規程、同管理委員会規程達示(達示2、3)。
 - 3.22 入学試験制度委員会規程達示(達示4)。
 - 3.22 分課規程一部改正(達示6)。施設部に建築課・設備課を設置し施設課を廃止。
 - 3.22 通則等一部改正(達示8)。検定料を3,000円に、入学科を4,000円に値上げ。
 - 3.31 ウイルス研究所研究棟竣工。
 - 4.5 工学部附属超高温プラズマ研究施設設置(文部省令22)。
 - 4.5 防災研究所附属潮岬風力実験所・附属白浜海象観測所設置(文部省令22)。
 - 4.5 保健管理センター設置(文部省令22)。
 - 4.- 京都市北区に文学部羽田記念館(内陸アジア研究所)開設。
-

-
- 5.14 薬学部記念館の竣工式挙行。
 - 5.16 中国で文化大革命開始。
 - 5.17 評議会、国立大学協会の「大学の管理運営に関する意見(案)」についての京大の意見を決定。
 - 6.23 国立大学協会、「大学の管理運営に関する意見」を発表。中央教育審議会の答申に対して大学自治の尊重などを主張。
 - 5.25 西部構内生協食堂調査のための警官立入りに学生が抗議し警官を拘束。警官隊出動。
 - 5.26 学生部長・同学会委員長・京大生協、川端警察署長に対し抗議文提出。
 - 6.11 学生1名逮捕。
 - 6.21 逮捕に抗議して教養部、文・教育学部でストライキ実施。
 - 6.21 総長選考基準全部改正(達示11)。選挙資格を助教授・講師にまで拡大。
 - 7.5 創立七十周年記念式典委員会要項裁定。
 - 7.5 保健管理センター管理委員会規程達示(達示13)。
 - 7.18 同窓生を中心とする各界有志を発起人として京都大学創立七十周年記念事業後援会発足。
 - 8.9 結核研究所本館竣工。
 - 8.- 東南アジア研究センター用地として京都織物会社敷地を購入。
 - 9.16 創立七十周年記念施設建設委員会要項裁定。
 - 10.31 中央教育審議会、「期待される人間像」を別記として含む「後期中等教育の拡充整備について」と題する答申を文相に提出。
 - 11.8 評議会、国立大学協会に対する「大学院設置基準の問題点について(回答)」を決定。基準の制定と予算の確保、教員定員基準の明確化などを主張。
 - 11.25 吉田寮自治会寮生大会、寮内の暖房費国庫負担を要求し、寄宿料支払保留宣言を採択。
 - 12.20 医学部附属病院規程達示(達示18)。
 - 12.20 化学研究所規程達示(達示19)。
 - 12.20 外国人研究員宿泊所規程制定。1967年2月建設の宿泊所(近衛ホール)の管理運営方法を規定。
 - - 農学部附属演習林徳山試験地、徳山市の緑地公園事業対象地となり市所有の山林に移転。

[1967(昭和42)年]

-
- 1.10 「富士川文庫」、附属図書館から医学部へ供用換え。
 - 1.- 医学部附属病院第1診療棟竣工。
 - 3.28 農学部総合館竣工。
-

-
- 5.30 評議会、入学試験制度委員会の検討に基づき、国立大学協会に対する「入学試験の一期校、二期校の問題について(回答)」を決定。現状維持を主張。
 - 5.31 結核研究所を結核胸部疾患研究所に改組(法律18)。
 - 5.31 愛知県犬山市に霊長類研究所設置(法律18)。
 - 5.31 医学部附属脳神経研究施設設置(文部省令11)。
 - 5.31 農学部附属亜熱帯植物実験所設置(文部省令11)。
 - 5.31 防災研究所附属屯鶴峯地殻変動観測所(奈良県北葛城郡香芝町)・附属穂高砂防観測所設置(文部省令11)。
 - 5.31 国立大学の事務局等の部及び課に関する訓令制定(文部省訓令20)。
 - 6.1 文部省の学術奨励審議会、学術審議会へ改組(政令117)。
 - 6.1 霊長類研究所協議会規程、同運営委員会規程達示(達示12、13)。
 - 6.26 国立7大学学長会議、大学院大学への昇格・教官増募などを決議。
 - 6.29 同学会、自衛官入学に反対して全学ストライキを実施するとともに奥田総長との「団体交渉」を実施。総長、自衛官が京大へ入ってこない方向で大学の意見をまとめるとの旨表明。
 - 6.30 部局長会議、自衛官の入学には諸種の難点があるので各部局においては慎重に考慮する必要があるとの総長見解を了承。
 - 7.4 結核胸部疾患研究所規程達示(達示16)。
 - 7.28 附属図書館大閲覧室に冷房設置。
 - 8.3 公害対策基本法公布(法律132)。
 - 8.22 イラン・アフガニスタン・パキスタン学術調査委員会要項裁定。
 - 10.8 佐藤栄作首相の東南アジア訪問に反対し、羽田空港で全学連反代々木系各派の抗議デモ実施。警官隊と衝突し京大文学部学生1名死亡(第1次羽田事件)。
 - 11.12 第2次羽田事件勃発。
 - 10.17 結核胸部疾患研究所附属病院規程達示(達示21)。
 - 11.3 創立七十周年記念式典を举行し、園遊会を開催。『京都大学七十年史』を刊行。
 - 11.4 創立七十周年記念の学術講演会および音楽会開催。
 - 11.5 宇治市五ヶ庄の宇治総合運動場開場式举行。
 - 12.15 国家公務員の規定定員を3年間で5%削減することを閣議決定。
 - 12.15 宇治構内における化学・工学・木材・食糧科学・防災の各研究所の合同総合館(宇治地区研究所本館)竣工。
 - — 医学部専門課程進学における医学進学課程修了者入学制と選抜採用制の併用を廃止。進学課程修了者のみを対象とする。

[1968(昭和43)年]

-
- 1.16 アメリカの原子力空母エンタープライズの佐世保寄港に反対し、現地での抗議運
-

-
- 動開始。京大学生も逮捕される。
- 2.9 国立大学協会、学生の処分や警官の学内導入もやむなしとする意見公表。
- 1.29 東大医学部学生自治会、インターン制度を廃止して登録医制度を設けるとする医師法改正案に対し、現行制度の改善にはならないとして反対、無期限ストライキに突入(東大紛争の発端)。
- 2.13 医学部自治会と青年医師連合京大支部が全学闘争委員会を結成、無期限ストライキに突入。
- 3.15 医学部大学院入試において受験妨害事件発生。
- 4.7 京都府警、医学部内の青年医師連合京大支部事務局などを搜索。研修医・学生5名を逮捕。午後、学生らが岡本耕造医学部長代理・柏祐賢学生部長など大学側に抗議の「団体交渉」実施。
- 4.8 同学会、警官導入に対する抗議集会を開催。総長との「団体交渉」を要求。4月中旬に3回にわたり、奥田東総長との「団体交渉」実施。
- 3.30 入学試験制度委員会、「入学者選抜時における精神障害者の発見方法および入学試験の運営について」と題する答申を奥田総長に提出。
- 4.- 日本大学で経理上の問題をめぐり紛争発生。
- 4.28 日大全学共闘会議結成。
- 5.15 医師法一部改正(法律47)。医師免許取得後2年以上の臨床研修を義務付け。インターン制度廃止。
- 6.13 化学研究所、大阪府高槻市から京都府宇治市に移転。新館落成式典挙行。
- 6.13 医学部全学闘争委員会、教授会との合意を経て学生大会においてストライキ中止を決定。
- 6.15 東大安田講堂、学生らによって封鎖占拠される。
- 6.17 大学側、警察を導入して排除。
- 6.20 全学ストライキに突入。
- 6.28 東大全学共闘会議結成。
- 7.2 安田講堂再占拠。
- 7.10 霊長類研究所研究棟本棟の第1期工事完了。
- 9.12 国立大学協会、入試期特別委員会発足。国立大学の入試期日の一本化について具体的検討開始。
- 9.12 大型計算機センター竣工。
- 9.30 日大全共闘系学生、日大会頭と「大衆団交」実施。
- 10.1 佐藤首相、「団体交渉」を批判。
- 10.8 宇治地区防火委員会規程裁定。
- 10.21 全国でベトナム侵略反対国際反戦デーの集会・デモ実施。反日本共産党系全学連、国会・防衛庁に侵入、新宿駅を占拠し放火。警視庁、騒乱罪を適用。京大では工・
-

-
- 薬学部を除く学部でストライキ実施。教養部ではバリケードストライキ実施。
10. 一 各学部の「反戦」を名乗る活動グループ、結集して京大反戦連合を結成。
11. 5 評議会、京大長期整備計画試案の公開を決定。寮については、吉田東京敷地縮小、吉田西寮に代わる新寮建設などを構想。
11. 18 首相の私的諮問機関である大学問題懇談会、初会合。
11. 26 岐阜県吉城郡上宝村に理学部附属飛騨天文台竣工。
12. 12 奥田総長・岡本道雄学生部長らと吉田寮・熊野寮自治会の「団体交渉」実施(13日まで)。寮生側、長期計画の新寮計画は一方的であるとして、計画の白紙撤回・即時新寮建設などを要求。大学側、これを拒否。
12. 25 第1回理学部自治検討委員会開催。全教授・助教授からなる理学部協議会の下部機関として理学部の学部長・評議員・学生部委員から構成。学部自治一般と学部長選挙手続改正を議論。

[1969(昭和44)年]

1. 14 吉田寮・熊野寮寮生により組織された寮闘争委員会、教養部正門前で集会開催後、岡本道雄学生部長と「団体交渉」を開始し、無条件増寮・長期計画撤回・財政全面公開の3項目を要求。
1. 15 午前1時より「団体交渉」に奥田総長出席。
1. 16 午前1時、奥田総長らの無条件増寮不可、長期計画撤回不可、財政公開の検討との返答を不満とする寮生、「団体交渉」決裂を宣言、学生部を封鎖(京大紛争の発端)。正午、封鎖支持派学生、学生部前で全学決起集会開催。これに対し、職員組合・同学会・院生協議会・京大生協・京大生協労組からなる五者連絡会議、法経第一教室で封鎖に反対する集会開催。
1. 17 岡本学生部長、前日の部局長会議での協議をうけ、「学生部封鎖の事態について」と題する文書を全学に配布。学生部占拠に至る経過を説明し、封鎖を解き話し合いの場に戻るよう占拠学生に要求。
1. 18 奥田総長、本部本館前で全学集会において、「学生部封鎖の事態に関する総長の所信」と題し、京大内部で解決したいとの考えを表明。
1. 18 五者連絡会議、大学自治擁護と学内民主化などを求める「当面の民主化要求」を発表。また奥田総長との「団体交渉」を実施し、封鎖の即時実力解除などを要求。
1. 18 東大、本郷構内において封鎖中の全建物に機動隊を導入。
1. 19 封鎖解除。
1. 20 文部省と交渉の結果、1969年度の入学試験中止を決定。
1. 19 文学部教授会、「緊急事態に対する文学部教授会の見解」と題し、封鎖を批判する見解を発表。
1. 21 前日に決定された学外者立入禁止の方針により、各門で教職員・学生が入構制限
-

を実施。午後3時、寮闘争委員会・文学部学友会・医学部自治会、会場を当初の本部本館前から教養部正門前に変更し、全国学園闘争勝利全関西総決起集会開催。午後5時、封鎖解除派の学生・教職員、他大学生を含む封鎖支持派の本部正門突入を防ぐため、バリケードを構築。両者が衝突し混乱、解除派は投石・放水などの「自主防衛」を行い、負傷者が出る。午後5時40分、大学側の要請により、本部正門前へ機動隊出動。学生約200名、東一条通に座り込み機動隊を阻止。

- 1.21 夜、寮闘争委員会と文学部・医学部・教養部の各闘争委員会、全学中央闘争委員会準備会結成。
- 1.22 早朝、五者連絡会議、本部本館前で集会開催。封鎖学生と解除派学生の実力行動激化。奥田総長・岡本学生部長ら、封鎖の自主解除を呼びかけ。
 - 1.23 午前10時25分、封鎖解除派学生、学生部封鎖実力解除。学生部から出た学生、法経第一教室に学生部長を拘束して奥田総長との「団体交渉」を要求。
- 1.23 午後2時、本部本館前で封鎖解除についての全学緊急集会を大学が主催(24、25日にも開催)。本部各門のバリケード撤去を合意、夜から24日にかけて撤去。
- 1.23 教授・助教授・講師・助手・助手に準ずる教務職員からなる教養部教官協議会発足。
- 1.25 午後1時、法経第一教室において全学闘争委員会準備会(のちの全共闘)結成大会開催。午後2時、全学闘争委員会準備会、封鎖問題に関する大学の自己批判など8項目を求め、奥田総長との「団体交渉」を開始。約1,500名が参加。
 - 1.27 午後3時40分、学生側、約38時間に及んだ「団体交渉」の決裂を宣言。
- 1.27 医学部4回生、医局解体と統一青医連結成をスローガンに無期限ストライキに突入。
- 1.31 教養部闘争委員会、30日の代議員大会決議に基づき教養部各門にバリケード構築、無期限ストライキ突入。
- 2.3 文学部自治委員会、1日の学生大会決議に基づき、この日の教授会との「団体交渉」が拒否されたことをうけて無期限ストライキ突入を決議。文学部本館入口にバリケードを構築。
- 2.5 経済学部共闘会議を名乗る学生ら、堀江英一学部長に学生部封鎖解除の責任を追及して「団体交渉」を要求。
 - 2.8 経済学部、「ルールによらない話し合い」には応じないこと、学部の民主化と大学の改革に努力することを表明。
- 2.5 医学部全学闘争委員会主催の学生大会の決議により、医学部全体が無期限ストライキ突入。外科研究棟東館封鎖。
 - 2.20 内科研究棟に封鎖拡大。
- 2.7 教養部学生自治会執行部、代議員大会開催を企図するが、教養部闘争委員会など

- hr/>
- 共闘派学生がこれを阻止。
- 2.10 教養部闘争委員会と全学闘争委員会、タブロイド版“STRUGGLE”第1号発行。
2.16 第2号発行。以後京大全共闘が編集。
- 2.13 工学部で学生大会開催。工学部自治会と工学部闘争委員会が対立するが、有志提案に基づき無期限ストライキに突入。
- 2.14 未明、教養部代議員大会開催をめぐって、教養部学生自治会執行部を中心とした五者連絡会議派学生と教養部闘争委員会を中心とした共闘派学生とが法経第一、第七教室を中心に衝突。負傷者二百数十名。
- 2.14 午後3時半ごろ、教養部学生自治会、代議員大会を開催。無期限ストライキの即時解除などを可決。共闘派、これに対して代議員大会の不承認を宣言、バリケードを強化。
- 2.16 教官有志49名、「1月21日以後の事態にあたって、大学当局がとって来た方針についてわれわれは再検討を提案する」と題する声明発表。
- 2.17 農学部で学生大会開催。18日からのストライキ実施(24日まで)を可決。
2.24 無期限ストライキに突入。
- 2.17 教養部学生自治会、14日の代議員大会決議に基づき、三谷健次教養部長代理と「団体交渉」。無期限ストライキに反対し教養部闘争委の行為を糾弾する4項目確認書を得る。
2.18 教養部教官協議会、確認書不承認を決定。三谷ら教養部執行部辞任。
- 2.19 農学部林学教室教官有志、「暴力による解決の試みをいっさい否定することを強く訴える」要望書を奥田総長、各学部長に提出。
- 2.20 奥田総長、「全京大人に訴える」と題する声明発表。岡本学生部長、「学生諸君に訴える」と題する声明発表。大学での暴力の絶対的否定の立場を表明、制度改革の必要とその方向を述べ、危機打開のための全京大人の奮起を呼びかけ。
- 2.20 理学部の全教授・助教授から構成される理学部協議会、「産学共同」に関する声明発表。
- 2.20 農学部教授会、教官会議の設立案を提示。教授、助教授、講師、助手(未定)をもって構成し、人事以外に関する議決権を教授会から移すことを構想。
- 2.21 法学部・経済学部教官有志、封鎖のごとき暴力行為に対しては敢然と立ち向かうべきであると表明したビラを撒布。
- 2.21 本部本館前で全関西労働者学生市民決起集会開催。京大諸学部の闘争委員会のほか、諸大学の共闘派学生、労働者、高校生などが集結。
- 2.21 五者連絡会議を中心とする封鎖反対派、「入試粉碎を阻止し大学民主化を押し進めよう」をスローガンに「全学ゼネスト」実施、本部封鎖阻止のための泊まり込み開始。
- 2.23 全共闘、同志社大学において立命館大学全共闘と共催で全京都労学市民連帯集会
-

-
- 開催。集会後、約1,500名が京大へデモ行進し、本部構内で集会したのち教養部構内でも集会開催。
- 2.25 文学部共闘会議、教授会との「団体交渉」を実施(3月1日まで)、1月19日教授会声明に対する自己批判を要求。
- 2.26 午後9時30分ごろ、他大学学生を含む共闘派学生約400名が本部構内に乱入、本館の封鎖開始。
- 2.27 午前0時30分ごろ封鎖完了。午前2時ごろ、封鎖解除派、本館の共闘派への実力行動開始。午後5時すぎ、本館封鎖完全解除。約200名負傷。
- 2.28 奥田総長、入試実施の最終方針について記者会見。学外実施、妨害発生時には再試験実施との方針を発表。
- 2.28 京都府警本部、3月1日から入試終了までの京大入試警備本部設置を発表。奥田総長に対し、今後学生間の乱闘事件発生の際には、大学側の要請がなくても機動隊を学内に出勤させると通告。
- 2.一 教養部新制度立案委員会発足。
- 3.1 五者連絡会議、農学部グラウンドで全京都の支援団体、支援者と共に府市民集会を開催。入試実施と民主化路線を確認。
- 3.1 午後1時、全共闘、本部本館前で東大・日大全共闘ほか、他大学からの支持学生も加えた京大入試粉砕労学総決起集会開催。午後5時、府警機動隊、教養部構内を強制捜査。午後7時ごろ、それに反発する共闘派学生と本部正門前で乱闘。学生は東大路通と東一条通の4か所にバリケードを築き「解放区」設置。
- 3.2 午前2時すぎ、機動隊、バリケード撤去。
- 3.2 共闘派学生、午前10時ごろより本部構内でデモ・集会開催。午後4時すぎ、各学部事務室に押し入り本部構内各門をバリケード封鎖。
- 3.3 早朝、総長名により封鎖を解除して学外に退去するよう命じる旨告示。教職員・学生が自発的に本部各門のバリケード撤去。正午すぎ、すべての門の封鎖解除。
- 3.3 学外11か所(京都市内8、宇治市内3)で入学試験実施(5日まで)。機動隊、試験場へ向かおうとした学生デモ隊を東大路通で阻止。
- 3.11 医学部教授会、助手・大学院生協議会との「団体交渉」において教授会の公開に同意。
- 3.12 文学部共闘派、集会開催。前日配布された長尾雅人新学部長の学部正常化を訴える「文学部長所信」の白紙撤回を要求。
- 3.13 文学部教授会、所信の正当性をもとに、同日夜の「団体交渉」を拒否。
- 3.14 早朝、共闘派学生、学部長の辞任を要求し文学部本館・東館封鎖。
- 3.14 農学部闘争委員会、柏祐賢農学部長事務取扱が主任会議に提出した闘争収拾策の粉砕を掲げ学部長室を占拠、「団体交渉」を要求。
- 3.15 工学部長選挙制度改革委員会準備会発足。教授、助教授・講師、助手、職員、大
-

- hr/>
- 学院生、学部学生の各階層代表者より構成。
- 3.17 教養部闘争委員会、教養部「解放区」宣言を行い、主要な建物を「自主管理」。
- 3.18 東南アジア研究センター協議会規程達示(達示3)。
- 3.22 部局長会議、25日の学部学生の卒業式と24日の大学院修士学位授与式の中止を決定。卒業証書は式当日、各学部事務室や学部長室で総長告示文とともに手渡し(医学部を除く)。
- 3.26 奥田総長と山下教養部長の連名により、教養部バリケード撤去を要請する旨掲示。
- 3.26 月曜会発足。制度改革についての全学的討議の場として、各部部长推薦の教官をもって構成。
- 1973.5.7 第114回をもって存続が問題とされ、以後開催されず。
- 3.30 医学部で2教室封鎖。
- 4.7 医学図書館へ封鎖拡大。
- 4.7 教育学部、延期されていた大学院入試を京都市内の予備校で実施(10日まで)。
- 4.8 山下教養部長、教官協議会の検討結果に基づき、新入生の授業を例年通り15日より開始し、新3回生の進級試験は今年中に実施するとの方針を表明。
- 4.9 文学部、延期されていた大学院入試を京都市内の予備校で実施(10日まで)。入試に反対する学生の乱入や受験生内の闘争支持者の座り込みなどで混乱、長尾学部長が退去命令を発し警官を導入して妨害学生排除。
- 4.10 医学部教授会、無給医会との「団体交渉」において、医局講座制打破・学位制度廃止・教官任用人事凍結などを承認。
- 4.10 結核胸部疾患研究所無給医会、無期限ストライキ突入。
- 4.11 入学式に共闘派学生が乱入し壇上を占拠したため、開式後10秒で閉式。
- 4.11 教養部闘争委員会・演劇・映画サークル連合・京都大学新聞社などからなる実行委員会、教養部のバリケード内で「バリケード祭」開催。学外者を招き、講演会、シンポジウム、映画会、演劇、コンサートなどを実施(17日まで)。
- 4.14 一部学生が学科制度廃止要求を理由に、理學部長室および会議室を封鎖。
- 4.15 教養部、8日の教官協議会での検討結果に基づき授業開始。教養部闘争委員会を中心とする学生、授業中の山下教養部長を連れ去り、「団体交渉」要求。
- 4.16 教養部闘争委員会を中心とする学生、教官を尚賢館に一時拘束。教官協議会、17日からの3日間を学生との討論に充てると決定。
- 4.17 医学部教授会、改革案提示。教授会のほかに、助教授・講師を含めた「拡大教授会」と助手・無給医・院生・学生を含む各層の代表からなる「協議会」を設置し、後者を学部運営の中心に据えることを提起。
- 4.18 医学部教授会、現行の医局講座制打破と職階制の原則的廃止を行う声明を発表。
- 4.18 教養部教官協議会、21日より正規の時間割による授業を当分中止し、代わりに特別講義、講演、セミナーを行う旨決定。
-

-
- 4.20 工学部闘争委員会学生、工学部電気総合館を封鎖。
 - 4.21 文部事務次官、各国公私立大学に対し「大学内における正常な秩序の維持について」を通達。警察官の学内立ち入りの最終判断は警察当局にあることを明文化。
 - 4.24 山下孝介教養部長、教養部教官協議会の決議に基づき、大学改革についての要求書を奥田総長に提出。正規の機関の早急な設置を要求。
 - 4.28 堀江英一経済学部長、大学紛争解決に向けての所信表明。政府の大学自治への介入強化に反対。
 - 4.28 理学部協議会、「大学内人事に対する文部省の干渉に抗議する」および「[警察力と大学]の問題、とくに4月21日付文部次官通達に関する抗議声明」と題する声明を発表。
 - 4.30 中央教育審議会、「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」と題する答申を首相に提出。
 - 5.6 教養部、教官協議会の決議に基づき、警察の独断による学内立入を許容するものとして4月21日付文部事務次官通達および4月30日付中教審答申を批判する意見を総長に具申。
 - 5.13 林良平法学部長、中教審答申の立法化に反対する声明発表。大学の運営に関する臨時措置法案について、同様の反対声明を、14日経済学部教官協議会、20日奥田総長、農学部教授会、防災研究所協議員会、22日木材研究所、24日高村仁一工学部長、27日化学研究所、29日法学部教授会、掛見喜一郎薬学部長、文学部、6月2日教育学部教授会、6日基礎物理学研究所、結核胸部疾患研究所教官会議、10日食糧科学研究所、17日評議会、26日人文科学研究所所員会、7月7日工学研究所集會、10日工学部教授会、11日数理解析研究所全体集會、17日教養部教官協議会が公表。
 - 5.13 文部省、「大学紛争の現状」として、授業放棄または施設占拠・封鎖中の大学を43校(国立30、公立4、私立9)と発表。
 - 5.14 厚生課、学部奨学生の日本育英会奨学金について揭示。育英会の4月分からの奨学金交付一部保留の措置に対し、前年度成績判定まで有資格見込者へ半額貸与するなどの臨時措置を行う旨提示。
 - 5.14 医学部全学闘争委員会の学生および研修医約100名、医学部構内南・北門にバリケード構築、附属病院を除く全構内を封鎖し立ち入りを制限。
 - 5.15 共闘派学生約300名、本部本館前広場で中教審答申・大学治安立法粉碎を掲げて京大総決起集會を開催。午後2時ごろ、学生部の建物を封鎖。上柳克郎学生部長、これに対し解除を要求する旨提示。
 - 5.16 行政機関の職員の定員に関する法律公布(法律33)。
 - 5.16 行政機関職員定員令公布(政令121)。
 - 5.19 結核胸部疾患研究所において、教育・研究・診療体制の自主的改革討議の場とす
-

- hr/>
- るべく、全教官を含めた教官会議発足。
 - 5.19 共闘派学生、理学部事務室を封鎖。
 - 5.22 教官の説得や学生の抗議などにより自主的に解除。
 - 5.20 農学部臨時教授会、中教審答申に基づく立法措置問題に関し、大学として早急に意志表示することを求める要望書を奥田総長に提出することを決議。
 - 5.20 『京大広報』第1号発刊。当初は週刊、11月以降原則月2回発行。
 - 5.21 共闘派学生、午後1時ごろ、一時的に文学部仮事務室を封鎖、午後2時ごろ、農学部林産工学教室封鎖(22日解除)、午後9時ごろ、工学部建築学教室を封鎖。
 - 5.22 午後3時ごろ、奥田総長、封鎖を容認しないとし反省を求める旨揭示。午後、奥田総長と山下教養部長、学生に慎重な判断と理性的行動を要望する旨揭示。
 - 5.22 午後4時ごろ、学外者を含む共闘派学生、教育学部・附属図書館別館を占拠、本部構内の裏・西・北・東・正門にバリケードを構築し本部構内を封鎖。午後10時ごろ、部局長会議開催、対策を検討(23日まで)。
 - 5.23 午前6時、奥田総長、東大路・今出川両通より退去要求の放送。午前7時前、機動隊、本部つづいて教養部構内に入りバリケードを撤去。午前8時ごろ、学生部封鎖解除。この間、不退去・公務執行妨害罪で学生44名検挙。総長、大学の事前了承を得ずに機動隊が出動したことに対して遺憾の意を表明。午前9時すぎ、封鎖反対派の教職員と学生、文学部本館・東館、教育学部、建築学教室、電気総合館など封鎖中建物の解除作業実施。午前11時ごろ、機動隊退去。午後、共闘派学生、教養部構内を再占拠、正門にバリケードを構築し文学部本館・東館、工学部電気総合館などを再封鎖。
 - 5.24 大学の運営に関する臨時措置法案、閣議決定。国会に提出。
 - 5.28 工学研究所、全構成員の総意を研究・運営等に反映させる規約を採択し、工学研究所集会発足。
 - 5.30 農学部一部学生、学外での臨時教授会に向かう柏学部長事務取扱らを拘束、「団体交渉」を要求。そこでの約束に基づき、翌日教授会開催、教授会公開について審議。議決に至らず閉会后、学生が突入、教授たちに「団体交渉」を強要、教授会公開と「教授会団交」について追及。
 - 6.2 農学部学生、翌日午後の教授会包囲、再突入を呼びかけ。
 - 6.3 午前、教授会、教授会の包囲や突入・バリケードストライキは容認しない、教授会は一定の条件下で公開する、「団体交渉」には応じないなどの旨を決議し揭示。これに対して学生が農学部本館をバリケード封鎖。
 - 5.下 この頃、ウイルス研究所において、全階層代表からなる大学臨時措置法案反対実行委員会結成。
 - 5 下 この頃、数理解析研究所において、研究員間の意見と情報の疎通をはかるための研究員会議発足。紛争および大学の運営に関する臨時措置法案に対する研究員・
-

事務職員全体の検討集会開催。

- 5. 1 理学部、翌月にかけて8回の「理学部教育に関する討論集会」開催。
- 6. 3 評議会、総長の諮問機関として各部局に共通する制度改革問題を検討する共通問題検討委員会(仮称)の設置を決定。
 - 6. 17 名称を大学問題検討委員会と決定。
- 6. 3 評議会、評議会内小委員会として評議会あり方検討委員会設置を決定。
- 6. 3 評議会、6月18日の創立記念日の式典取り止めを決定。
- 6. 3 大学立法反対理学部教官実行委員会発足。
- 6. 3 工学部学生大会、無期限ストライキ解除を可決。
- 6. 6 工学部闘争委員会の学生約30名、高村工学部長の研究室におしかけて「団体交渉」を要求。学生大会に対する見解、ロックアウトやバリケードの封鎖退去勧告および機動隊立ち入りに関する自己批判などにつき討議。
 - 6. 7 共闘派学生150名、「団体交渉」決裂・授業再開粉砕を叫びつつ、工学部事務室・共同講義室を封鎖。
 - 6. 8 封鎖に反対する学生・教職員、午後1時すぎに事務室・共同講義室、午後3時ごろに電気総合館の封鎖解除。直後、一部学生が電気総合館再封鎖。
- 6. 9 工業教員養成所廃止(法律40)。
 - 1970. 3 最後の卒業式举行。
- 6. 11 徳島県三好郡池田町に防災研究所附属徳島地すべり観測所を、新潟県中頸城郡大潟町に同附属大潟波浪観測所設置(文部省令18)。
- 6. 11 宮崎県串間市に霊長類研究所附属幸島野外観察施設・附属サル類保健飼育管理施設設置(文部省令18)。
- 6. 11 大型計算機センター設置(文部省令18)。
- 6. 11 大型計算機センター運営委員会規程達示(達示7)。
- 6. 11 新入生有志の企画・運営による新入生大会開催。奥田総長、上柳学生部長、浅井健次郎学生部委員、山下教養部長と教養部助教授2名、および教養部自治会と教養部闘争委員会から各3名が出席。大学の本質、現在の紛争、大学の運営に関する臨時措置法案について討論。千数百名が参加。
- 6. 13 結核胸部疾患研究所教官会議、大学の運営に関する臨時措置法案に反対する街頭デモを主催。同研究所無給医会・技術員会・職員組合支部、大学立法反対ウィルス研実行委員会が賛同し150名参加。
- 6. 14 大学の運営に関する臨時措置法案についての全学教職員討論会開催。
- 6. 15 園田平次郎、切手コレクション(4,854枚)を附属図書館へ寄贈。
- 6. 23 午後3時ごろ、本部構内図書館前で京都府学連集会、本部本館前で全京都全共闘集会開催。午後5時すぎから、図書館前広場、続いて本部正門付近と文学部周辺で両集団が衝突。火炎瓶が投げ込まれ、正門の木製扉およびバリケードが焼失。

- hr/>
- 6.26 教育課程等委員会、審議結果について奥田総長に報告。教養課程の改善についての諸問題を指摘。
 - 6.29 午後3時ごろ、教養部自治会執行部および支持派学生、本部構内図書館周辺に集結、一部が文学部東館封鎖解除に実行使。午後6時すぎ、教養部自治会代議員大会粉碎を唱え教養部構内に集結した共闘派学生と本部正門・本館前道路で衝突。京都府警、翌30日にかけて、23日の事件を含めた現場検証・捜索を実施。
 - 6.30 教養部自治会代議員大会粉碎を叫ぶ共闘派学生、集会を開き今出川通にバリケード構築、本部裏・北門付近で機動隊と衝突。学内開催不能のため代議員大会は加茂大橋北側河原で開催、教養部無期限ストライキ解除を決議。共闘派、これに對抗して教養部正門のバリケードを再構築。
 - 6.30 中央教育審議会、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」と題する中間報告を文相に提出。
 - 7.1 大学臨時措置法案反対宇治地区研究所統一集会開催。集会後、約200名が宇治市内をデモ行進。
 - 7.4 教育学部系の4団体よりなるP全闘の学生、教育学部の3・4階を封鎖。
7.5 教授会が封鎖解除を要望。
 - 7.4 理学部全構成員集会の呼びかけで、経済学部全構成員集会、法学部大学立法反対連合会議との3団体共催による大学立法反対連合全構成員集会開催。決議採択後、約300名がデモ行進。ウイルス研究所、結核胸部疾患研究所の有志も協力・参加。
 - 7.8 教養部規程達示(達示15)。部長は学長の統督の下に部務をつかさどるとの条項を含む旧規程を廃止。
 - 7.8 大型計算機センター協議会規程達示(達示18)。
 - 7.8 文部省、授業放棄または施設占拠・封鎖中の大学を75校(国立43、公立8、私立24)と発表。
 - 7.10 奥田総長、加藤一郎東大総長との連名で大学の運営に関する臨時措置法案について再考を求める声明発表。
 - 7.10 ウイルス研究所、約60名が大学の運営に関する臨時措置法案に反対してデモ行進。
 - 7.10 同和対策事業特別措置法公布(法律60)。
 - 7.11 化学研究所、現行制度の改革案作成を目指し、教員・院生・職員から選出された委員よりなる制度検討特別委員会設置。
 - 7.14 7月上旬に発足した法学部学部制度検討準備会、第1回会合開催。9月8日まで12回開催。
 - 7.17 医学部教授会、助手会との「団体交渉」において学位制度廃止と学位審査権の放棄、自らの学位返上を確認。
 - 7.17 教養部教官協議会、特別講義等を中止し夏期休業に入ることを決定。
 - 7.19 全学教官共闘会議結成大会開催。討論の後、学内から円山公園までデモ行進。
-

-
- 7.21 長尾文学部長、大学法案の国会上程について首相らに要望書を提出。文部省の権限強化に解決策を求める傾向に対し慎重な審議を要望。
 - 7.21 ウイルス研究所において、自然科学系6研究所の各層代表者による京大自然科学系研究所・研究グループ連合(仮称)結成準備相談会開催。
 - 7.25 第1回統一行動として原子炉実験所を除く自然科学系の全研究所から約250名が参加し、本部本館前広場で大学立法反対の集会とデモ行進実施。
 - 7.24 木村忠司医学部長事務代理、大学の運営に関する臨時措置法案の国会審議経過に関し、全学の意志を結集し抗議するための措置を求める要望書を総長に対し提出。
 - 7.29 大学の運営に関する臨時措置法案、衆議院本会議において強行採決。8月7日公布(法律70)。8月17日施行。
 - 8.4 理学部教官有志、午前10時より本部本館前で大学立法の取り扱いに抗議する24時間のハンガーストライキ実行。
 - 8.9 教養部教官協議会、構成員を教務職員にまで拡大した新制度による教授会の内規案を可決。教授会も承認し教養部新教授会発足。
 - 8.16 教育学部、「教育学部の近況について」と題する印刷物を学部全構成員に配布。
 - 8.17 共闘派学生、本部本館前で大学法粉碎集会開催。その後、9月4日からの大学院入試実力阻止を叫び、工学部事務室の建物をバリケード封鎖。
 - 8.18 国立大学協会、臨時総会開催。法律にとらわれずに各大学の紛争自主解決を推進するとの方針を打ち出す。
 - 8.19 部局長会議、大学の運営に関する臨時措置法が義務付ける学長から文相への「紛争の報告」を行わない旨決定。
 - 8.25 理学部、「教育改革に関する基本方針と実行案」発表。分属制を廃止し9月より3回生に対して実施。
 - 8.27 基礎物理学研究所、中央教育審議会の「大学制度の改革に関するアンケート」に対し不回答を決定し、その改善を求める要望書を送付。
 - 9.3 西田太一郎教養部長、授業再開について、方策は立てているがなお再開の運びに至っていない旨学生に通知。
 - 9.13 教授会、開講日目標を29日前後と決定。
 - 9.4 学生の妨害により6日まで予定されていた工学部大学院入試中止。
 - 9.11 経済・理(4回生のみ)・工学部、授業開始。
 - 9.13 部局長会議において、封鎖・占拠に対し警察力の導入が必要であるとの意見ではば一致。
 - 9.13 文部省、大学の運営に関する臨時措置法施行後約1か月後の紛争校を64(国立37、公立5、私立22)と発表。
 - 9.16 評議会あり方検討委員会、審議結果を評議会に報告。評議会の位置づけの明確化・評議員の発議権認可・監察機能・議決方法・代理出席などについて具体的に提言。
-

- hr/>
- 9.17 共闘派学生、本部本館を封鎖占拠。
- 9.19 奥田総長、「秋の学期を迎えて」と題して掲示。封鎖学生に対し、自主的にバリケードを除き占拠・封鎖を解くことを重ねて要望。
- 9.19 文学部、「文学部改革草案」公表。基本理念として文学部の学問研究が「実学」的性格のものではないこと、教育・研究体制面では講座制の弊害を克服するため互いに関係ある数講座からなる「系列」を設置することなどを述べ、管理運営体制の変革についても提起。
- 9.20 午後、本部本館を封鎖した学生、本部正門・裏門・北門・理学部南門にバリケード構築、法経新館出入口を封鎖。午後4時30分ごろ、今出川通に面する各門および百万遍交差点・東大路通東一条付近にバリケードを構築、機動隊と衝突。夜、奥田総長、拡大部局長会議を開き警察力導入の了承を得、午後10時、各門に掲示および放送で退去命令を傳達。記者会見において、警察力導入は大学独自の判断であり大学の運営に関する臨時措置法とは無関係と表明。
- 9.21 午前6時、総長の代理、封鎖学生に退去要求。その直後、機動隊約2,000名がバリケードを撤去して構内に入り、文・教育・工・農・医学部と教養部の封鎖解除を開始。大学、授業を休止し、構内への立ち入りを禁止(24日まで)。総長、「封鎖解除に当たって全京大人に訴える」と題する声明発表。
- 9.22 午前11時10分、機動隊、本部本館の封鎖を解除し立てこもっていた学生8名を逮捕。これにより学内の建物・門の封鎖が8か月ぶりに全面解除となる。夕方、奥田総長、評議会において警察力の要請について報告。
- 9.21 農学部助教授1名および助手9名、農学部本館内に残留し退去しなかったために不退去罪で逮捕。
- 9.23 10名とも釈放。
- 9.23 部局長会議、当分の間、総長の許可なき学外者の構内立ち入りおよび残留、本学関係者の午後6時から翌朝午前8時までの構内立ち入りおよび残留、ヘルメット・角材・鉄パイプなど携帯ないし装着したままの学生の構内立ち入りを禁止する旨決定。
- 9.24 奥田総長、入構に際し身分証明書の提示を要求する旨掲示。
- 9.24 理・薬・工学部、授業再開。
- 9.24 医学部臨床助手会、26日から1週間外来診療に協力しないことを決議。
- 9.25 同助教授講師会、同様の決定。
- 9.24 機動隊導入に抗議する学生ら、学内各所で集会開催。文学部の建物を一時再封鎖。
- 9.24 農学部本館において、教官共闘主催の不当逮捕抗議集会開催。奥田総長・柏農学部長事務取扱を非難するアピール採択。
- 9.25 法・経済学部、授業再開。
-

-
10. 1 教養部、法・経済・理・工学部の教室を使用して授業再開。
- 10.15 正規の時間割により教養部構内で授業開始。ゼミナールを実施し、1コマの授業時間を90分に短縮。各学部も後期よりこれにならない短縮。
10. 3 文学部クラス代表者会議、「文学部学生大会を開催させるための学生集会」開催。2月以来の無期限ストライキ解除を決議し、9項目の民主化要求を可決。
10. 4 学生大会無効を主張する共闘派学生、文学部建物封鎖を事実上続行するため人の出入りを阻止。
10. 5 工学部で、学生大会の決議による機動隊駐留抗議のストライキ開始。
10. 9 農学部で有志学生大会開催。無期限ストライキ解除と学園民主化を決議。
- 10.11 機動隊、教養部構内から引き揚げ。
- 10.14 評議会、9月16日の評議会あり方検討委員会報告の取り扱いを決定。評議会の地位と権限に関する点は了承して提言どおりの措置をとり、構成・議事手続きに関する点は具体化に向けさらに審議することとなる。
- 10.16 鯉坂二夫教育学部長、同学部の封鎖に参加した院生・学生に対し反省を促し暴力非行使を確約するよう要求。
- 10.17 大学の運営に関する臨時措置法に基づき、第三者間機関として臨時大学問題審議会設置。
- 10.23 長尾文学部長、『文学部弘報』に「現在の事態について一報告と提案―」を発表。文学部改革草案検討委員会の早期発足・11月上旬をめどとする授業再開の2点を提案。
- 10.29 医学部で有志学生大会を開催、ストライキ解除を決議したが、医学部全学闘争委員会学生の反対により授業再開ならず。
- 10.上 大学問題検討委員3名、大学当局の姿勢を容認する委員会のあり方に疑問ありとして、辞意を表明。
11. 7 文学部で9か月ぶりに授業再開。
- 11.11 大型計算機センター利用規程達示(達示22)。
- 11.16 医学部臨床助教授・講師会など、次期総長選挙が改革案を待たずに現行制度で実施されていることに対して選挙ボイコットの決議。
- 11.20 全教育学部改革委員会発足。
- 11.24 農学部、20日の教授会決議に基づき全面的授業再開を試みるも、共闘派学生の妨害により混乱。
- 11.26 共闘派学生、学部全館においてビケ戦術展開。これに対し機動隊導入。
- 11.27 共闘派学生、自主的にストライキ解除。授業の正常化へ。
12. 2 拡大部局長会議において、教職員の定員削減措置への反対表明。奥田総長および部局長一同、政府に要望書送付。
12. 4 工学部で学生大会を開催、ストライキ解除を決議。
-

-
- 12. 9 大型計算機センター規程達示(達示24)。
 - 12.10 医学部教授会、授業再開に踏みきる。
12.18 医学部、授業を妨害する共闘派学生に対して機動隊を導入。以後授業がほぼ正常化。
 - 12.12 入学試験制度委員会、最終的な審議結果を総長に報告。入試教科や調査書の活用、浪人対策、追跡調査などの問題点を指摘。
 - 12.16 工学部教授前田敏男、総長に就任。
 - 12.23 評議会、評議会内規決定。
 - 12.25 文部省、紛争中の大学は17校(国立10、公立2、私立5)と発表。
 - — 工学研究所、1966年からの宇治地区への移転はほぼ完了。

[1970(昭和45)年]

- 1. 8 医学部全学闘争委員会、学生大会主催。ストライキ解除を決議。
 - 1.10 大学問題検討委員会、「教養課程の改善について」と題する答申を前田総長に提出。教養部の廃止、全学開講科目設置、学生の科目選択の自由などを提言。
 - 1.12 中央教育審議会、「高等教育の改革に関する基本構想試案」と題する中間報告を発表。大学の多様化、教育と研究の分離、管理権限の集中などを提言。
1.26 文部省、同試案に対する意見を京大に要求。
2.28 各部局の意見を列挙する形で京大の意見を文部省と国立大学協会に提出。
 - 2.10 教養部長候補者選考規程一部改正(達示1)。任期为2年から1年とし、選挙権を専任講師以上から助手や教務職員も含めた新教授会構成員に拡大。
 - 2.13 全学の図書館職員を構成員とする大学図書館改革問題懇談会(仮称)発足。
 - 3.13 医学部附属病院総合病棟(南病棟、外科系)竣工。
 - 3.24 全学合同の卒業式を中止し、教育・法・経済・理・医・薬の各学部で卒業証書授与(医学部は1968年度卒業生対象)。ストライキが長引いたため文・工・農学部ではこの日も授業を実施して不足を補い、31日に卒業証書授与。
 - 4.11 1970年度学部入学式最中にヘルメット姿の学生約20名が乱入。教職員によって排除。
 - 4.14 評議会、教養課程改善案調整委員会設置を承認。
 - 4.17 滋賀県大津市に理学部附属逢坂山地殻変動観測所設置(文部省令12)。
 - 4.17 福井県鯖江市に防災研究所附属北陸微小地震観測所設置(文部省令12)。
 - 4.18 教養部で1969年度後期期末試験終了。
 - 4.25 医学部学生大会開催。沖縄問題に関してストライキ実施を決議。
4.27 ストライキ実施(28日まで)。岡本道雄医学部長事務取扱、これを批判する声明を発表。共闘派学生、これに反発し、学部長さらに総長との「団体交渉」要求。
-

-
- 5.22 経済学部の共闘派学生の提案により、アメリカのカンボジア侵攻に抗議する一日ストライキ実施。
- 5.23 文学部でも同様に一日ストライキ実施。
- 5.28 農学部でも同様に一日ストライキ実施。
- 5.26 計算センター運営協議会規程達示(達示20)。
- 6.3 学生課外活動施設白馬山の家(長野県)開所式挙行。
- 6.8 医学部を中心とする共闘派学生、総長室に乱入、前田総長に「団体交渉」を要求。午後1時半、学生との「団体交渉」に前田総長・岡本医学部長事務取扱・浅井学生部長出席。学生側、学生ストライキを禁じた1950年告示第9号の撤廃、岡本医学部長事務取扱の4月27日付声明撤回と自己批判を要求。午後11時すぎ、総長、大学として学生の自治にはいっさい介入しないとの確認書を学生に手交。
- 6.8 工学部土木系3回生、共闘派学生の提案により、日米安全保障条約に反対するストライキに突入(23日まで)。
- 6.9 教養部代議員大会、共闘派の六月闘争委員会提案に基づきストライキ実施(11日から23日まで)を可決、自治会常任委員会のリコールを決議。
- 6.10 文・理・農の3学部、共闘派学生の提案による学生大会決議に基づき、それぞれ2週間の反安保ストライキに突入。
- 6.11 反安保を叫ぶ学生、教養部門扉閉鎖および入構制限などを開始。
- 6.13 本部構内でも開始。
- 6.17 一部学生、裏門付近での入構阻止をめぐり対立。また、工学部建築学科の建物内で教官への暴行、負傷事件発生。
- 6.12 京大六月闘争実行委員会の呼びかけで全学学生大会開催。23日までの長期ストライキ実施決定。
- 6.13 文学部、教授・助教授・講師選考内規を一部改正。選考委員会への助教授・専任講師の参与も可能となる。
- 6.19 浅井学生部長、11日以来の入構制限などの行動について学生に戒告。
- 6.23 日米安全保障条約自動延長。
- 6.25 前田総長、学生の行動について警告する旨の掲示。
- 6.26 医学部教授会、教授会公開を中止。
- 7.2 教養部教授会、教養課程問題検討委員会に代わる教養部改革についての特別委員会の委員を選出。
- 8.- 大学紛争のために1969年は中止されていた医学研究科入試を再開(基礎系のみ)。
- 9.1 食糧科学研究所、宇治地区への移転完了。
- 9.30 医学部で1969年度卒業生に卒業証書授与。以後、1972年度卒業生まで半年遅れとなる。
- 9.- 原爆災害総合研究調査班の殉職者を偲び、広島県佐伯郡大野町に記念慰霊碑建立。
-

-
- 10.16 文・経済・理学部で学生大会開催。21日の国際反戦デーを控え、ストライキ実施を決議。各学部、教養部でも集会、ストライキ実施を決議。
 - 11. 一 創立七十周年記念奨学資金設定準備委員会設置。国際学術交流のための奨学資金について検討。
 - 12.25 医学部教授会、「医学部教授、助教授および講師候補者選考暫定規程」制定。学内教授のみが教官人事にあたっていた点を改定し、選考委員の範囲拡大、候補者の公募制などを規定。
 - 一 一 工学部附属超高温プラズマ研究施設、宇治地区に移転。
 - 一 一 防災研究所、宇治地区への移転完了。

[1971(昭和46)年]

- 1 下 共闘派学生ら、医学部附属病院の新病棟移転問題について病院長との「団体交渉」実施。
 - 1. 下 共闘派学生、農学部林学教室で単位制粉碎を叫んで事務室にピケを張り、レポート提出を阻止。
 - 1. 一 大学問題検討委員会、国立大学協会が前年11月に示した「中教審「高等教育の改革に関する基本構想(中間報告案)」に対する見解(未定稿)」についての有志委員の意見を前田総長に提出。
 - 1. 一 医学部、新しい学位審査内規を制定。
 - 1972. 2. 一 新内規に基づき、1969年4月以来中止されていた学位審査を再開。
 - 2. 2 文学部学生大会で沖縄全軍労ストライキ連帯などをスローガンに3・4両日のストライキ実施を決議。
 - 2.12 学年末試験を行おうとする教授会に反発する学生、文学部本館・東館封鎖。このため試験をレポートに切り替え。
 - 2.16 職員により封鎖解除。
 - 2.18 文学部闘争委員会を名乗る数名の学生、医学部長室を占拠(20日まで)。
 - 2.19 国立大学協会に入試調査特別委員会設置。統一テスト実施の可否、方法などについての調査研究を開始。
 - 3.23 医学部附属病院、新病棟へ移転(4月1日まで)。
 - 3.24 病棟移転に対し共闘派学生が阻止行動。警察により排除、機動隊が病院構内に駐留(26日まで)。
 - 3.24 3年ぶりに全学統一(医学部を除く)卒業証書授与式を举行。
 - 3.29 教養課程改善案調整委員会、審議状況について前田総長に報告。全学的カリキュラムの展開、4年一貫教育の方法などについて審議する方向を提示。
 - 3.31 工学研究所を原子エネルギー研究所に改組(法律23)。
 - 3.31 農学部附属植物生殖質研究施設設置(文部省令13)。
-

-
- 3.31 数理解析研究所附属数理応用プログラミング施設設置(文部省令13)。
 - 3.31 放射性同位元素総合センター設置(文部省令13)。
 - 4.1 放射性同位元素総合センター運営委員会規程裁定。
 - 4.17 医学部で、中教審路線に沿った医学教育再編であるとして新年度からのカリキュラムに反対する学生が授業のボイコットを開始。
 - 4.20 学生らが総長室に乱入し「団体交渉」を要求。
 - 4.27 前田総長および部局長一同、第2次定員削減に対する要望書を文相ほか関係方面に提出。
 - 12.1 同様の要望書提出。
 - 4.28 沖縄デーとして7学部が一日ストライキ実施。日本共産党系・反日本共産党系両派が全京大学生集会開催。
 - 4.28 共闘派学生、「団体交渉」を要求して経済学部長室に乱入(5月7日にも)。
 - 4.- 全学臨時職員闘争委員会(全臨闘)結成。定員外職員の定員化を要求する活動を展開。
 - 5.17 共闘派学生、大野英二経済学部長の講義時間に講壇を占拠し「団体交渉」を要求。引き続き学部長室へ侵入(19日まで)。
 - 5.24 同様の事件発生。
 - 6.1 経済学部長および教官協議会、大学自治を内から破棄する暴挙としてこれを批判する警告声明を発表。
 - 5.21 浅井学生部長、学生の学内集会などにおける暴力行為に対し掲示により戒告。
 - 6.7 基礎物理学研究所協議会、定員削減と常勤的定員外職員の問題についての要望書を前田総長、文相ほか関係方面に提出。
 - 6.11 中央教育審議会、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」と題する答申を文相に提出。高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請などへの解決策として、高等教育の多様化と開放、高等教育機関の合理化などの改革案を提言。またそのなかの「大学入学者選抜制度の改善の方向」において、調査書の重視と共通テストの導入を提言。
 - 6.14 文・法・経済・理・工の5学部で、沖縄返還協定調印実力阻止を叫びそれぞれが学生大会を開催、ストライキ実施(法学部は民青系学生の提案により15、17、23日、他学部は共闘派学生の提案により15日から7月3日まで)を決議。教養部では学生が授業放棄開始(23日まで)。
 - 6.14 共闘派学生および全臨闘メンバー、定員外職員の即時定員化を要求して理学部生物系建物を封鎖。
 - 6.17 沖縄返還協定調印。
 - 6.26 前田総長、相次ぐ学生の暴力行為に対する警告の旨を掲示。
 - 7.23 第2次定員削減対策連絡会議発足。各学部長、教養部長、3研究所長、医学部附
-

-
- 属病院長、附属図書館長、学生部長から構成。
- 7 - 工学部、安全委員会を組織。実験室における廃棄物処理基準を規定。
- 8.5 前田総長ら、第2次定員削減について行政管理庁政務・事務兩次官と面談し善処方要望。
8. - 東南アジア研究センター、旧京都織物会社跡に移転。
- 9.9 三里塚第2次強制執行粉碎を叫ぶ中核派学生、教養部A号館をバリケード封鎖。
9.13 職員らによって解除。
- 9.16 医学部において、岡本学部長と医学部学生自治会の話し合いによりストライキ解除合意。
- 10.1 教授・学生に助教授・講師を加えた三者会談開催。授業時間延長、休暇短縮などによるカリキュラム保障を合意。
- 10.4 約6か月ぶりに授業再開。
- 9.17 教養部代議員大会、18日から10月8日までの長期ストライキ決議。このため20日からの前期試験延期。
- 10.12 前田総長、国立大学協会より照会された6月11日の中教審答申に対し、各局部から出された意見をまとめて送付。
- 12.1 第2次定員削減対策連絡会議、文相・行政管理庁長官に定員削減問題の再考を求める要望書提出。
- 12.10 拡大部局長会議、看護婦増員問題に関して検討。総長・医学部長・同附属病院長・結核胸部疾患研究所長・同附属病院長名により、大幅増員を求める要望書を文相・蔵相・行政管理庁長官に提出。
- - 国立大学附置の共同利用研究所において外国人研究員制度実施。

[1972(昭和47)年]

- 1.9 竹本信弘経済学部助手、埼玉県朝霞の自衛官殺害事件に関連して指名手配される。
- 1.9 文部省、国立大学の授業料を年額12,000円から3倍の36,000円に値上げする大蔵省原案を了承。
- 1.16 教養部ストライキ実行委員会学生、国立大学授業料値上げ阻止を叫び教養部A号館を封鎖。
- 1.19 教養部代議員大会、経済学部学生大会において授業料値上げ反対を掲げ20日からの無期限ストライキ決議。その後農・教育・工・薬・法学部へ拡大、文学部東館・農学部本館封鎖。
- 1.21 文・理学部で学生大会開催、それぞれ無期限ストライキ、長期ストライキ実施を可決。
- 2.10 経済学部教官協議会、無断欠勤中の竹本助手に対し給与支払保留措置。
3. - 学部の判断により解除。
-

-
- 2.25 封鎖派学生(全関連)、総長室に乱入して「団体交渉」を強要。入試中止・竹本助手への給与支払い保留の白紙撤回を要求(26日まで)。
 - 2.25 工学部情報工学科研究室実験室(工学部8号館)竣工。
 - 2.28 反民青派学生、東一条通をバリケード封鎖し機動隊と衝突。
 - 2.28 連合赤軍メンバーの浅間山荘籠城に対して、機動隊が突入し、銃撃戦の末逮捕(浅間山荘事件)。
 - 2.29 前田総長、入試準備のため午後8時以降の夜間立入り・残留の制限を励行するよう掲示および放送。ついで封鎖・占拠中の学生に対し退去を命ずる掲示および放送。
 - 3.1 午前7時過ぎ、総長の退去命令放送の後、機動隊が大学周辺を警戒するなか教職員によってバリケード撤去、封鎖解除。総長、3月3日から5日の入試期間における構内立ち入り制限などの掲示。
 - 3.8 総合体育館竣工。
 - 3.9 創立七十周年記念事業後援会、附属プールとともに大学に寄贈。
 - 3.9 総合体育館規程達示(達示10)。
 - 3.13 農学部水産・農商学科、新館への移転開始(18日まで)。一部学生が阻止行動。
 - 3.14 事務室付近への火炎瓶投げ入れ事件発生(15日にも)。
 - 3.14 法学部・経済学部研究室および図書室(法経済学部北館)竣工。
 - 3.18 大学設置基準の改正により、大学・大学院間の履修単位互換制度を設置。
 - 3.21 客員教授選考基準達示(達示11)。
 - 3.24 長期ストライキにより単位認定が不可能となり全学的卒業式を中止。文・教育・理・薬学部で学部ごとに卒業証書手渡し。月末までに医学部を除く他学部でも手渡し実施。
 - 3.24 各研究科で大学院の修士学位授与式挙行。
 - 3.24 工学部共同講義室共通講座研究室実験室(工学部10号館)竣工。
 - 3.29 工学部航空工学科研究室実験室(工学部11号館)竣工。
 - 4.1 医学部附属衛生検査技師学校、附属臨床検査技師学校に改組(文部省令12)。
 - 4.3 工学部石油化学教室において、「石油職員有志」から「定員外職員への差別に対する教官の自己批判等定員外職員の定員なみ待遇ならびに定員化」の要求提出。
 - 4.5 「石油職員有志」「工学部職員有志」と教室主任との話し合い開始。
 - 4.6 話し合いにおいて教授1名が暴行を受ける(12日教授1名、14日助教授2名、26日助手1名にも暴行)。
 - 4.11 学部入学宣誓式における総長式辞の最中に数十名の学生が乱入しこれを妨害。式の続行が困難となり、10分で終了宣言。
 - 4.16 廃棄物処理等専門委員会発足。
 - 4.18 医学部附属臨床検査技師学校学則達示(達示12)。
-

- hr/>
- 4.18 通則一部改正(達示13)。検定料を5,000円、入学科を12,000円、授業料を年36,000円、大学院研究料を年36,000円に値上げ。
 - 4.18 教養部スト実行委員会大会、1月以来の無期限ストライキ解除を決定。
 - 4.20 京都市、京都市市街地景観条例制定。吉田山と鴨川に挟まれた吉田キャンパスを含む鴨東地区を美観地区の1つに指定。
 - 4.20 農学部でストライキ解除を決定。
 - 4.一 OD等問題検討委員会設置。
 - 5.1 理学部附属地震観測所を附属阿武山地震観測所に改組し、新たに徳島県名西部石井町に附属徳島地震観測所を設置(文部省令19)。
 - 5.1 医学部附属動物実験施設設置(文部省令19)。
 - 5.1 京都府舞鶴市に農学部附属水産実験所設置(文部省令19)。
 - 5.1 防災研究所附属防災科学資料センター設置(文部省令19)。
 - 5.1 体育指導センター設置(文部省令19)。
 - 5.13 分課規程一部改正(達示17)。庶務部に広報調査課を設置。
 - 5.15 沖縄の施政権返還、沖縄県発足。
 - 5.16 川又良也学生部長、学生の暴力傾向に対し自戒を求める旨揭示。
 - 5.17 工学部職員有志および石油職員有志と福井謙一工学部長、5月10日につづき定員外職員の待遇問題をめぐり話し合い。その結果を不満として、石油職員有志および全臨闘、石油化学教室の一部教官研究室に「解放中」と表示して侵入、占拠。全工学部の定員外職員の待遇改善を要求。
 - 5.24 福井工学部長、『工学部広報』紙上において、石油化学教室での負傷事件につき警告。
 - 6.12 石油化学教室において教授と石油職員有志および全臨闘とが話し合い。定員外職員の待遇につき確認。
 - 6.22 工学部職員有志および全臨闘、確認内容を全工学部において実施することの要求が受け入れられなかったことを不満とし、学部長室を占拠。
 - 6.23 学部長、抗議文発表。速やかな退去を要求。
 - 5.23 体育指導センター規程達示(達示18)。
 - 5.25 経済学部、竹本助手の勤務状態を「異常な欠勤」と認定。
 - 6.14 教育学部で実施された教育実習オリエンテーションにおいて、「第三人」などの差別的文言を含んだ参考資料の撤回を学生が要求、さらに内容について質問。
 - 6.15 教育学部教務委員会、資料を不適切として撤回・回収することを決定。
 - 7.3 オリエンテーションをやり直し。
 - 7.11 指導の徹底を期するため、教務委員会から実習生に対しオリエンテーションの内容における民族差別・障害者差別的表現の問題性を明らかにした文書を郵送。
-

-
- 7.19 教育学部教授会、反省の意を示す声明発表。
6. 文部省に高等教育懇談会を設置。大学その他各界関係者から構成。
- 7.13 この年初めに設置した理学部環境保全問題委員会、研究廃棄物暫定処置指針(第1次)制定。
- 7.24 若手教官・学生らで組織された災害研究グループ、工学部化学系教室の排水溝の沈泥に多量の金属水銀が含まれていることを指摘。
- 8.1 廃棄物処理等専門委員会、中間答申を前田総長に提出。廃棄物処理基準案を提起し、各部署での基準作成、排水系の点検整備、処理施設の設置を要望。
- 9.13 災害研究グループ、北部構内の幹線排水路中に金属水銀が存在すると指摘。
- 9.14 6月に設置した農学部廃棄物処理委員会、農学部廃棄物処理基準を制定。
- 9.19 公害研究を行う学生諸団体によって結成された毒物たれ流しを糾弾する会、農学部実験室付近の幹線排水路に金属水銀の存在を指摘。
- 9.26 早朝、京都府警、文学部学生の暴力行為等処罰に対する法律違反、傷害および凶器準備集合の容疑により、文学部・経済学部・教養部・熊野寮において強制捜査。午後4時ごろ、文学部学友会・経済学部同好会・熊野寮自治会・吉田寮自治会を名乗る学生、総長室におしかけ、強制捜査に関する話し合いを要求(27日まで)。
- 9.26 部局長会議開催中の総長室に全臨関がおしかけ、臨時職員問題についての話し合いを要求。
- 9.26 毒物たれ流しを糾弾する会、理・工・農学部長と「団体交渉」し、廃棄物処理に関する大学の姿勢を追及。
- 9.27 大学問題検討委員会、「大学の未来像について」と題する答申を前田総長に提出。大学の任務・大学の現状と問題点・大学の未来像の3部から構成し、現行の講座・学部代わる「部」の創設、教員の身分的区別廃止などを含む改革を提言。
- 9.29 日中共同声明調印。
- 10.1 経済学部教官協議会、1月以来連絡不能の竹本助手に対し欠勤措置をとることを決定。
- 10.2 9月26日の京都府警による強制捜査に関する大学主催の説明会開催(4日まで)。
- 10.4 前田総長、説明会終了後に府警への抗議声明を発表。
- 10.6 国立大学協会、全国共通第1次試験の基本構想を発表。
- 10.8 文学部学生、授業料値上げ実施に抗議して長期ストライキ実施(28日まで)。のち教養部・経済・医学部でもストライキ実施。
- 10.12 加藤幹太理学部長および沢田敏男農学部長、学内有害物質の河川への流出について、下流域住民に陳謝。
- 10.18 福井謙一工学部長、同様に陳謝。
- 10.16 授業料値上げにつき、1回生を対象に大学としての説明会開催。
- 11.17 前田総長、「自然科学系研究廃棄物の処理について」と題する声明を発表し、水銀
-

-
- 排出問題について陳謝。
- 11.20 京大を校区内に含む第四錦林小学校育友会長、大学紛争その他種々の状況下における児童通学路の安全保障を申し入れ。
- 12.17 前田総長・川又学生部長と育友会との話し合い開催。総長、陳謝し解決への努力を約束。
- 11.22 有害廃棄物流出について、下流域住民を対象に説明会開催。前田総長、関係住民に陳謝し、話し合いには随時応ずるとの声明発表。
- 12.5 医学部の若手教官・医師・学生らによる診療問題研究会、医学部附属病院構内の排水溝の泥から高濃度の重金属が検出されたと発表。
- 12.13 川又学生部長、学内の暴力行為などの混乱に対し掲示により警告(15日にも)。
- 12.22 森本正紀医学部附属病院長、有害物質検出の事実を認め、下流住民に陳謝する声明を発表。

[1973(昭和48)年]

- 1.11 経済学部教授会、竹本助手に対して国家公務員法第78条第3号による分限免職処分を決定し前田総長に上申。
- 1.16 同和問題委員会規程達示(達示2)。
- 1.16 評議会、竹本助手の分限処分について教育公務員特例法の規定に基づき審査開始。
- 1.19 経済学部学生大会開催。竹本助手の免職処分白紙撤回を要求し20日からの無期限ストライキ決議。学部長室を占拠して「団体交渉」を要求。この日以降、処分審査の問題につき評議員との「団体交渉」が諸学部・研究所などで行われる。
- 1.24 教養部代議員大会で長期ストライキ実施(27日から2月14日まで)可決。文学部学生大会で25日からの無期限ストライキ実施可決。
- 1.25 教育学部学生大会で、オリエンテーション問題、竹本処分問題につき長期ストライキ実施(26日から31日まで)を決議。
- 1.29 理学部学生大会で、30日からの無期限ストライキ実施可決。
- 1.31 農学部学生大会で、竹本処分粉碎、中教審路線・新大管法粉碎、ベトナム「和平」合意支持を掲げ無期限ストライキ突入を決定。
- 2.2 医学部学生大会で、竹本処分白紙撤回・大管法制定策動粉碎を掲げ、ストライキ実施(3日から6日まで)、3月末までのストライキ権確立を決定。
- 2.5 薬学部において、評議員との「団体交渉」中止に抗議し、ストライキ実行委員会が学部建物をバリケード封鎖。9日には学生大会を開催、バリケードストライキ実施、3月末までのストライキ権確立を決定。
- 1.26 評議会において竹本助手の処分審査開始。前田総長、竹本助手が行方不明のため、審査理由・手続きなどについて説明した審査説明書を官報に公告。
- 2.24 1月26日付公告に不備があったため改めて官報に公告し、2週間後の3月
-

11日をもって本人に交付したとみなすことを決定。

- 1.27 ヴェトナム和平協定調印。
 - 2.6 大学院制度検討委員会規程達示(達示9)。
 - 2.8 前田総長、学生の竹本処分問題をめぐる評議員拘束、占拠・封鎖などの行動に対し警告。
 - 2.9 竹本処分問題をめぐる学生の総長への「団体交渉」要求に対し、総長の要請で機動隊導入。
 - 2.11 機動隊などが学内搜索実施。
 - 2.21 熊野寮自治会、学生部封鎖。
 - 2.22 教養部図書館竣工。
 - 2.26 前田総長、封鎖・占拠中の学生に対し自主解除を勧告。
 - 2.27 3月3日から5日の入試実施のため、1日から6日までの間の構内立入・夜間残留の制限等の措置を講ずる旨を掲示。
 - 2.28 退去を命ずる旨掲示および放送。
 - 3.1 機動隊が大学周辺で待機するなか、教職員が1月以来のバリケードを撤去、封鎖解除。機動隊、5日まで待機、2日から4日まで本部・教養部・北部構内において夜間パトロール実施。
 - 3.2 正午すぎ、ロックアウト体制粉碎を主張する学生が本部構内で集会・デモ実施。退去命令に従わなかったため機動隊に排除される。1時すぎ、学生数名が入試のために設置された全学警備本部へおしかけ、前田総長に話し合いを強要。警官が学生を排除、3名を逮捕。
 - 3.1 高等教育懇談会、高等教育拡充の基本構想を文相に報告。大学の地方増設・移転などを提言。
 - 3.5 入試終了後、文・経済・工・農の各学部建物再封鎖・占拠。
 - 3.13 教職員、機動隊が大学周辺で待機するなかで封鎖解除。
 - 3.5 放射性同位元素総合センター竣工。
 - 3.24 全学合同の卒業式中止し、文・教育・法・理・工の各学部で卒業証書授与。
 - 3.30 薬学部で授与。
 - 3.31 農・経済学部で授与。
 - 4.6 経済学部、「竹本助手の処分問題について疑問に答える」と題する文書を公表。
 - 4.11 全学合同の入学宣誓式中止し、学部ごとに入学宣誓実施。
 - 4.12 理学部附属地震予知観測地域センター設置(文部省令10)。
 - 4.12 医学部附属代謝研究施設設置(文部省令10)。
 - 4.12 薬学部附属薬用植物園設置(文部省令10)。
 - 4.14 大学設置審議会大学基準分科会、「大学院および学位制度の改善について」と題する中間報告を発表。高度の専門職業教育・社会人に対する高度な教育を行う修士
-

-
- 課程の設置、独立大学院設置など、大学院制度の多様化・弾力化を志向。
- 5.8 分課規程全部改正(達示22)。技術課を拡充して施設部を設置。
- 5.一 大阪府原子炉問題審議会、原子炉実験所の KUCA(京都大学臨界集集体実験装置)建設を了承。
- 6.5 入学者選抜方法研究委員会要項裁定。
- 6.11 基礎物理学研究所協議員会、筑波大学新設に関する諸法案に対し反対する旨の声明発表。
- 6.21 理学部協議会、早急な法制化には慎重であるべきであるとする理学部長の見解を支持する声明発表。
- 6.18 大学問題検討委員会、「総長選挙制度の改正について」と題する答申を前田総長に提出。選挙権を助手にも認め、リコール制度を導入し、選挙権をもたない職員・院生・学生にもリコール請求投票権を付与することを提言。
- 6.26 総長選考基準改正案調査委員会要項裁定。
- 6.28 京都府警および埼玉県警、竹本助手の行方追及に関連して評議会と学外者との往復文書などを押収。
- 7.3 遺跡保存調整委員会規程達示(達示26)。
- 7.3 大学院制度問題検討委員会、大学設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度の改善について」に関する中間報告を前田総長に提出。
- 7.10 学生ら30名、6月28日の文書押収について庶務部長らを追及。前田総長、庶務部長救出のため警察に出動要請。警察入構の際にすでに学生は退去。
- 8.14 府警、この事件に関連し、大学施設を強制捜索。
- 9.18 安全委員会規程達示(達示27)。
- 9.18 評議会、竹本助手分限処分の実質審議開始。
- 9.29 協議会廃止(法律103)。
- 9.29 筑波大学設置(法律103)。学系・学群制、副学長制、参与会制などの管理方式を採用。
- 10.2 OD等問題検討委員会、前田総長に答申を提出。オーバードクター(OD)問題に関する分析を行い、可能な学内措置・文部省などへの要望事項について提言。
- 10.6 第4次中東戦争勃発。これにより、第1次石油危機はじまる。
- 10.16 評議会、総長選考基準改正案調査委員会提出の改正案をうけ、総長選考基準の改正を決定。助手に第1次投票の選挙資格を付与したが、リコール制は見送り。
- 10.22 廃棄物処理等専門委員会要項裁定。
- 10.31 学術審議会、「学術振興に関する当面の基本的な施策について」と題する答申を文相に提出。学術振興の基本的方向として、学術研究体制の充実と改革、大学等における研究条件の整備などを提言。
- 11.6 前田総長、学生の暴力的行為に対し警告。
-

- 11.6 約70～80名の学生が総長室におしかけ「団体交渉」を要求。拒否されたため前田総長を連れ出し、さらに坂本慶一学生部長も拘束、竹本処分問題、臨時職員問題、毒物たれ流し問題などについて追及。要請を受けて警官隊が出動、総長・学生部長を救出。
- 12.16 医学部教授岡本道雄、総長に就任。
- 12.18 評議会、岡本総長の発議により、竹本助手の分限処分に関する審査の一時休止を決定。
- 12.25 京都府、新用途地域・高度地区指定の旨告示。本部・北部・教養・医・病院・薬の各地区が第2種住居専用地域・第2種高度地区に、西部地区が住居地域・第3種高度地区に指定される。

[1974(昭和49)年]

- 3.25 全学部合同の卒業式、3年ぶりに举行。
- 3.30 原子炉実験所、臨界集合体実験装置(KUCA)竣工。
- 3.30 大学設置審議会、「大学院および学位制度の改善について」と題する答申を文相に提出。博士課程5年の一貫教育と独立大学院設置などを提言。
- 4.11 農学部附属牧場設置(文部省令13)。
- 4.11 宮崎県宮崎市に防災研究所附属宮崎地殻変動観測所設置(文部省令13)。
- 4.15 安全委員会、「構内交通安全対策について」と題し、車両の運行および駐車規制を岡本総長に提案。
- 5.14 保健衛生委員会規程達示(達示21)。
- 6.4 海外学界との交流、学術活動への援助を目的とする財団法人京都大学創立七十年記念後援会設立。
- 6.4 創立七十年記念後援会助成金選考委員会規程達示(達示24)。
- 6.20 大学院設置基準公布(文部省令28)。大学院の課程、研究科、教員組織などについて規定。独立専攻を新設。
- 9.17 同和問題委員会、「大学における戸籍抄本等の提出について」と題する答申を岡本総長に提出。職員の採用および学生の入学などに際しては戸籍謄(抄)本または住民票(写)の提出を求めるべきではないと提言。
- 10.1 保健安全関係委員会委員長懇談会要項裁定。
- 11.15 大学院制度検討委員会、大学院制度改革に関する中間案発表。
- 11.21 岡本総長、フォード米大統領来日・訪韓、韓国政治運動、狭山事件をめぐって開催の続く学内集会において怪我人が出たことに対し警告。
- 12.17 歴史的建築物保存調査専門委員会要項裁定。
- 12.23 一般職の職員の給与に関する法律(いわゆる給与法)一部改正(法律105)。公務員の給与を民間の給与に均衡させることを意図。

— — この年度、有機廃液処理装置(KYS)建設。

[1975(昭和50)年]

- 1.20 同和問題委員会、中間報告を岡本総長に提出。一般教育科目としてすべての学生に必要な同和問題に関する講義の開講、同和問題の調査や資料整備の実施などを提言。
- 1.23 教養部代議員大会開催。国立大学学費値上げ反対などを主張し、24日からの無期限ストライキ実施を可決。
 - 1.24 教養部正門にバリケード構築、教養部を一部占拠。
- 2.28 岡本総長、3日からの入試実施にあたり、教養部構内のストライキおよび占拠・バリケードを解除するよう警告する旨掲示。
- 3.1 教養部バリケードストライキに対し、教職員が機動隊の警戒のもと学生を説得、学生の退出後に教養部正門の封鎖を解除。
- 3.5 入試終了直前、学生が教養部正門に再びバリケードを構築。
- 3.18 検定料・入学科・授業料を1961年4月1日の国立の学校における授業料その他の費用に関する省令に定める額にすることを規定(達示11)。
- 3.18 埋蔵文化財調査室要項制定。
- 3.28 人文科学研究所本館竣工。
- 3.31 大学院制度検討委員会、「大学院制度の改革について」と題する答申を岡本総長に提出。
- 4.1 理学部附属機器分析センター設置(文部省令8)。
- 4.1 医学部附属先天異常標本解析センター設置(文部省令8)。
- 4.1 化学研究所附属新無機合成開発施設設置(文部省令8)。
- 4.1 原子炉実験所附属原子炉応用センター設置(文部省令8)。
- 4.1 有機廃液処理装置設置委員会発足。
- 4.1 理学研究科に京大初の独立専攻として、数理解析専攻を設置。
- 4.19 国立大学協会入試改善調査委員会、国立大学共通1次試験に関する最終報告書を発表。
- 4.22 医療技術短期大学部を設置(法律27)。
- 4.22 医学部附属助産婦学校廃止(文部省令17)。
- 5.27 建築委員会、歴史的建築物保存調査専門委員会第1次報告を承認。京都の文化史上価値の高い構内の歴史的建築物として、旧京都織物会社本館および付属工場・尊攘堂・旧蹴上発電所を挙げ、その修復や利用方法について示した所見を了承。
- 6.11 医療技術短期大学部学則制定(規程1)。
- 7.1 廃棄物処理等専門委員会規程達示(達示29)。
- 7.23 医療技術短期大学部教授会規程制定(規程2)。

-
- 8. - 総長の非公式の助言機関として国際交流委員会準備会設置。
 - 9. - 附属図書館、医・農学部・教養部の各図書館に同和問題に関する文献・資料コーナー設置。同和問題委員会の選書による資料を配架。
 - 10.21 建築委員会、大学固有の歴史的建築物として旧石油化学教室建物と本部正門を挙げ、保存を訴えた歴史的建築物保存調査専門委員会第2次報告を承認。
 - 11.25 教育職員免許状授与資格の取得に関する規程達示(達示35)。
 - 12.9 研究生規程達示(達示37)。
 - 12.15 雇用問題をめぐる紛争が続き正常な業務が不可能となったため、総長の判断により埋蔵文化財調査室を閉鎖。

[1976(昭和51)年]

- 1.24 教養部において学生が学費値上げ阻止を掲げ、無期限バリケードストライキ実施。
 - 2.19 農学部附属農場協議会内規、農学部教授会において決定。
 - 2.27 理学部の一部学生、学費値上げ問題をめぐって事務室を封鎖、溝畑茂学部長と「団体交渉」実施。
 - 3.1 教官による説得に応じ退去、封鎖解除。
 - 3.1 西島安則学生部長以下、教養部構内で集会中の学生に対し、バリケード解除を要求。機動隊が教養部表門近くまで移動し、学生は退去、教職員によってバリケード撤去。
 - 3.2 約30名の学生の団が総長室に乱入、岡本総長を本部本館前に連れだし約4時間にわたり話し合いを要求。その後総長を連れだしデモを行った後解散。
 - 4.1 医療技術短期大学部看護科を看護学科に改組、および衛生技術学科設置(文部省令12)。
 - 5.10 放射線生物研究センター設置(文部省令18)。
 - 5.10 客員教授について規定(文部省令18)。
 - 5.10 工学部附属超高温プラズマ研究施設を改組し、ヘリオトロン核融合研究センター設置(文部省令18)。
 - 5.10 原子炉実験所附属原子炉医療基礎研究施設設置(文部省令18)。
 - 5.11 ヘリオトロン核融合研究センター規程、同協議会規程達示(達示14、15)。
 - 5.11 放射線生物研究センター規程、同協議会規程、同運営委員会規程達示(達示17、18、19)。
 - 5.31 大学院制度検討委員会、大学通則改正案・学位規程改正案・大学院の管理運営に関する規程案を岡本総長に答申し、参考資料を提出。
 - 6.8 大学院の管理運営に関する規程達示(達示28)。
 - 6.22 国立大学協会総会において、「大学入試改善に関する意見」採択。共通1次試験導入は入試改善に資するものである、と結論。
-

-
- 9.6 『京都大学七十年史』刊行後の関係資料を収集・整理し、旬年史料を編集することを目的に、旬年史料委員会発足。
- 10.1 原子炉設置変更承認申請を国に提出。高中性子束炉として実験用原子炉2号炉(KUHFR)の増設を要望。
1978.10.2 国により承認。
- 10.27 20～30名の集団が、大ホール・会議室などの欄干およびドアノブを破壊、屋外からの投石で窓ガラス多数破壊(28日まで)。
10.30 警察の現場検証。
- 12.21 放射性同位元素総合センター規程、同協議会規程、同運営委員会規程達示(達示41、42、44)。

[1977(昭和52)年]

- 1.11 大学院審議会、制規等専門委員会要項決定。
- 1.27 経済学部教官協議会、竹本助手の欠勤状態の継続を確認。
- 2.1 竹本助手分限処分の審査再開。評議会、経済学部教官協議会の欠勤認定を妥当と認定。
- 2.10 大学院制度検討委員会、各研究科規程の改正案の検討と調整に関する答申を岡本総長に提出。
- 2.19 「竹本助手免職処分案の評議会審査の再開にあたって、〈処分〉の不当性をあらためて論議する全学討論集会」開催。学生や教職員が参加。
- 2.25 「竹本処分」撤回を叫ぶ一部集団、総長室の窓ガラス等を破壊。岡本総長、これに対し警告の旨揭示。
2.26 一部学生、総長室などを占拠。岡本総長、これに対し警告の旨揭示(28日にも)。
- 3.1 「竹本処分」に反対する学生、本部正門をバリケード封鎖。岡本総長、機動隊の出動を要請。それと前後して封鎖学生退去、教職員が建物および本部正門の封鎖を解除。
- 3.22 招へい外国人学者等受入れ要項裁定。
- 3.23 学内の事態に鑑み、混乱を避けるために修士学位授与式を急遽中止。
- 3.24 卒業式挙行。式中、約30名の学生集団が壇上の岡本総長を拘束しようとする事件発生。
3.30 総長、警告の旨揭示。
- 4.1 医学部附属看護学校廃止(文部省令6)。
- 4.18 理学部附属琵琶湖古環境実験施設(滋賀県高島郡高島町)・附属地磁気世界資料解析センター設置(文部省令11)。
- 4.18 医学部附属代謝研究施設を附属免疫研究施設に改組(文部省令11)。
-

-
- 4.18 環境保全センター設置(文部省令11)。
 - 4.19 環境保全センター規程、同協議員会規程、同運営委員会規程達示(達示20、21、22)。
 - 4.26 環境保全委員会規程達示(達示28)。廃棄物処理等専門委員会を改組。
 - 4.- OD等問題検討第2次委員会設置。
 - 5.2 文部省に大学入試センター設置(法律29)。
 - 5.17 評議会、教職教育センター設置案を可決。実現には至らず。
 - 5.24 国際交流委員会規程達示(達示35)。
 - 5.24 同学会の主催により、本部本館前にて学生・教職員が「竹本処分」反対の全学集会開催。約500名が参加。
 - 5.31 評議会、分限処分の審議において、参考人として竹本助手の妻から事情を聴取。
 - 5.- 教養部、教養部改善検討委員会設置。具体的な改革案に着手。
 - 6.1 広報委員会、京大広報別刷『京都大学建築八十年のあゆみ』刊行。
 - 6.14 評議会、竹本助手の分限処分についての審議終了。
 - 6.17 岡本総長、同学会主催の竹本処分問題についての「団体交渉」に出席。思想・人格の問題ではなく、行方不明・無断欠勤を問題として審議していると説明。
 - 6.18 評議会、竹本助手の分限免職処分案を可決。
 - 6.23 竹本助手の免職処分を官報に公告。これをもって2週間後の7月8日に本人に対して免職通知が交付されたものとする。
 - 6.23 教官有志、岡本総長に対し、竹本助手への処分の再審査請求書を提出。評議会の姿勢を批判。
 - 7.1 教官有志および一部学生、「竹本処分」決定に関し総長室前の廊下で座り込み。
 - 7.5 埋蔵文化財研究センター要項裁定。
 - 7.8 大学院審議会制規等専門委員会、「大学院在学5年未満の者に博士の学位を授与する特例について」と題する答申を大学院審議会に提出。
 - 7.8 岡本総長、学内の占拠等の事態に対し警告の旨揭示。
 - 8.25 医療技術短期大学部校舎竣工。
 - 9.12 財団法人京大大会館楽友会発足。
 - 9.29 岡本総長、研究室の占拠、長期にわたる総長室前座り込み、授業妨害、教官入構妨害などの事態に対し警告の旨揭示。
 - 10.1 東一条交差点付近路上において、一部学生による往来妨害事件発生。
 - 10.13 府警本部により学内搜索。
 - 10.25 午前10時ごろ、約10名の集団が総長室に乱入、岡本総長を室外に連行しようとして暴力行為に及ぶ。総長の要請により警察が出動、集団は退去。正午、「竹本処分」反対の学生らが抗議集会を開会、庶務部長を本部本館前に連行。総長、再び警察の出動を要請、学生退去。
 - 11.1 総長、この件に関し大学の秩序を守る決意を示す声明「学内の事態について
-

ての見解」を發表。

11. 1 原子炉実験所、「原子炉施設及びその周辺住民の安全確保に関する協定書」を熊取町ととり交わす。
12. 20 評議会終了後、約70名の集団が本部西出入口から学外へ向かおうとした岡本総長の公用車を取り囲み、運行を妨害。警官隊の立ち入りで事態収拾。
12. 一 1973年2月頃に本部本館に大書された「竹本処分粉碎」の文字を消去。

[1978(昭和53)年]

2. 21 授業料、入学科免除等規程達示(達示5)。
2. 22 経済学部自治会同好会、竹本処分問題について経済学部との「団体交渉」実施。同好会、「竹本処分」に関する自己批判を要求。経済学部、「竹本助手の分限免職を総長に上申した全ての責任は、経済学部当局にある」ことなどを表明。
4. 1 医学部附属臨床検査技師学校廃止(文部省令10)。
4. 1 工学部附属イオン工学実験施設設置(文部省令10)。
4. 1 防災研究所附属水資源研究センター設置(文部省令10)。
4. 1 ウイルス研究所附属ウイルス感染動物実験施設設置(文部省令10)。
4. 1 情報処理教育センター設置(文部省令10)。
4. 11 OD等問題検討第2次委員会、オーバードクター対策について岡本総長に答申。特別研究生制度新設を提言。
4. 18 情報処理教育センター規程、同協議員会規程、同運営委員会規程達示(達示17、18、19)。
4. 18 防災研究所附属水資源研究センター規程、同運営協議会規程達示(達示24、25)。
5. 23 国際交流委員会、「国際交流機構」設置構想を総長に建議。
6. 27 共通第一次学力試験実施委員会等規程達示(達示40)。
7. 11 入学試験委員会、共通第1次学力試験の実施に伴う学内の入学者選抜方法に関する大綱を發表。
7. 19 沢田学生部長と学寮勤務の臨時用務員との話し合い開催。終了後、同席の寮生約80名が3時間余り学生部長を拘束したため、岡本総長の要請により警官隊導入、学生部長を救出。
8. 12 日中平和友好条約調印。
9. 1 京都府立山城高校(定時制)の教員から文学部の一学生に対し、理由説明のないまま教育実習延期の旨電話により連絡。
9. 30 京都市電、全面廃止。
10. 6 大学院審議会制規等専門委員会、「研究科の設置手続について」と題する答申を大学院審議会に提出。研究科の設置手続きについて、研究科または部局から総長へ上申し、部局長会議が検討、大学院審議会の審議を経て、評議会が最終的に審議・

-
- 決定するという方式を提言。
- 10.28 京大会館竣工式举行。
- 10.- 『京都大学英文一覽』“Kyoto University Bulletin”第1版(1978/1979)刊行。以後隔年で改訂新版を刊行。
- 11.22 蜂屋慶教育学部長、「山城高等学校(定時制)における教育実習問題について」として公開説明会開催。当該学生の実習が事実上不可能であり他の府立高校でもきわめて困難であると回答。山城高校での受け入れ実現を強く要求する学生ら、閉会時間後も学部長の退室を阻止、長時間拘束。岡本総長の要請により警官隊導入、学生ら退去。
- 11.24 教養部、独立研究科・科学基礎研究科設置案を岡本総長に上申。
- 11.29 教育学部教務委員長、教育実習問題に関し、当該学生の他府立高校での実施が不可能であるとの判断を学生らに通知。これに不満の学生たちが教務委員長らの責任を追及、長時間拘束したため、岡本総長の要請により警官隊を導入し教員らを救出。
- 12.5 科学基礎研究科設置案等検討委員会設置。
- 12.- 原水爆禁止全面軍縮大阪府協議会、原子炉実験所2号炉建設計画に対して異議提出。

[1979(昭和54)年]

- 1.13 初の国公立大学共通第1次学力試験実施。
- 1.23 放射性同位元素総合センター利用規程達示(達示1)。
- 2.28 国際交流委員会、「大学間の国際学術交流のあり方について」と題する答申を岡本総長に提出。大学間の交流協定締結、大学発行の情報・文献・資料の交換、教員派遣、大学院学生などの留学の4点を挙げ、委員会としての努力を表明。
- 3.28 安全委員会、吉田地区における構内の歩行者安全確保について岡本総長に提案。
- 3.28 大学院審議会制規等専門委員会、「大学院講座の設置について」と題する答申を大学院審議会に提出。大学院講座の設置に関して、その性格・形態等を明確化。
- 3.28 アメリカのスリーマイル島で原発事故発生。
- 3.30 医学部D棟竣工。
- 3.30 東南アジア研究センター本館竣工。
- 3.31 法学部附属国際法政文献資料センター設置(文部省令8)。
- 3.31 医学部附属総合解剖センター設置(文部省令8)。
- 3.31 木材研究所附属木材防腐防虫実験施設設置(文部省令8)。
- 3.31 京都大学創立七十周年記念事業後援会解散。
- 4.11 20余名のヘルメット・覆面着用の学生集団、入学式場入場を制止されたことへの抗議として沢田学生部長らに暴力行為、さらに総長室の扉の一部を破壊。同日、
-

- hr/>
- 警察の現場検証。
- 4.13 原子炉実験所排水の流れる小川から放射性元素のコバルト60検出。
- 4 - 『同和对策審議会答申(抄)及び同和对策事業特別措置法について』を学内向けに編集、刊行。
- 5 1 排水水管理等規程達示(達示11)。京大における下水その他の排水の水質管理、汚染除去に関して規定。
- 5.22 科学基礎研究科設置案等調査検討委員会、教養部提出の科学基礎研究科設置案を了承する旨を岡本総長に報告。
- 6.8 大学院審議会制規等専門委員会、「学術博士及び学術修士について」と題する答申を大学院審議会に提出。学術博士および学術修士に関する当面の基準、運営手続きなどを提言。
- 7.10 発明取扱規程達示(達示18)。
- 8.24 学校教育法施行規則改正(文部省令20)。外国人留学生の大学入学資格緩和。
8. - 湯川記念館史料室発足。
- 9.19 医療技術短期大学部教員停年規程制定(規程1)。
- 9.25 情報処理教育センター利用規程達示(達示20)。
- 9.25 組換え DNA 実験安全管理規程達示(達示21)。組換え DNA 実験安全委員会を設置。
9. - 会計検査院、吉田・熊野寮における国有財産・物品管理の適正化や寄宿料納付の正常化を京大に勧告。
- 10.6 全学的な公開講座として第1回京都大学市民講座を開催。以後毎年秋の土曜日に開催。
- 11.2 パリ第7大学(フランス)との間に学術交流協定を締結。京大初の外国大学との学術交流協定。
- 11.12 大学院審議会制規等専門委員会、「医学研究科博士課程の学位授与の特例について」と題する答申を大学院審議会に提出。標準修業年限4年の医学研究科博士課程に3年以上在学したものには博士の学位を授与する特例を認める旨を提言。
- 11.20 吉田寮自治会・熊野寮自治会、厚生課長による「寮は不法占拠状態である」との発言に抗議して全学集会を約200名で開催。集会終了後、100名の学生が構内デモ行進。その後総長室の扉の一部などを破壊。翌21日現場検証。
- 12.4 構内交通規制要項裁定。
- 12.4 学術情報問題調査検討委員会要項裁定。
- 12.4 敷地利用特別委員会要項裁定。
- 12.8 通則一部改正(達示30)。学部および大学院の入学資格者に、外国の学校教育修了者を追加。
- 12.16 農学部教授沢田敏男、総長に就任。
-

外国人留学生特別入試制度導入。私費留学生に対しても受験資格を認定。

[1980(昭和55)年]

- 1.10 翠川修学生部長、「学寮における当面の諸問題に関する学生部の基本的な方針について」と題する文書を公表。在寮者確認問題、寄宿料納入問題、炊事人の人件費などの学寮管理の徹底や老朽寮問題などに関する基本方針を発表。
- 1.21 構内交通安全小委員会、「本学吉田地区構内交通規制の改善」と題する中間報告を沢田総長に提出。
- 1.29 学術審議会、「今後における学術情報システムの在り方について」と題する答申を文相に提出。資源共有の理念に基づき学術情報に関する全国的ネットワークの構築を提言。
- 2.7 慶北大学校(韓国)との学術交流に関する覚書を交換。今後、協定を結ぶ意図をもって、研究と教育の領域における具体的協力を行うために最大限の努力をすることて意見一致。
- 2.12 蜂屋教育学部長、山城高校および京都府教育委員会に対し、教育実習実施を正式承諾したにもかかわらず、正当な理由を示さずに延引させ、実質的に受け入れを拒否したことについて遺憾の意を表明、再びこうした事態の起こらぬよう強く要望。
- 2.26 理学部宇宙物理学科校舎竣工。
- 3.31 医用高分子研究センター設置(文部省令5)。
- 3.- 環境保全センター内に無機廃液処理装置(KMS)完成。
- 4.8 医用高分子研究センター規程、同協議員会規程、同運営委員会規程達示(達示12、13、14)。
- 4.8 分課規程一部改正(達示16)。経理部に情報処理課を設置。
- 4.8 大学院審議会制規等専門委員会、高度の学術研究および研究者養成に関わる機関について検討し、中間報告を大学院審議会に提出。
- 5.31 西北大学(中国)と学術交流覚書を交換。
- 10.1 身体障害学生相談室要項裁定。
- 10.3 学術情報問題調査検討委員会、「京都大学における学術情報システムの在り方について」と題する中間答申を沢田総長に提出。学術情報システム研究開発センターの設置を提言。
- 10.15 武漢大学(中国)と学術交流覚書を交換。
- 12.5 臨時行政調査会設置(法律103)。

[1981(昭和56)年]

- 1.16 大学院審議会制規等専門委員会、「大学院・研究科の目的・性格および整備・充実

-
- のための基本的答申について」と題する中間答申を沢田総長に提出。各研究科の現状を調査し理論的に考察。
- 1.21 安全委員会、吉田地区構内交通規制についての審議経過を沢田総長に報告。駐車許可証交付、オートバイ、ノーカーブーンなど10項目について提言。
- 1.23 大学院審議会制規等専門委員会、「独立専攻・独立研究科の制度・運営」と題する答申を大学院審議会に提出。主たる基盤講座が学部でなく、独立研究科を新部局とすることを提言。
- 1.23 韓国・光州事件にかかわる金大中救援運動として、同学会の支持を受けた全学中央闘争委員会が教養部でバリケードストライキ実施(24日にも)。農学部でもストライキ実施。
- 2.23 安全委員会、「本学吉田地区構内交通規制の改善」と題する答申を沢田総長に提出。入構チェック実施、構内別駐車許可制、門の出入構規制、入構駐車許可自動二輪・原付の構内走行禁止などを提言。
- 2.26 構内通行規制要項一部改正。
- 4.1 理学部附属気候変動実験施設設置(文部省令16)。
- 4.1 工学部附属電離層研究施設廃止(文部省令16)。
- 4.1 化学研究所附属核酸情報解析施設設置(文部省令16)。
- 4.1 結核胸部疾患研究所附属感染免疫動物実験施設設置(文部省令16)。
- 4.1 超高層電波研究センター設置(文部省令16)。
- 4.21 超高層電波研究センター規程、同協議会規程、同運営委員会規程達示(達示9、10、11)。
- 5.19 評議会、学術情報システム研究開発センターの新設決定。
- 6.11 国家公務員法一部改正(法律77)。職員の定年を原則的に60歳と規定。
- 6.11 中央教育審議会、「生涯教育について」と題する答申を文相に提出。生涯教育の観点から家庭教育の充実、地域社会における学習活動の促進、高等教育を含む学校教育の成人への開放などを提言。
- 6.17 熊野・吉田寮生を主とする100余名の学生集団、教養部構内での集会、デモ行進に続き、職員2名に暴行、総長室入口扉の一部を破壊。さらに学生部職員に暴行、学生部長室の扉の一部破壊。被害の届出をうけて警察が現場検証。
- 6.22 警察、文学部学友会・農学部自治会のボックス、熊野・吉田寮の委員会室などを搜索。
- 6.27 北川善太郎学生部長、両寮自治会委員会に厳重な警告。
- 10.19 スウェーデン科学アカデミー、福井謙一工学部教授のノーベル化学賞受賞を発表。
- 11.18 医学部附属総合解剖センター竣工。
- 12.1 学術出版会設立準備委員会発足。
- 12.8 工学部規程一部改正(達示28)。留年に関する規定廃止。以後、全学部で同様の規
-

定廃止。

- 12.22 クイーンズランド大学(オーストラリア)と国際協力と学術交流に関する覚書を交換。

[1982(昭和57)年]

- 3.31 農学部附属生物細胞生産制御実験センター設置(文部省令4)。
- 3.31 化学研究所附属新無機合成開発施設廃止(文部省令4)。
- 3.- 外国人研究者・留学生のための宿泊施設として、修学院に京都大学国際交流会館完成。
- 4.- 国際交流委員会、以後の海外大学との覚書の雛型として「学術交流に関する一般の覚書」を制定。
- 5.28 大学院審議会制規等専門委員会、「博士の学位の性格及び水準並びに審査手続について」と題する答申を大学院審議会に提出。審査手続の明確化を企図し、人文社会系の課程博士学位積極的授与の可否などを検討事項として提言。
- 6.29 国際交流会館規程達示(達示17)。
- 7.- 教養部構内の旧第三高等学校講堂の新徳館取り壊し。
- 9.1 国公立大学の外国人教員任用特別措置法公布(法律89)。外国人教員の正式任用が可能となる。
- 9.16 農学部グラウンド東北角に合宿研修施設として北白川スポーツ会館開設、開所式挙行。
- 9.- 北川学生部長、「本学の学寮問題について」と題する声明発表。在寮確認・寄宿料納入問題、費用負担問題などの学寮管理問題と老朽寮問題をすみやかに解決するため、具体的措置として、老朽寮には在寮期限を設定するとともに新しい学寮の建設に努める方針を表明。
- 10.27 吉田・熊野寮生を主とする100余名の学生集団、集会開催につづいて構内をデモ行進。東一条通路上において道路交通法違反などの容疑で学生1名逮捕。その後約60名の学生集団が学生部建物2階に乱入し学生部長室窓ガラスなどを破壊。神野博学生部長、掲示をもって警告。
- 10.29 現場検証および文学部学友会ボックスなど4か所搜索。
- 10.- 日本語・日本文化研修生制度に基づく留学生の受け入れ開始。世界の大学において、日本語・日本文化を学習している者を、1年以内の期間、日本の国費で留学させ、主として日本語能力および日本事情・日本文化理解の向上のために研修させる制度。1982年度は9か国12名の留学生を受け入れ。
- 11.30 受託研究取扱規程達示(達示22)。
- 11.30 外国人研究員宿泊所(近衛ホール)閉所。のち改修し、職員会館として開館。
- 12.7 安全委員会、「本学吉田地区構内交通の現状と今後の対策」と題する報告を沢田総

-
- 長に提出。1981年4月に実施された交通規制の効果があがっていないこと、および新たにバイク、オートバイの騒音が問題になっていることなどを報告。
- 12.14 評議会、吉田寮(東京および西寮)の在寮期限を1986年3月31日と決定。これに反対する吉田寮生など学生約150名、本部本館階上で座り込み。
- — 教養部、科学基礎研究科設置案等調査検討委員会に対し、設置案の修正案を提出。
- — ドイツ文化研究所、西部地区の外へ移転。
- — 吉田神社の協力を得て吉田山を巡る散策路整備。
- — この年度、法学部で外国学校出身者のための特別入学者選考制度を導入。
- — この年度、法学部で第3年次編入学制度を導入。

[1983(昭和58)年]

- 1.14 大学院審議会制規等専門委員会、「外国人学生等の博士の学位取得について」と題する答申を大学院審議会に提出。水準、取扱い、審査手続き、指導などについて提言。
- 1.28 吉田寮・熊野寮・女子寮・室町寮自治会、学寮における費用負担問題について神野学生部長との「団体交渉」を開催(2月7日にも)。
- 2.14 神野学生部長、1月28日と2月7日に署名した文書の撤回を宣言。「団体交渉」決裂。
- 2.21 神野学生部長、4寮自治会に対して、公開の話し合いの打ち切りなどを通知する文書を送付。
- 2.22 京都大学において任用される外国人の教員の任期に関する規程達示(達示1)。任期3年で再任を認め、各部局で別の任期を定めることも可と規定。
- 3.31 霊長類研究所附属幸島野外観察施設を附属ニホンザル野外観察施設に改組(文部省令9)。
- 3.31 職員会館(京園)廃止。
- 4.1 北京大学(中国)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
- 4.15 警察、吉田・熊野寮を学生ら、学寮問題に関する大学の態度に抗議して事務局本館および総長室に乱入。
- 5.18 警察、吉田・熊野寮を捜索、学生3名逮捕。この捜索・逮捕に反対する約90名の学生集団が本部本館前で集会を開き、デモ行進を行い学生部建物内へ侵入。警官隊が導入され、学生3名逮捕。5月21日学内を捜索。
- 4.— 教養部、科学基礎研究科設置案の修正試案を提案。
- 5.10 グアダラハラ大学(メキシコ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
- 6.7 学術出版会設置準備委員会、「京都大学学術出版会設立準備委員会の審議結果について」と題する答申を沢田総長に提出。学術出版会の具体的構想を提示。
- 6.21 国立大学協会総会において、入試改善特別委員会を設置し受験機会複数化案を提
-

議。

- 6.30 生体医療工学研究センター実験研究棟竣工。
- 8.31 中曽根康弘首相の指示により設けられた21世紀への留学生政策に関する懇談会、首相・文相に提言。留学生の増加を促進する長期的・総合的留学生政策の展望を提示。
- 10.- 吉田寮自治会寮生大会で、寮負担費用の区分について4寮共同での学生部との交渉開始を決定。他の3寮でも同様の決定。
- 11.13 沢田総長、記者会見において、キャンパスの一部移転を検討課題とすることを表明。

[1984(昭和59)年]

- 1.3 アメリカンフットボール部、ライスボウル(第1回全日本選手権)で優勝。
- 1.25 「行政改革に関する当面の実施方針について」、閣議決定。定年制度施行による大量の退職者の後補充は真に必要な場合を除き不実施とする。
- 6.20 国立大学協会、具体的方針を定めるにあたっての十分な配慮を求める要望書提出。
- 1.31 教職教育委員会要項裁定。
- 2.6 学術審議会、「学術研究体制の改善のための基本的施策について」と題する答申を文相に提出。学術研究の重点的推進、優れた研究者の養成・確保、社会的協力・連携の推進などについて提言。
- 2.28 カセサート大学(タイ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
- 4.9 附属図書館新館全面開館。
- 3.22 中曽根首相の私的諮問機関である文化と教育に関する懇談会、教育改革に関する報告書を提出。教育改革の方向として、中等教育の多様化・弾力化、一般教育と専門教育の統合・再編成、大学の修業年限の弾力化などを提言。
- 6.5 慶北大学校(韓国)と学術交流に関する協定を締結。
- 6.19 発明審議委員会、「民間等との共同研究の取り扱い等について」と題する答申を沢田総長に提出。特許出願費・特許料は原則として民間企業の負担であるが、協議により異なる定めが可能とする案を提示。
- 6.22 大学院審議会制規等専門委員会、「高等研究所」構想についての答申を大学院審議会に提出。高度の学術研究において国際的に寄与し、高度の研究者の育成に関与する研究機関の設置構想を提示。
- 6.28 国立学校設置法施行令公布(政令230)。国立大学に置く研究科および研究所の名称、授業料等の免除または徴収の猶予などに関して規定。
- 7.4 科学基礎研究科設置等調査検討委員会、1982年に教養部から提出された同設置案の修正案についての検討結果を沢田総長へ最終報告。実現を困難にする問題点が³

-
- 関係する研究科などから出されたため、全学的見地から再検討することを提言。
- 8.8 首相の諮問機関として臨時教育審議会設置(法律65)。21世紀を展望した教育の在り方、社会の教育諸機能の活性化、初等中等教育の改革、高等教育の改革に関して審議。
- 8.13 大学設置基準一部改正(文部省令46)。臨時定員増のために基準を緩和。
- 9.11 学術情報システム整備委員会要項裁定。
- 9.19 医療技術短期大学部研究生規程制定(規程3)。
- 9.25 将来計画検討委員会要項裁定。「21世紀を展望した本学の在り方及びそれに即した施設の整備」について討議する機関として設置。
- 10.9 教養部にかかわる大学院問題検討委員会要項裁定。
- 10.17 学術情報問題調査検討委員会に代わり、学術情報システム整備委員会設置。
- 10.30 ベルリン自由大学(西ドイツ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
- 11.13 放射線生物研究センター研究棟本館竣工。
- 12.25 日本電信電話株式会社法ほか2法公布(法律85~87)。電電公社民営化。
- — この年度より、経済学部において京大初の大講座化開始。

[1985(昭和60)年]

- 1.15 祝日および卒業式・入学式の日により本部正門に日の丸掲揚開始。
- 2.11 十数人の集団、日の丸全面に赤ペンキを塗り逃走。
4. — 以後の掲揚中止。
- 3.2 医学部、医学・医療の進歩により生命の尊厳など基本的人権が侵害される可能性が出てきたことに対応し、医の倫理委員会設置。治療・手術などの実施申請書をうけて審議し、指針書を交付。
- 3.29 将来計画検討委員会、「21世紀を展望した本学の在り方及びそれに即した施設の整備」と題する第1次答申を沢田総長に提出。教育研究体制および施設についての長期構想を提示し、新キャンパス取得の必要性を提言。
- 4.1 医学部附属皮膚病特別研究施設廃止(文部省令9)。
- 4.1 滋賀県大津市に工学部附属環境微量汚染制御実験施設設置(文部省令9)。
- 4.23 分課規程一部改正(達示5)。庶務部に国際交流課を設置。
- 5.10 大学院審議会制規等専門委員会、「大学院の整備・充実の方針」と題する中間報告を大学院審議会に提出。大学院の整備・充実のための方針として、独立研究科の設置・大学院の機能拡張・修業年限の弾力化・大学院学生定員の比率増などについて提言。
- 6.1 男女雇用機会均等法公布(法律45)。
- 6.25 附属図書館規程、同利用規程達示(達示12、15)。
6. — 学術情報システム整備委員会、「学術情報システム統合通信網整備に関する長期計
-

-
- 画」と題し沢田総長に建議。すべてのキャンパスで等質のサービスが受けられるようにすることを目標に2期にわたる整備計画を具体的に提示。
 - 7.一 教養部にかかわる大学院問題検討委員会、独立研究科「学術総合研究科」設置構想についての成案を沢田総長に報告。
 - 9.一 国立大学協会入試改善特別委員会、国立大学長に対し国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート調査を実施。
 - 10.7 ウェイン州立大学(アメリカ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 10.24 将来計画検討委員会、第2次答申を沢田総長に提出。新キャンパス問題や学術的国際交流に関して提言。
 - 11.20 医療技術短期大学部名誉教授称号授与規程制定(規程2)。
 - 11.22 大学院審議会制規等専門委員会、「学術博士及び学術修士の基準と審査手続」と題する答申を大学院審議会に提出。複数分野の協力による研究・教育が進展し、研究科の新設が検討されているなかで、学術博士および学術修士の基準と審査手続に関して改めて提言。
 - 12.3 朝尾直弘学生部長、「吉田寮の在寮期限について」と題する文書を吉田寮生・その父兄(保証人)および同寮自治会委員長に送付し、1986年3月31日の在寮期限日を改めて通知。
 - 12.10 民間等共同研究取扱規程達示(達示20)。
 - 12.10 奨学寄附金委任経理事務取扱規程達示(達示21)。
 - 12.16 工学部教授西島安則、総長に就任。

[1986(昭和61)年]

- 1.20 教育学部学生が教養部A号館2階廊下で暴行を受け死亡。同日現場検証および捜索。
 - 3.13 医学部C棟竣工。
 - 3.30 木材研究所附属木材防腐防虫実験施設廃止(文部省令12)。
 - 3.31 吉田寮在寮期限到来につき、1986年4月1日以降の吉田寮への入寮禁止を掲示。
 - 4.3 国立大学協会、国立大学の入学試験をA・B日程に分けて行う入試改革案を発表。
 - 4.5 文部省に学術情報センター設置(政令105)。
 - 4.5 工学部附属重質炭素資源転換工学実験施設設置(文部省令21)。
 - 4.5 防災研究所附属都市施設耐震システム研究センター設置(文部省令21)。
 - 4.5 アフリカ地域研究センター設置(文部省令21)。
 - 4.14 龍田節法学部長、西島総長へ要望書を提出。法学部は従来通りの日程で入試を実施することを含めて考慮しており、西島総長が入試について意見表明するときには必ずこのことを付言するよう要望。
 - 4.15 アフリカ地域研究センター規程、同協議会規程、同運営委員会規程達示(達示
-

- 3、4、5)。
- 4.15 分課規程一部改正(達示9)。学生部に入試課を設置。
- 4.16 法学部、国立大学協会の入試改革案に対して声明書を発表。全国初の公式な反対表明。入試に関して決定するのは学部であり、国立大学協会に決める権限はないと主張。
- 4.26 ソ連のチェルノブイリ原子力発電所にて大規模な事故発生。
- 4.28 1987年度入試の第2次試験の実施日程に関して、法学部が採用したA・B両日程分割案を含む京大案を国立大学協会へ回答。
- 5.7 国立大学協会臨時総会において、国立95大学の入試時期をA・B日程グループに分ける内容を盛り込んだ「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要項」「実施細目」を議決。
- 6.6 附属図書館所蔵「範圍記」「知信記」、重要文化財に指定(文部省告示88)。
- 6.13 大学院審議会制規等専門委員会、「京都大学名誉博士の制度について」と題する答申を大学院審議会に提出。国際学術交流の一環としての名誉博士称号制度設置を提言。
- 6.18 国立大学協会総会において、「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要項」ならびに「実施細目」の一部修正承認。これにより1987年度の受験機会複数化実施が決定。
- 7.10 文学部博物館(現総合博物館)竣工。
- 9.24 広報委員会、「本学を紹介する和文冊子の編集等について」と題する答申を西島総長に提出。研究・教育の現状を総合的に広く社会に紹介する冊子の隔年出版を提言。
- 9.30 将来計画検討委員会における赤井浩一工学部長の提言などをうけ、情報学部構想検討委員会の設置を決定。
- 12.4 国鉄分割・民営化関連8法公布(法律87～94)。
- 12.23 将来計画検討委員会、第3次答申を西島総長に提出。新キャンパス候補地として関西文化学術研究都市の南田辺・狛田地区が適切と結論。

[1987(昭和62)年]

- 1.16 宇治構内の外国人研究者・留学生のための施設として国際交流会館宇治分館が竣工、開館式举行。
- 1.23 大学院審議会制規等専門委員会、1977年設置以来の審議結果をまとめ、「大学院の整備・充実について」と題する最終答申を大学院審議会に提出。大学院の目的と性格、整備・充実のための方策、将来の課題について提言。
- 2.13 広報委員会、「京都大学写真集、特に写真の収集・整理・保存について」と題する答申を西島総長に提出。写真収集・保存などの検討組織として企画委員会の設立

- を提言。
- 2.18 国際交流委員会、「国際交流センター設立について」と題する答中を西島総長に提出。学際的国際交流の推進をはかるための研究教育および支援的業務を行う全学的拠点としての組織案を提言。
 - 2.24 名誉博士称号授与規程達示(達示4)。関係研究科長の推薦に基づき、大学院審議会・評議会での審議を経て総長が決定することを規定。
 - 3.1 吉田寮入寮禁止を改めて掲示。
 - 3.30 教養部にかかわる構想検討委員会要項裁定。
 - 3.31 理学部附属琵琶湖古環境実験施設廃止(文部省令10)。
 - 3.- 鹿児島県熊毛郡屋久町に霊長類研究所附属ニホンザル野外観察施設屋久島観察ステーション完成。
 - 4.14 京都大学統合情報通信システム(KUINS)建設本部を大型計算機センター内に開設、第1期計画建設事業開始。学内ネットワークの整備、学術情報ネットワークを中心とする全国網への接続を企図。
 - 4.- 学術情報センター、情報検索サービス NACSIS-IR 検索を開始。
 - 5.16 民間資金による寄附講座・寄附研究部門の設置が可能となる(文部省令13)。
 - 7.14 動物実験指針検討委員会要項裁定。
 - 7.- 西部構内への四輪車入構規制開始。
 - 8.12 教養部正門付近の部落解放研究会立て看板の文字「差別を許すな」を「差別を許すぞ」と改変したいと書きについて、基本的人権に関わるきわめて悪質なものであり、学生・教職員全員が差別問題に深い認識を持つように要望する旨掲示(告示6)。
 - 8.29 KUINS 計画の一環として、吉田地区でデジタル電話交換機の運用開始。ダイヤルインサービスの利用が可能となる。
 - 9.10 文部省に大学審議会設置(法律88)。
 - 10.12 スウェーデン王立カロリンスカ医学研究所、マサチューセッツ工科大学教授利根川進(京大卒)のノーベル医学・生理学賞受賞を発表。
 - 10.16 教養部にかかわる構想検討委員会、基本方針を西島総長に報告。教養部廃止と「教養学部」設置、教養課程と専門課程の区分の廃止、独立研究科設置構想の整備拡充、教養部教員の学部移籍、施設・設備の整備拡充を提言。
 - 10.21 環境保全委員会および安全委員会における審議の結果、アスベスト問題協議会設置。
 - 10.22 医学部附属病院内科系臨床研究棟竣工。
 - 10.26 モスクワ大学(ソ連)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 11.27 医学部附属病院内科系病棟竣工。
 - 12.1 京都大学を紹介する冊子編集委員会、『京都大学』発行。

12. 7 技術職員問題検討会発足。
- 12.29 西部学生食堂、教養部A号館講義室の吹き付けアスベスト撤去工事開始。
12. 一 医学部附属病院、外塀を低いフェンスに改修。
- 一 一 経済学研究科、現代経済学専攻に修士課程専修の社会人コースを設置、社会人の受け入れ開始。
- 一 一 医学部において自主研究制度発足。教育の新しい試みとして、他学部・他大学・医療機関をも含めた基礎医学の研究室において学生に数週間の研究体験をさせる。

[1988(昭和63)年]

2. 19 国際交流センター設置準備会、西島総長に答申提出。国際交流センターの機能・組織・管理機構・場所などについて具体案を提言。
- 2.29 経済学部、A日程の入試として論文のみの試験を導入。
- 3 一 東南アジア研究センター敷地内の旧京都織物会社の鋸屋根の工場撤去。
- 4 8 結核胸部疾患研究所を胸部疾患研究所に改組(政令101)。
4. 8 ウイルス研究所附属ウイルス診断研究施設を附属免疫不全ウイルス研究施設に改組(文部省令14)。
4. 8 遺伝子実験施設設置(文部省令14)。
4. 8 教育学研究科、臨床教育学専攻の修士課程において社会人の受け入れ開始。
4. 12 情報学部構想検討委員会、西島総長に答申提出。情報学部および情報学研究科の年限や学科・専攻構成について具体的設置構想を提示。
4. 17 国家公務員の4週6休制開始。
4. 19 遺伝子実験施設規程、同協議会規程、同運営委員会規程達示(達示6、7、8)。
6. 6 動物実験指針検討委員会、「京都大学動物実験に関する指針」と題する答申を西島総長に提出。科学的かつ動物福祉の観点から、動物実験を計画・実施する際の遵守事項を提言。
6. 28 動物実験委員会要項裁定。
7. 一 基礎物理学研究所・広大理論物理学研究所両所長の諮問機関として合併問題連絡会議発足。
8. 26 財団法人京都大学創立七十周年記念後援会寄附行為一部改正。財団法人京都大学後援会と改称。助成対象に教育・学術研究活動を追加。
9. 10 西部構内学生サークル部室東棟焼失。
9. 28 公開講座として第1回京都大学春秋講義開講。4～7月の春季講座と9～12月の秋季講座に分け、月曜講義および水曜講義をそれぞれ5回開催。
9. 28 教養部ストライキ実行委員会と名乗る集団、教養部各門を閉鎖。予定されていた前期試験が延期となる。新田博衛教養部長、警告の掲示。
10. 17 学生部委員会、「本年度中に在寮期限設定に伴う吉田寮問題の解決をみるよう努力

- する」との基本方針を決定。
11. 7 吉田寮生、河合隼雄学生部長との「団体交渉」開催。河合学生部長、1989年3月までの吉田西寮撤去、寄宿料問題の解決、吉田東寮の徹底補修、寮自治の不侵害、入寮募集停止以後の入寮者の寮生としての認定などを提起。
12. 7 吉田寮生、学生部長との第2回「団体交渉」開催。
- 11.15 国際交流センター要項裁定。
- 11.22 後援会助成事業検討委員会規程達示(達示39)。
- 11.22 評議会、1997年の創立百周年に向けての記念事業実施を了承。
- 11.25 国際交流委員会、「大学間学術交流協定締結にあたっての基本的な考え方について」と題する答申を西島総長に提出。交流協定締結文書の標準書式について提言。

[1989(昭和64/平成元)年]

1. 1 国の行政機関、第2・第4土曜閉庁制度導入。
1. 21 教養部にかかわる構想検討委員会、教養部改組に向けての具体的構想を報告。総合人間学部新設、教養課程教育の改革、学術総合研究科の基本構想を提示。
1. 22 吉田寮自治会、西寮廃寮・東寮補修・寮問題解決・入寮募集再開を骨子とした河合学生部長提案の受け入れを決定。
1. 24 1月12日に医学部内、21日に農学部内で起きた被差別部落の人々に対する悪質な落書事件について、大学名で遺憾の意をあらわす掲示。
1. 25 教務事務電算管理運営委員会要項裁定。
2. 8 環境保全委員会、アスベスト問題協議会を環境保全委員会アスベスト問題小委員会として改組発足することを決定。
2. 一 京都大学学術出版会設立委員会を設置。
3. 25 吉田西寮撤去。
3. 27 初の名誉博士号をモスクワ大学のゲルファント教授に授与。
3. 28 工学部電気系教室西館竣工。
4. 15 大学院審議会制規等専門委員会、独立専攻・独立研究科の現状調査、附置研究所などの大学院へのかかわり方などについての検討結果を大学院審議会に報告。附置研究所などを実質的に大学院教育を行う場とするためにはその機構を弾力的に編成することを提言。
4. 18 評議会、吉田寮にかかわる学寮問題を討議。学生部長と同寮自治会との間で交わされた西寮撤去・東寮補修・在寮者名簿提出・寄宿料納付等などの合意をもって、在寮期限設定に伴う一連の執行を完了する旨了承。
4. 20 将来計画検討委員会、最終的な審議報告書を西島総長へ提出。新キャンパス構想、学際的流動研究教育構想を提示。
5. 16 創立百周年記念事業委員会要項裁定。

-
- 5.29 ヘリオトロン核融合研究センターの一部を統合し国立共同研究機構核融合科学研究所発足(政令136)。
 - 5.29 工学部附属オートメーション研究施設を附属高度情報開発実験施設に改組(文部省令24)。
 - 5.31 学術出版会設立委員会、審議結果を西島総長に報告。後援会との関係・内部組織・事業について示し、早期設立を提言。
 - 6.27 大学入試センター試験実施委員会規程達示(達示14)。
 - 6.27 分課規程一部改正(達示19)。庶務部に研究協力課を設置。
 - 7.3 教養部構内の尚賢館焼失。
 - 7.27 京都大学学術出版会設立。
 - 7.ー 環境保全委員会アスベスト問題小委員会、アスベストによる環境汚染対策指針作成。
 - 9.1 大学院設置基準一部改正(文部省令34)。大学院進学の弾力化などを規定。
 - 9.1 ミュンヘン大学(ルードヴィヒ・マクシミリアン大学)(西ドイツ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 10.5 サセックス大学(イギリス)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 10.5 京阪電鉄鴨東線(三条―出町柳間)開業。
 - 11.10 スタンフォード大学(アメリカ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 11.10 東西ドイツ国境・ベルリンの壁の取り壊し開始。
 - 11.14 東南アジア研究センター規程達示(達示26)。
 - 11.22 シェナ大学(イタリア)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 12.18 スイス連邦工科大学と学術交流に関する一般的覚書を交換。

[1990(平成2)年]

- 1.13 初の大学入試センター試験実施(14日まで)。
 - 1.30 中央教育審議会、「生涯学習の基盤整備について」と題する答申を文相に提出。都道府県における生涯学習推進センターの設置、大学・短期大学などにおける生涯学習センターの設置などを提言。
 - 2.24 全学部で分離分割方式の入試導入。25日まで前期日程を行い、3月14・15日に後期日程実施。
 - 2.27 学術情報ネットワーク機構要項裁定。
 - 3.14 病院西地区に分子生物科学共同実験棟竣工。分子医学系研究科、ウイルス研究所、遺伝子実験施設が共同利用。
 - 3.29 カリフォルニア大学(アメリカ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 3.30 医療技術短期大学部学則制定(規程1)。
 - 3.31 医用高分子研究センター廃止(文部省令6)。これに伴い学内措置により医用高分
-

-
- 子研究センター設置。
 - 3.ー 西島総長を会長とする教育研究の高度化に関する調査研究会、4専攻からなる「学術総合研究科」案を作成。
 - 4.1 総合情報通信システム建設本部にかわり、学術情報ネットワーク機構発足。KUINSを通して学内の学術情報活動を一元的に支援する組織とし、第2期計画に着手。
 - 4.28 ポリテクニク大学(アメリカ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 4.ー 学内LANとしてKUINS稼動開始。
 - 5.15 医の倫理委員会、生体肝移植の実施申請に対し、その患者にとって唯一の救命手段である、臓器提供者の不利益と患者の利益を総合判断すると明らかに利益の方が大きい、実施者の技術が十分高い、との3点を満たし、臓器提供者の自発性に基つくと判断して指針書を交付。
 - 6.5 カレル大学(チェコスロヴァキア)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 6.8 医学部附属脳神経研究施設廃止(文部省令15)。
 - 6.8 農学部附属生物細胞生産制御実験センター廃止(文部省令15)。
 - 6.8 防災研究所附属地震予知研究センター設置。これに伴い理学部附属の阿武山地震観測所・逢坂山地殻変動観測所・徳島地震観測所・地震予知観測地域センター、および防災研究所附属の鳥取微小地震観測所・上宝地殻変動観測所・屯鶴峯地殻変動観測所・北陸微小地震観測所・宮崎地殻変動観測所廃止(文部省令15)。
 - 6.8 生体医療工学研究センター設置(文部省令15)。これに伴い医用高分子研究センター廃止。
 - 6.8 留学生センター設置(文部省令15)。これに伴い国際交流センター廃止。
 - 6.8 基礎物理学研究所、広大理論物理学研究所と統合し、全国共同利用研究所として再編成(文部省令17)。
 - 6.15 医学部附属病院外科学第2講座において初の生体肝移植手術を実施。
 - 6.26 生体医療工学研究センター規程、同協議会規程、同運営委員会規程達示(達示9、10、11)。
 - 6.26 留学生センター規程、同協議会規程、同運営委員会規程達示(達示13、14、15)。
 - 6.26 防災研究所附属地震予知研究センター規程、同運営協議会規程達示(達示17、18)。
 - 6.26 分課規程一部改正(達示31)。学生部に留学生課を設置。
 - 6.27 ボン大学(西ドイツ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 7.ー 評議会、独立研究科「人間・環境学研究科」案を承認。
 - 7.ー 学術総合研究科構想をひきついだ人間・環境学研究科案を準備するため、「人間・環境学研究科」設置準備委員会設置。
 - 9.11 百年史編集委員会要項裁定。
 - 9.11 京大緊急行動委員会と名乗る団体、「自衛隊海外派遣反対」「大嘗祭即位の礼反対」をスローガンとして教養部入口をバリケード封鎖。これにより午前中予定された
-

-
- 試験はほとんど中止。午後封鎖を解除し、市内でデモ行進実施。
- 9 - 原子炉実験所の在り方検討委員会設置。
- 10.1 附属図書館、TTS 端末による研究室からの図書雑誌オンライン目録検索サービスを開始。
- 10.4 農学部内で発見された身体障害者および被差別部落の人々に対する悪質な落書きに関する遺憾の意を大学名で掲示。
- 10.5 環境保全委員会、「最近の京大をめぐる環境保全について」と題する報告・要請書を西島総長に提出。水質管理、アスベスト対策、感染性廃棄物処理など各問題の処理システムの現状を概括、とくに有機廃液の抑制・重金属類の回収徹底を要請。
- 10.11 ハイデルベルク大学(ドイツ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
- 10.17 教養部ストライキ実行委員会を名乗る約30名の集団、総長室を封鎖占拠。佐野哲郎学生部長が解除するよう警告し、西島総長が退去命令を通告。
- 10.18 警官隊導入により封鎖解除。学生2名逮捕。警察、教養部を搜索。総長、警察導入についての理解を求める掲示。
- 11.6 評議会、主として外国語による文書などに使用する京大のエンブレムを制定。
- 11.7 「[天皇の即位儀式]等に反対する全学ストライキ実行委員会」を名乗る約45名の集団、教養部構内各門・A号館・本部各門を次々と封鎖。大学側の説得などにより封鎖解除。
- 11.8 約30名で、教養部各門および建物全館を封鎖。山崎和夫教養部長が警告文を発するなどの説得により、事態終息。
- 11.26 同和問題委員会、「同和問題等人権に関する教育及び研究の在り方について」と題する答申を西島総長に提出。同和問題を含む人権問題に関する全学的講義開講を提言。
- 12.3 教養部ストライキ実行委員会を名乗る約40名の集団、教養部各門および建物を封鎖し教官入構を阻止。山崎教養部長が警告文を掲示。集会後、集団は学外デモに移り、一連の事態終息。
- 12.11 技術職員問題検討会、「教室系技術職員問題について」と題する答申を西島総長に提出。技術職員の待遇改善の観点から、研修の実施・専門技術職組織の確立を提言。
- 12.- 原子炉設置変更承認申請を国に提出。安全性が問題化し遅延していた2号炉建設計画を正式に撤回。
- 1991.2.- 国により承認。

[1991(平成3)年]

- 1.17 湾岸戦争勃発。
- 1.23 ルイ・パストゥール大学(ストラスブール第一大学)(フランス)と学術交流に関す
-

る一般的覚書を交換。

2. 8 大学審議会、「大学教育の改善について」と題する答申を文相に提出。大学設置基準の大綱化、自己点検・評価システムの導入などを提言。「学位制度の見直し及び大学院の評価について」「学位授与機関の創設について」と題する答申も同時に提出。
3. 29 大学院人間・環境学研究科長設置(文部省令7)。
3. 29 理学部附属気候変動実験施設廃止(文部省令7)。
3. 30 京大初の独立研究科として大学院人間・環境学研究科設置(政令80)。
3. 一 熊野寮自治会と佐野学生部長とが話し合い。入退寮者の『京都大学新聞』紙上発表、寄宿料一括支払いなどで合意成立。
4. 1 全学の教室系技術職員を統合する総合技術部設置。
4. 11 大学院人間・環境学研究科運営協議会要項裁定。
4. 12 木材研究所を木質科学研究所に改組(政令116)。
4. 12 理学部附属臨湖実験所・附属植物生態研究施設廃止(文部省令19)。
4. 12 生態学研究センター設置(文部省令19)。
4. 19 中央教育審議会、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」と題する答申を文相に提出。高校教育の改革、大学や高校の入学者選抜方法の改善などを提言。
4. 30 生態学研究センター規程、同協議会規程、同運営委員会規程達示(達示8、9、10)。
5. 17 大学審議会、「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」と題する答申を文相に提出。18歳人口の急減に対応するため大学の新增設抑制方針を打ち出し、世界的水準の教育研究推進、生涯学習への対応などを提言。
5. 17 大学審議会、「大学院の整備充実について」と題する答申を文相に提出。質・量両面にわたる飛躍的充実の必要性を指摘し、ティーチング・アシスタント制導入などによる学生の処遇改善、留学生の教育体制整備、財政措置充実などを提言。
5. 21 ソウル大学校(韓国)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
5. 28 大学院人間・環境学研究科規程達示(達示17)。
5. 28 創立百周年記念施設建設委員会要項裁定。
6. 3 大学設置基準の大綱化(文部省令24)。一般教育と専門教育の科目区分の廃止、自己点検・自己評価システムの導入などを規定。
6. 3 学位規則一部改正(文部省令27)。学士を学位と位置付け、専攻分野の名称を冠した修士・博士の種類を廃止。また、大学のほか、学位授与機構にも学位授与権を付与。
6. 28 学位授与機構組織運営規則公布(文部省令38)。
7. 3 北部構内交通問題委員会発足。

-
- 7.22 教育課程等特別委員会要項裁定。
 - 9.16 トロント大学(カナダ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 9.ー 原子炉実験所の在り方検討委員会、「京都大学原子炉実験所の在り方について」と題する報告を西島総長に提出。2号炉の設置撤回に伴い既設の1号炉を整備して研究を進展させることを提言。
 - 10.1 構内交通規制要項全面改正。自動車による入構に係関係部局長の許可を必要と規定。
 - 10.1 医学部・病院地区構内の各部局、統一して構内の駐車規制を実施。入出構門を設け、自動開閉ゲートにより24時間の入出構規制。
 - 10.22 教育課程等特別委員会自己評価等調査検討専門部会要項決定。
 - 10.ー 鈴鹿紀、「鈴鹿本今昔物語集」9巻9冊を附属図書館に寄贈。
 - 11.12 教育課程等特別委員会カリキュラム等検討委員会要項決定。
 - 11.25 大学審議会、「大学院の量的整備について」と題する答申を文相に提出。大学院生の倍増、履修形態の弾力化などを提言。
 - 11.27 衆議院特別委員会、国連平和維持活動(PKO)協力法案を強行採決。
 - 12.7 オックスフォード大学(イギリス)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 12.16 医学部教授井村裕夫、総長に就任。
 - 12.21 ソヴィエト連邦解体。
 - ーー 大学院人間・環境学研究科において社会人の受け入れ開始。

[1992(平成4)年]

- 2.3 医の倫理委員会、脳死者からの肝移植について、臨時脳死及び臓器移植調査会(脳死臨調)の答申と司法当局の見解を参考にして対処することが望ましいとの意見を付し指針書を交付。
 - 2.13 医学部附属病院中診・第2臨床研究棟竣工。
 - 3.6 文部省、「リフレッシュ教育の推進のために」と題する報告書を作成。社会人技術者を対象とした高等教育機関における再教育推進を提言。
 - 3.25 本部時計台の鐘が約40年ぶりに復活。
 - 3.ー 本部構内交通問題検討委員会設置。本部・教養部構内の交通規制の基本方針を検討。
 - 4.1 法学研究科長設置(文部省令8)。法学部、京大初の大学院重点化。重点化に対応して修士課程に専修コースを設置、社会人の受け入れ開始。
 - 4.10 工学部附属メゾ材料研究センター設置(文部省令14)。
 - 4.14 ブラウン大学(アメリカ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 4.14 教育課程等特別委員会、大学設置基準大綱化や総合人間学部設置などに伴う教育課程の再編・高度化についての中間報告を井村総長に提出。全学共通科目、自己点検・評価の在り方、学士の学位などに関する審議経過を報告。
-

-
- 4. ー 教養部で開講されていた一般教育科目、外国語科目、保健体育科目にかわり、全学共通科目開講。新設の総合人間学部を科目を中心に各部局からの提供科目を加えて新編成。
 - 4. ー 学術審議会、「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」と題する答申を文相に提出。
 - 5. 1 国家公務員の完全週休2日制開始。
 - 5. 6 総合人間学部設置(法律37)。
1993. 4 ー 最初の学生が入学。
 - 6. 2 保健診療所の在り方検討委員会要項裁定。
 - 6. 2 本部構内交通問題検討委員会、交通規制に関わる基本方針をとりまとめ関係部局長に報告。出入構チェッカーの設置、学生の自動車入構・駐車の実行禁止、モーターバイクの構内走行の禁止を提言。
 - 6. 30 核燃料物質管理委員会規程達示(達示19)。
 - 6. 30 大学院人間・環境学研究科顧問会議要項裁定。
 - 6. ー 農学部附属演習林芦生演習林資料館開館。
 - 7. 1 北部構内の車両入構規制実施。
 - 7. 7 教育課程等特別委員会自己評価等調査検討専門部会、自己点検・評価の在り方についての検討結果を教育課程等検討委員会に報告。
 - 7. ー 本部等構内交通委員会設置。構内駐車駐輪状況、入出構自動車に関して調査。
 - 9. 8 教育課程等特別委員会カリキュラム等検討委員会、1993年度以降の全学共通科目の実施方針などに関する検討結果を教育課程等検討委員会に報告。
 - 9. 29 教育課程等特別委員会、4月14日付中間報告と同様の最終報告を井村総長に提出。
 - 9. 30 教養部の存続期限を1992年度末と規定(文部省令32)。
 - 10. 1 総合人間学部規程達示(達示25)。
 - 11. 10 教育課程委員会規程達示(達示51)。
 - 11. 10 自己点検・評価実施準備委員会規程達示(達示52)。
 - 11. 10 通則一部改正(達示53)。科目等履修生に関する規定を追加。
 - 11. 10 寄附講座及び寄附研究部門規程達示(達示54)。

[1993(平成5)年]

-
- 1. 21 4年一貫教育・週休2日制などへの対応として、5限目を設けた共通時間割を新たに制定。
 - 2. 23 将来構想検討委員会規程達示(達示9)。
 - 2. 23 自己点検・評価実施規程達示(達示10)。
 - 3. 8 本部等構内交通委員会、中間報告を井村総長に提出。交通規制の基本的施策として、駐車可能台数を超えての入構制限、自動車通勤・通学許可圏の設定、自動車
-

- hr/>
- 専用門の設置などを提言。
- 3.9 通則一部改正(達示13)。休日に土曜日を追加。
- 3.26 大学院人間・環境学研究科に博士後期課程設置(政令56)。
- 3.31 教養部廃止。
- 3.- 建築委員会、建物高層化による本部構内の構内再開設計画案として、「吉田キャンパス施設長期計画に関するガイドライン」を作成。建築規制緩和について関連機関と協議開始。
- 4.1 理学部附属分子発生物学研究センター設置(文部省令17)。
- 4.1 医学部附属免疫研究施設廃止(文部省令17)。
- 4.1 防災研究所附属防災科学資料センターを附属地域防災システム研究センターに改組(文部省令17)。
- 4.1 医学部、大学院重点化を開始。
1995.3.30 医学研究科長設置(文部省令8)により完了。
- 4.1 工学部、大学院重点化を開始。
1996.3.31 工学研究科長設置(文部省令8)により完了。
- 4.30 環境保全委員会、古紙の回収と再生紙の利用促進について井村総長に報告。
- 6.- 将来構想検討委員会、「21世紀における本学の在り方について(将来構想試案その1)」をまとめ各部局に配布。大学院重点化、独立研究科の必要性和構想、第3キャンパス問題についての試案を提示。
- 10.5 医学部A棟・B棟竣工。
- 10.12 ウィーン大学(オーストリア)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
- 10.12 理学部動物・植物学科研究棟竣工。
- 10.18 本部構内交通規制の暫定措置実施。違反車へのチェーンロック開始。
- 11.- 将来構想検討委員会、「21世紀における京都大学のあり方について——独立研究科及び第三キャンパス基本構想(1)——」と題する試案を公表。総合エネルギー科学研究科、生物・生命科学研究科、多元価値総合政策研究科の構想案をまとめ、第3キャンパスの具体的構想を提示。
- 12.- 学内の歴史的建造物として、事務局本館・文学部陳列館・土木工学教室本館・建築学教室本館・演習林旧本部事務室・農学部表門および門衛所・旧教養部表門および門衛所・楽友会館を指定。
- 12.- 職場の男性教授から過去数年間にわたってセクシュアル・ハラスメントを受けたとして、教授の元秘書の女性が京都弁護士会に人権侵害救済を申し立て。
- - 経済学部、論文入試実施後の追跡調査を行い、その結果を『京都大学入試の成果と課題』として発表。
- - 工学研究科、材料工学・物質エネルギー化学・分子工学・高分子化学・合成化学・生物化学・化学工学の各専攻において、博士後期課程への社会人の受け入れ開始。
-

1994年度以降、工学研究科の全専攻において、博士後期課程の社会人特別選抜実施。

[1994(平成6)年]

- 1.一 京都市、大学地区を対象に地区計画制度を導入。建物の高層化への関連規制の緩和による大学施設整備に関する支援・誘導策を打ち出す。
- 2.14 木質科学研究所実験棟竣工。
- 2.一 将来構想検討委員会、「21世紀における京都大学のあり方について—中間報告—」を公表。4つの独立研究科構想を含む大学院拡充、学部教育改革、第3キャンパスの必要性などを提言。
- 3.17 ケベック州立大学学長校長協議会(カナダ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
- 3.29 新キャンパス委員会規程達示(達示4)。
- 3.一 医学図書館所蔵の「富士川文庫」を附属図書館へ供用換え。
- 4.12 創立百周年記念事業支援委員会要項裁定。
- 4.一 総合人間学部構内および北部構内において、全学共通科目の専用電子掲示板システム運用開始。
1995.5 一 本部構内・医学部構内・薬学部構内で運用開始。
- 6.21 創立百周年記念事業計画発表。募金と国費により諸記念事業および改修・新築工事の実施を行うことを計画。
- 6.24 高等教育教授システム開発センター設置(文部省令21)。
- 6.24 理学部、大学院重点化を開始。
1995.3.30 理学研究科長設置(文部省令8)により完了。
- 6.一 『自由の学風を検証する—京都大学自己点検・評価報告書』刊行。
- 9.13 高等教育教授システム開発センター規程、同協議員会規程、同運営委員会規程達示(達示19、20、21)。
- 9.15 井村総長、「大学における性差別の問題をめぐって」と題する声明を発表。学内でセクシュアル・ハラスメント疑惑が起こったことについて遺憾の意を表明。
- 10.1 京大初の寄附講座として大学院人間・環境学研究科に国際予防栄養医学講座を設置。
- 11.22 総長を補佐する体制のあり方についてのワーキング・グループ、「総長を補佐する体制のあり方について」と題する報告を井村総長へ提出。総長を補佐する人員の必要性について提言。
一一 本部本館改修工事実施。それにあわせ、時計台の時計も改修。
一一 医学部構内の鉄柵に緑の植え込みを添えて整備。

[1995(平成7)年]

- 1.15 創立百周年記念事業委員会幹事会が²公募した記念シンボルマークの応募作を審査した結果、木質科学研究所職員考案による図案を採用することを発表。
- 1.17 阪神・淡路大震災発生。
- 1.一 阪神・淡路大震災被災地に対して、医療チームの派遣、生活用品の援助、神戸大学医学部附属病院への患者食送付などを実施。防災研究所と東大地震研究所が²中心となり、専門家からなる調査団を編成。
- 2.7 総長特別補佐に関する規程達示(達示5)。
- 3.30 工学部附属環境微量汚染制御実験施設廃止、附属環境質制御研究センター設置(文部省令8)。
- 3.30 農学部附属農業簿記研究施設廃止(文部省令8)。
- 3.30 農学部、大学院重点化を開始。
- 1997.3.31 農学研究科長設置(文部省令13)により完了。
- 3.30 阪神・淡路大震災で被災した京大入学志願者に対する1995年度特例入試実施(31日まで)。
- 3.一 教職員に対する創立百周年記念事業の募金活動開始。卒業生募金は4月から、企業・団体募金は10月から開始。
- 4.18 創立百周年記念式典・シンポジウム委員会要項裁定。
- 4.25 ボローニャ大学(イタリア)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
- 5.20 職員会館の宿泊利用終了。
- 6.1 清風会館開館。教職員の宿泊・会合、および京大に用務のある他大学などの教職員の利用に提供。
- 6.15 附属図書館所蔵「鈴鹿本今昔物語集」、重要文化財に指定(文部省告示94)。
- 7.5 国際交流委員会、「大学間の学生交流のための協定書について」と題し井村総長に提言。短期学生交流を促進するための大学間学生交流協定の必要を説き、協定書文案を提示。
- 7.31 基礎物理学研究所研究棟竣工。
- 9.12 百年史編集史料室要項裁定。
- 9.18 大学審議会、「大学運営の円滑化について」と題する答申を文相に提出。学長・学部長の権限強化を提言。
- 9.26 部局長会議において国際交流委員会による「京都大学国際教育プログラム(仮称)」(KUINEP)実施についての提言を了承、実施に向け準備することを決定。諸外国からの学部留学生を受け入れて正規課程学生とともに英語で教育する計画。
- 11.1 理学研究科、理学ミニ博物館開設。

[1996(平成8)年]

- 1.5 農学部農芸化学科棟竣工。
- 1.23 ストラスブール第一大学(ルイ・パストゥール大学)・同第二大学(人文科学大学)・同第三大学(ロバート・シューマン大学)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
- 1.25 学生懇話室要項裁定。
- 2.20 アフリカ地域研究資料センター要項裁定。
- 2.- 創立百周年記念事業の一環として新学歌の公募開始。最終審査の結果、最優秀作品が決まらず、新学歌制定を断念。
- 3.5 地震対策に関するワーキンググループ、「京都大学における地震対策について―地震災害発生時の緊急対策項目を中心に―」と題し井村総長に報告。災害発生時の緊急対策、災害軽減のための平常時の対策、施設の耐震化対策についての具体案を提示。
- 3.25 大学院人間・環境学研究科棟竣工。
- 3.26 工学部物理系校舎(3専攻共同利用研究棟)竣工。
- 3.27 大学院エネルギー科学研究科設置(政令48)。
- 3.31 文学研究科長設置(文部省令8)。文学部、大学院重点化。
- 3.31 エネルギー科学研究科長設置(文部省令8)。
- 3.31 工学部附属重質炭素資源転換工学実験施設廃止(文部省令8)。
- 3.31 防災研究所附属都市施設耐震システム研究センター廃止(文部省令8)。
- 3.31 アフリカ地域研究センター廃止(文部省令8)。
- 4.1 アフリカ地域研究センター、人間・環境学研究科アフリカ地域専攻に改組。学内措置でアフリカ地域研究資料センターを設置。
- 4.1 大学院エネルギー科学研究科規程達示(達示15)。
- 5.1 経済学部、大学院重点化を開始。
1997.3.31 経済学研究科長設置(文部省令13)により完了。
- 5.11 原子エネルギー研究所をエネルギー理工学研究所に改組(政令119)。
- 5.11 防災研究所の設置目的を改正し、全国共同利用研究所に改組(政令119)。
- 5.11 農学部附属植物生殖質研究施設廃止(文部省令18)。
- 5.11 エネルギー理工学研究所附属エネルギー複合機構研究センター設置(文部省令18)。
- 5.11 防災研究所附属の宇治川水理実験所・桜島火山観測所・潮岬風力実験所・白浜海象観測所・穂高砂防観測所・徳島地すべり観測所・大渦波浪観測所・地域防災システム研究センター・水資源研究センター・地震予知センターを、災害観測実験センター・地震予知研究センター・火山活動研究センター・水資源研究センター・巨大災害研究センターに改組(文部省令18)。
- 5.11 ヘリオトロン核融合研究センター廃止(文部省令18)。

-
- 5.11 防災研究所規程、同協議会規程達示(達示22、23)。
 - 5.28 ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー要項裁定。
 - 6.27 附属図書館所蔵「鈴鹿本今昔物語集」、国宝に指定(文部省告示126)。
 - 7.18 国立大学協会、「国立大学教官等の待遇改善に関する国立大学協会の要望書」を文相らに提出。
 - 8.28 討論集会「京都大学の教育を考える(第1回)ー全学共通科目をめぐってー」開催(29日まで)。総長・全学部長を含む約200名の教職員が参加。
 - 8.ー 事務局に京都大学創立百周年記念事業推進室設置。
 - 10.29 大学審議会、「大学教員の任期制についてー大学における教育研究の活性化のためにー」と題する答申を文相に提出。教員の流動性を高めて教育研究の活性化をはかるため、各大学の判断で大学の教員に任期制を導入し得るようにすることを提言。
 - 10.ー 衛星通信大学間ネットワーク SCS(スペース・コラボレーション・システム)が完成し運用開始。
 - 11.15 科学技術基本法公布(法律130)。今後の科学技術政策の基本的な枠組みとして科学技術振興のための方針、科学技術振興に関する国および地方公共団体の責務などを規定。
 - ー ー 主要構内に光ケーブルおよび ATM 交換機などによる超高速情報ネットワークシステム構築。

[1997(平成9)年]

- 1.31 ロシアのタンカー重油流出事故により重油が日本海沿岸に漂着。職員19名がボランティアとして重油回収作業に参加。
 - 2.18 ウプサラ大学(スウェーデン)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 3.6 ライデン大学(オランダ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 3.15 ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(KU-VBL)竣工、開所式举行。
 - 3.21 文学部第2期校舎竣工。
 - 3.31 薬学研究科長設置(文部省令13)。薬学部、大学院重点化。
 - 3.31 教育学部附属臨床教育実践センター設置(文部省令13)。
 - 3.31 理学部附属地球物理学研究施設・附属火山研究施設廃止、附属地球熱学研究施設設置(文部省令13)。
 - 3.31 工学部附属高度情報開発実験施設廃止(文部省令13)。
 - 3.31 農学部附属農薬研究施設廃止(文部省令13)。
 - 3.31 情報処理教育センター廃止(文部省令13)。
 - 3.31 総合博物館設置(文部省令13)。
 - 3.31 総合情報メディアセンター設置(文部省令13)。
-

-
- 4.1 総合博物館規程、同協議員会規程、同運営委員会規程達示(達示16、17、18)。
 - 4.1 総合情報メディアセンター規程、同協議員会規程、同運営委員会規程達示(達示20、21、22)。
 - 4.8 広報委員会規程達示(達示35)。
 - 4.10 オークランド大学(ニュージーランド)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 6.3 「財政構造改革の推進について」、閣議決定。国立学校に関しては、設置形態を含めた組織の見直しを検討するとともに、授業料の見直し、大学事務組織の一元化、定員削減、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などによる国立学校特別会計繰り入れの抑制を提言。
 - 6.12 大分県別府市の理学部附属地球熱学研究施設(旧地球物理学研究施設)、文化財に登録(6月24日付文部省告示127)。
 - 6.13 大学の教員等の任期に関する法律公布(法律82)。
 - 6.18 郵政省ふるさと切手「京都大学時計台」発行。
 - 6.24 評議会、次年度概算要求事項として副学長制導入と学生部の事務局への一元化を採択。
 - 6.26 ユトレヒト大学(オランダ)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 6.30 ローザンヌ大学(スイス)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 7.11 副学長制の設置および学生部の事務局一元化に反対する学生、井村総長との「団体交渉」実施。
 - 8.19 討論集会「京都大学の教育を考える(第2回)－教養教育について－」開催(20日まで)。
 - 9.3 ケンブリッジ大学(イギリス)と学術交流に関する一般的覚書を交換。
 - 10.17 部局長会議、政府の行政改革会議で検討中の国立大学独立行政法人化問題に対して反対する方針を決定。
 - 10.28 総合博物館・附属図書館および複数のサテライト会場において創立百周年記念展覧会「知的生産の伝統と未来」開催(11月24日まで)。延べ約32,000名来場。
 - 10.ー 全学共通科目レビュー委員会のアンケート調査結果をもとに『京都大学の教育と学生生活－4回生の意見－』刊行。
 - 11.1 京都コンサートホールにおいて創立百周年記念音楽会開催。
 - 11.2 京都都会館において創立百周年記念式典を挙行。各界からの来賓、名誉教授、教職員、学生ら約1,700名出席。式終了後、京都市勧業館において記念祝賀会開催。
 - 11.3 京都テルサホールにおいて創立百周年記念特別講演会(ユルゲン・ハーバーマス、シドニー・ブレンナー)および記念シンポジウム「知の軌跡と大学の可能性」を開催。
 - 11.26 環境保全委員会、「京都大学の環境保全への取り組みについて(その1)」を各部長に通知。再生紙利用、両面コピーの励行、古紙分別回収・資源化促進、機密書
-

- 類の密封回収・資源化、電力消費低減案などについて協力を要望。
12. 5 財政構造改革の推進に関する特別措置法公布(法律109)。歳出全般を徹底して見直し効率化するなどの改革を提示。
- 12.16 工学研究科教授長尾真、総長に就任。

[1998(平成10)年]

- 2.24 総合情報メディアセンター利用規程達示(達示2)。
- 3.27 大学院アジア・アフリカ地域研究研究科設置(政令69)。
- 3.27 大学院情報学研究科設置(政令69)。
- 3.31 教育学研究科長設置(文部省令7)。教育学部、大学院重点化。
- 3.31 大学院アジア・アフリカ地域研究研究科長設置(文部省令7)。
- 3.31 大学院情報学研究科長設置(文部省令7)。
- 3.31 ウイルス研究所附属免疫不全ウイルス研究施設廃止(文部省令7)。
- 3.31 保健診療所規程達示(達示10)。
4. 1 大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程達示(達示11)。
4. 1 大学院情報学研究科規程達示(達示13)。
4. 9 胸部疾患研究所を再生医科学研究所に改組(政令155)。
4. 9 学生部を事務局に統合(文部省令21)。
4. 9 副学長設置(文部省令21)。
4. 9 胸部疾患研究所附属病院廃止(文部省令21)。
4. 9 学部附属施設を研究科附属施設に移行(文部省令21)。
4. 9 法学研究科附属法政実務交流センター設置(文部省令21)。
4. 9 胸部疾患研究所附属感染免疫動物実験施設を再生医科学研究所附属再生実験動物施設に改組(文部省令21)。
4. 9 ウイルス研究所附属エイズ研究施設設置(文部省令21)。
4. 9 生体医療工学研究センター廃止(文部省令21)。
4. 9 副学長選考規程達示(達示18)。
4. 9 厚生補導担当の副学長の職務を定める規程達示(達示19)。
4. 9 再生医科学研究所規程、同協議会規程達示(達示20、21)。
4. 9 教官の任期に関する規程達示(達示23)。
4. ー 全学共通科目として、各学部・研究所・センターの教員による新入生向け少人数セミナー(ポケットゼミ)導入。
- 6.12 中央省庁等改革基本法公布(法律103)。内閣機能の強化、国の行政機関の再編成並びに国の行政組織並びに事務及び事業の減量、効率化などの改革に関する基本事項を規定。文部省については、これにかわる教育科学技術省への編成方針を提示。
- 6.30 大学審議会、「二十一世紀の大学像と改革方策についてー競争的環境のなかで個性

が輝く大学」と題する中間報告を文相に提出。卒業認定の厳格化、高い専門知識をもつ社会人養成型の修士課程の設置、3年間の在学で卒業可能な制度の設置、学長・学部長主導の大学運営、大学運営協議会の設置などを提言。

10.26 同様の答申提出。

- 7.23 楽友会館・農学部表門および門衛所、文化財に登録(8月4日付文部省告示121)。
- 9.2 文学部陳列館・尊攘堂・農学部演習林事務室、文化財に登録(9月25日付文部省告示139)。
- 12.16 滋賀県大津市に生態学研究センター新研究実験棟竣工、竣工式挙行。

[1999(平成11)年]

- 1.26 中央省庁等改革推進本部、4月を目標に決定予定の関連法案・計画等の概要として、中央省庁等改革大綱を作成。そのなかの「国の行政組織等の減量、効率化等に関する大綱」では、国家公務員を10年間で25%削減する方針、84の機関・業務の独立行政法人化などを提言。国立大学の独立行政法人化については結論を延期。
- 2.5 化学研究所共同研究棟竣工記念式典挙行。
- 3.9 同和・人権問題委員会、「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する諸対策について」と題する答申を長尾総長に提出。大学全体としてセクシュアル・ハラスメントの相談窓口を設置することを要求。